

小城市総合計画

後期基本計画



「和」で織りなす 美しいまち



平成 24 年 4 月

目次

第1章 序論	1
1 基本計画策定の趣旨	2
2 計画期間	2
3 政策体系	2
4 数値目標の設定	3
5 重点施策の設定	3
6 施策体系表	4
第2章 後期基本計画	9
政策1 県央に光る交流拠点のまち	10
政策1-1 計画的な土地利用の推進	10
政策1-2 市街地の整備	13
政策1-3 住宅環境の充実	16
政策1-4 道路・交通網の整備	19
政策1-5 情報化の推進	23
政策2 自然と共生する快適で安全・安心なまち	26
政策2-1 自然環境・景観の保全と創造	26
政策2-2 公園・緑地の整備	30
政策2-3 水道水の安全・安定供給	33
政策2-4 下水道の整備	36
政策2-5 循環型社会の形成	39
政策2-6 消防・防災体制の充実	42
政策2-7 交通安全・防犯体制の充実	46
政策2-8 安全な消費生活の充実	49
政策3 健康・福祉日本一を目指すまち	51
政策3-1 保健・医療の充実と健康づくり	51

政策 3-2	生涯スポーツの充実	57
政策 3-3	地域福祉の充実	60
政策 3-4	高齢者福祉・介護の充実	63
政策 3-5	障がい者福祉の充実	67
政策 3-6	社会保障の充実	71
政策 4	子どもの笑顔が輝き歴史と文化を誇れるまち	75
政策 4-1	子育て支援の充実	75
政策 4-2	幼児教育・学校教育の充実	80
政策 4-3	生涯学習の充実	87
政策 4-4	青少年の健全育成	91
政策 4-5	芸術・文化の振興と文化財の保存・活用	95
政策 4-6	国際化・交流活動の推進	99
政策 5	交流と連携による質の高い元気産業のまち	102
政策 5-1	農林業の振興	102
政策 5-2	水産業の振興	108
政策 5-3	商工業の振興と新産業の育成	111
政策 5-4	観光の振興	115
政策 5-5	雇用促進と勤労者福祉の充実	119
政策 6	共につくる新しいまち	122
政策 6-1	人権尊重社会の確立	122
政策 6-2	男女共同参画社会の形成	125
政策 6-3	コミュニティ活動の促進	128
政策 6-4	市民と行政との協働体制の確立	131
政策 6-5	自立した行政経営の確立	134
第 3 章	戦略プロジェクト	138

第1章 序論

第1章 序 論

1 基本計画策定の趣旨

本計画は、平成19年度に策定した、小城市総合計画（構想期間 平成19年度から28年度までの10年間）で示した目指す将来像「薫風新都 ～みんなでつくる・笑顔あふれる小城市～」の実現を目指し、基本目標である「和」で織りなす美しいまちづくりを基に、前期基本計画（計画期間平成19年度から平成23年度までの5年間）に引き続き、今後5年間のまちづくりに関する施策の取り組みについて示すものです。

2 計画期間

本計画における計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

3 政策体系

前期基本計画では、将来像実現のための6つの政策のそれぞれについて、まちづくりの課題となる35の施策を設定し、各施策の下に、施策の成果を向上させ、目的を達成するための手段として、156の基本事業を設定しました。

また、基本事業の下に、より具体的な手段として、さまざまな事務事業を展開してきました。

後期基本計画では、前期基本計画の取り組みを踏まえた上で、引き続き35の施策の成果向上を目指し、基本事業の統合、新設するなど最小限の整理を行い、144の基本事業に再編しました。

4 数値目標の設定

総合計画の進行管理については、総合計画と連動した行政評価システムにより実施しています。

後期基本計画においても、施策の目的がどの程度達成されたかを数値目標とし、成果指標を設定し、平成 22 年度の現状値を基に、平成 28 年度までの目標値を設定しました。

毎年実績値を把握し、目標値の達成度を確認していきます。

5 重点施策の設定

重点施策とは、「基本構想（まちづくりのビジョン）」の実現に向け、基本計画期間中に成果を重点的に向上させる施策をいいます。

厳しい財政状況を踏まえ、効果的・効率的に課題解決を図り、他の施策に優先して資源配分（事業費または人件費など）を行い成果の向上を図ります。

後期基本計画期間（平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間）における重点施策は以下の 6 施策です。

- 市街地の整備
 - 【関連施策】計画的な土地利用の推進
- 循環型社会の形成
 - 【関連施策】下水道の整備
- 子育て支援の充実
 - 【関連施策】幼児教育・学校教育の充実
- 生涯学習の充実
 - 【関連施策】生涯スポーツの充実
- 商工業の振興と新産業の育成
 - 【関連施策】農林業の振興、水産業の振興
- 市民と行政との協働体制の確立
 - 【関連施策】男女共同参画社会の形成

小城市総合計画後期基本計画施策体系表 ★：重点施策

政策	施策		基本事業
政策1 県央に光る交流拠点のまち	1	計画的な土地利用の推進	土地利用方針の作成
			適正な土地利用への誘導
	★2	市街地の整備	市街地におけるまちづくり体制の確立
			市街地の計画的整備
			特色ある拠点地区の形成と相互連携
	3	住宅環境の充実	良好な住宅地形成の促進
			市営住宅の適正管理
			住まいに関する情報提供の推進
	4	道路・交通網の整備	高速交通体系整備の促進
			国・県道整備の促進
			市道の整備
			公共交通の利便性向上
	5	情報化の推進	情報通信基盤の利活用と市民サービスの向上
			電子自治体の構築と業務の効率化・効果的な展開
			情報セキュリティ対策の推進
政策2 自然と共生する快適で安全・安心なまち	1	自然環境・景観の保全と創造	自然環境・景観の保全
			環境教育・啓発等の推進と実践活動の推進
			公害等環境問題への対応
			美しい街並み景観づくり
			地球温暖化防止の推進
	2	公園・緑地の整備	身近な公園の整備と維持管理の充実
			特色ある親水・親緑空間の整備
			緑化の推進
	3	水道水の安全・安定供給	水源の確保
			水道施設の整備
			水道事業の健全化
			節水型まちづくりの推進
	4	下水道の整備	地域条件に応じた下水道整備の推進
			施設の適正な維持管理と加入促進

	★5	循環型社会の形成	下水道経営の健全化
			ごみ処理体制の充実
			4R運動の促進
			ごみの不法投棄対策の推進
	6	消防・防災体制の充実	し尿処理体制の充実
			常備消防・救急体制の充実
			地域の消防力の向上
			防災体制の充実
			治山・治水対策の推進
			危機管理対策の充実
			交通安全啓発等の推進
	7	交通安全・防犯体制の充実	交通安全の環境整備
			防犯啓発等の推進
			地域安全活動の推進
			消費者教育・啓発の推進
8	安全な消費生活の充実	消費生活相談の充実	
政策3 健康・福祉日本一を目指すまち	1	保健・医療の充実と健康づくり	母子保健の充実
			成人・老人保健の充実
			保健事業推進体制の充実
			感染症対策の推進
			地域医療体制の充実
	2	生涯スポーツの充実	スポーツ施設の整備充実・有効活用
			スポーツ団体、指導者の育成
			幅広いスポーツ活動の普及促進
	3	地域福祉の充実	福祉サービスを利用しやすい環境づくり
			福祉サービス・地域資源の充実
			福祉教育・啓発活動等の推進
			地域住民による見守り体制の充実
	4	高齢者福祉・介護の充実	高齢者福祉・介護推進体制の充実
			地域支援事業の実施
			予防給付・介護給付の実施

政策4 子どもの笑顔が輝き歴史と文化を誇れるまち	5	障がい者福祉の充実	高齢者の生きがいづくり、社会参加等の支援
			障がい者福祉推進体制の充実
			広報・啓発活動等の推進
			障害福祉サービスの提供
			人にやさしい環境整備の推進
			障がい児保育・特別支援教育の充実
	6	社会保障の充実	障がい者の保健・医療サービスの充実
			国民健康保険事業の健全化
			国民年金制度の啓発
	★1	子育て支援の充実	低所得者福祉の推進
			地域における子育て支援の充実
			子どもと母親の健康の確保・増進
教育環境の整備			
子育てを支援する生活環境の整備			
職業生活と家庭生活との両立の支援			
2		幼児教育・学校教育の充実	子どもの安全確保
			幼児教育の充実
			小・中学校教育内容の充実
			心の問題への対応
			特別支援教育の充実
			家庭や地域との連携強化、安全対策の推進
	学校給食施設の充実と食育の推進		
	教職員の資質向上		
★3	生涯学習の充実	情報教育環境の整備充実	
		学校施設の整備充実	
		生涯学習推進体制の充実	
		生涯学習関連施設の整備充実・機能強化	
		指導者の育成・登録・派遣体制の充実	
		市民ニーズに合った特色ある学習プログラムの整備と提供	
		社会教育関係団体との連携	

	4	青少年の健全育成	家庭の教育機能の向上	
			青少年健全育成体制と活動の充実	
			健全な社会環境づくり	
			青少年の体験・交流活動等への参画促進	
			青少年団体、指導者の育成	
	5	芸術・文化の振興と文化財の保存・活用	芸術・文化団体、指導者の育成	
			多様な芸術・文化の鑑賞機会、発表機会の充実	
			文化財の保存・活用	
			書にふれる機会の充実	
	6	国際化、交流活動の推進	国際交流推進体制の支援	
			多様な国際交流活動の促進	
			地域間交流活動の促進	
	政策5 交流と連携による質の高い元気産業のまち	1	農林業の振興	農業生産基盤の充実
				担い手等の育成・確保
				生産性の向上、ブランド化
				都市住民と農村との交流の促進、地産地消の促進
				農業の6次産業化の促進
				計画的な森林整備の促進
森林の保全・育成と総合的利用				
2		水産業の振興	漁業生産基盤の充実	
			担い手等の育成・確保	
			生産性の向上、経営の安定化	
			都市住民と漁村との交流、地産地消の促進	
★3		商工業の振興と新産業の育成	新しい時代やニーズに対応した経営支援	
			事業を担う人材育成	
			特産品開発、起業化・新産業創出への支援	
			商店街の商業の活性化	
			商工業団体の育成強化	
4		観光の振興	観光PR活動の充実	
			観光・交流資源の充実	

			広域観光ルートの充実
			イベント・祭りの充実
			農林水産業と連携した観光・交流機能の拡充
			観光団体の育成強化
		5	雇用促進と勤労者福祉の充実
		勤労者福祉の充実	
政策6 共につくる新しいまち	1	人権尊重社会の確立	あらゆる場を通じた人権教育・啓発活動の推進
			人権相談・支援の充実
	2	男女共同参画社会の形成	男女共同参画社会への意識の高揚
			政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
			労働・雇用における男女共同参画の促進
			DVなどの暴力の根絶に向けた環境整備の充実
	3	コミュニティ活動の促進	コミュニティに関する情報提供の推進
			コミュニティ活動への支援
			コミュニティづくりによる自治機能の向上
	★4	市民と行政との協働体制の確立	情報提供・広聴活動の充実
			計画策定・政策形成過程への参画による協働の推進
			CSO等の育成
			協働のルール・仕組みづくり
	5	自立した行政経営の確立	行政改革の推進
			財政運営の適正化
			職員の人材育成
			公共施設の適正配置
広域行政の推進			

第2章 後期基本計画

政策1 県央に光る交流拠点のまち

政策1-1 計画的な土地利用の推進

施策の目的

自然環境と都市的環境との調和を図りつつ、市の一体的な発展に向け、小城市らしい秩序ある計画的な土地利用を推進します。

現況と課題

本市は、佐賀県のほぼ中央、佐賀平野の西端にあり、県都佐賀市に隣接しています。佐賀市の西方約10km、車で20分の位置にあり、福岡市へ約70km、長崎市へ約100kmの距離にあります。

地勢的には、北部に天山山系がそびえ、中央部は肥沃な佐賀平野が開けています。また、南部には農業用排水路のクリーク地帯が縦横に広がり、日本一の干潟・有明海に面しています。天山山系に源を発し、流れ下る祇園川、晴気川、牛津川は扇状地を形成し、佐賀平野を潤して有明海へと注いでいます。

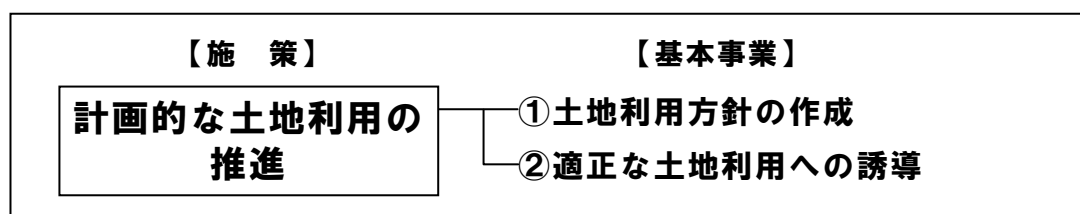
本市の総面積は、95.85km²を有しており、地目別面積（平成23年1月1日現在固定資産概要調書）については、田3,307ha、畑1,009ha、宅地879ha、山林1,756ha、原野339haとなっています。農用地が全体の半分近くを占める農村地帯ですが、依然として宅地開発が進んでおり、農村集落の混住化や農地転用によるスプロール化¹が見られます。

こうした農地の中における市街地（宅地）や商工業用地の開発は、農村の地域性や景観が損なわれるなど、営農環境の悪化にもつながっています。さらに、道路や上下水道などの都市基盤整備が計画的・効率的に行われないなどの問題が生じてくる恐れがあることから、土地利用のビジョンを踏まえた土地利用方針を計画し、まとまりのある開発へと転じていくことが求められています。

¹ 都市が不規則に郊外へと拡大していくこと。

また、中山間地²においては、山林・農地・樹園地の荒廃化・遊休地化も見られ、適切な対策が求められています。

施策の体系



基本事業

①土地利用方針の作成

基本構想の「土地利用の基本方針」に基づき、都市計画マスタープラン³を補完する計画として土地利用方針を作成し、個別規制法（都市計画法、農振法等）との調整を行います。

②適正な土地利用への誘導

土地利用関連計画、関連法、条例等を、市民をはじめとする土地利用者へ周知し、これらの一体的な運用による規制・誘導によって、適正な土地利用を積極的に促進します。

主な成果の目標

指 標	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
農地面積	ha	4, 3 2 7	4, 2 9 7
宅地面積	ha	8 7 6	8 9 5

※宅地面積に、公共用地（国・県・市道路、河川・水路等）や雑種地は、含まないので、農地減少面積と宅地増加面積は合わない。

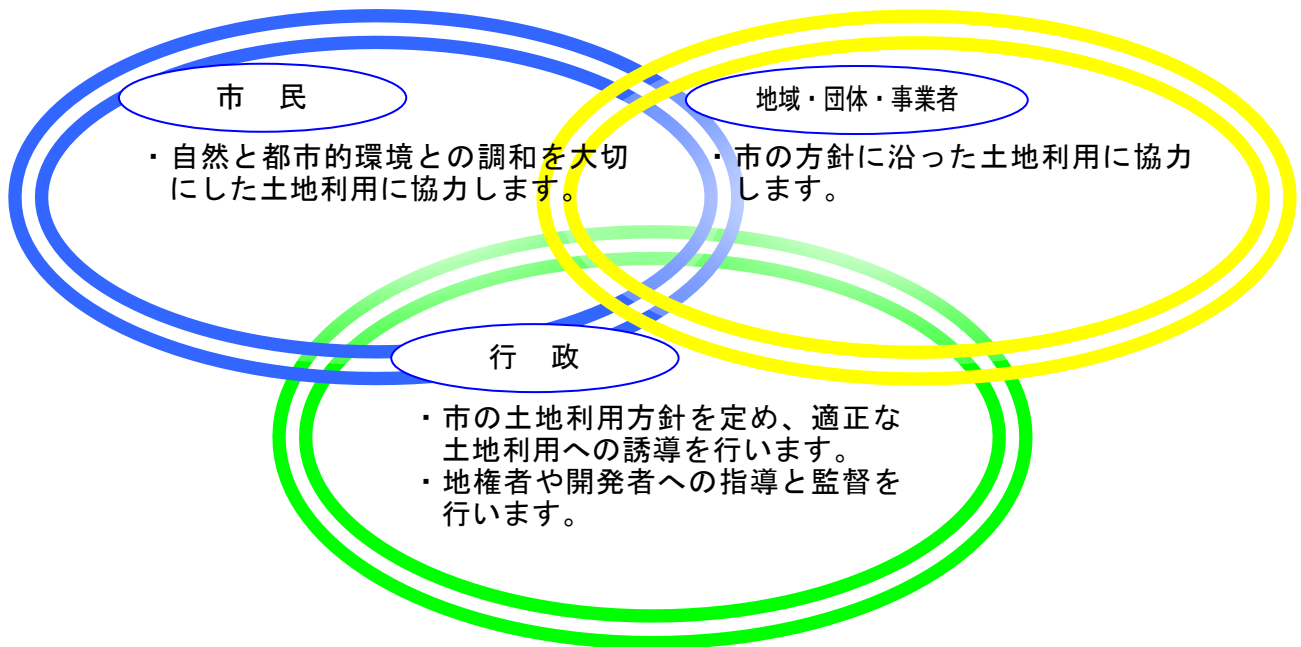
² 平野の外縁部から山間地のこと。

³ 個別計画（平成 20.8 策定）。

主な事業（例示）

土地利用方針作成
土地利用啓発事業
小城市農業振興整備計画見直し事業

期待される協働のイメージ



政策 1-2 市街地の整備

施策の目的

人々が集う魅力ある景観を備えた安全で快適な市街地の形成を図るため、計画的な都市整備を推進します。

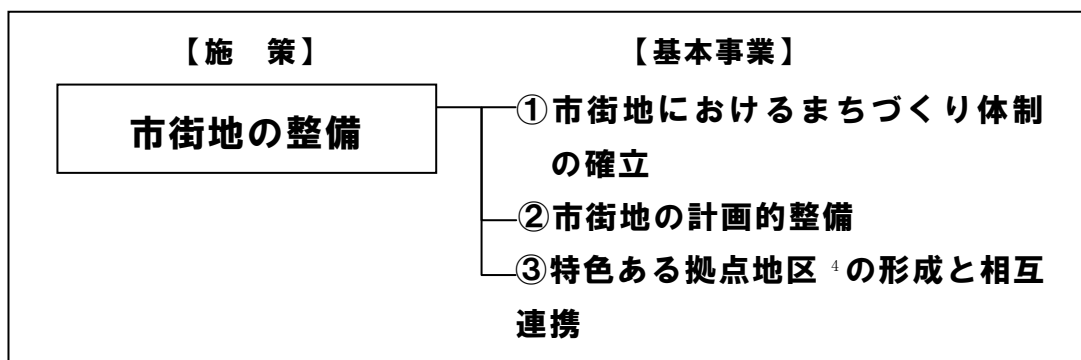
現況と課題

本市は、市内全域が都市計画区域内であります。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の時代を迎えて、集約型都市構造への転換が求められており、本市においても市街地の拡散防止による集約化と、既成市街地の活性化が課題となり、計画的な市街地の形成や拠点地区⁴への誘導を行わなければ、道路や公園などの効率的な配置や整備に支障をきたしたり、生活道路や污水处理施設が不十分なまま宅地化され生活環境や営農環境に問題が生じる恐れがあります。

そのため、市街地における都市的利用の適正化と土地の有効利用、高度利用を促進するため、都市計画マスタープランに基づき、計画的な市街地の整備を進める必要があります。

施策の体系



⁴ 都市計画マスタープランで設定している、各庁舎周辺の4地区。

基本事業**①市街地におけるまちづくり体制の確立**

広報・啓発活動等を通じ、計画的な市街地づくり、まちづくりを考える気運の醸成を図りながら、都市計画を推進する組織や体制を整備します。

②市街地の計画的整備

地域特性に応じた都市施設の整備及び土地の高度利用を市民参加の整備手法により進め、住環境を向上させます。

また、まちの玄関としての駅周辺環境の整備や商店街の環境・景観整備を進め、賑わいのある利便性の高い空間形成に努めます。

③特色ある拠点地区⁵の形成と相互連携

市民協働による地域特性に応じたまちづくりを目指し、特色ある拠点地区の形成を図ります。また、地域活動の活性化を醸成し、周辺地域や他の拠点地区との交流・連携により、活力あるまちづくりを全体へと展開します。

主な成果の目標

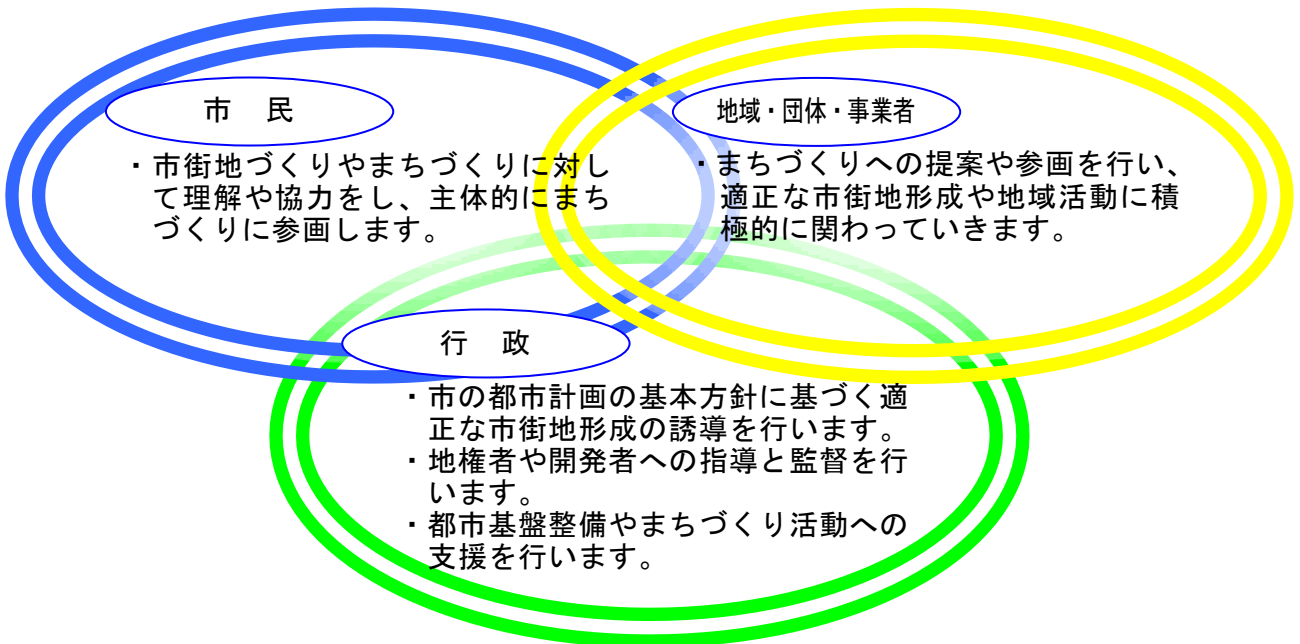
指 標	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
都市計画マスタープラン拠点地区の人口増加率	%	101.0	108.0
拠点地区面積に対する人口の集積度	%	26.8	27.7
にぎわいのあるまちとなっていると思う市民の割合	%	24.2	30.0

主な事業（例示）

土地利用方針の作成
中心市街地活性化推進事業

⁵ 都市計画マスタープランで設定している、各庁舎周辺の4地区。

期待される協働のイメージ



政策 1-3 住宅環境の充実

施策の目的

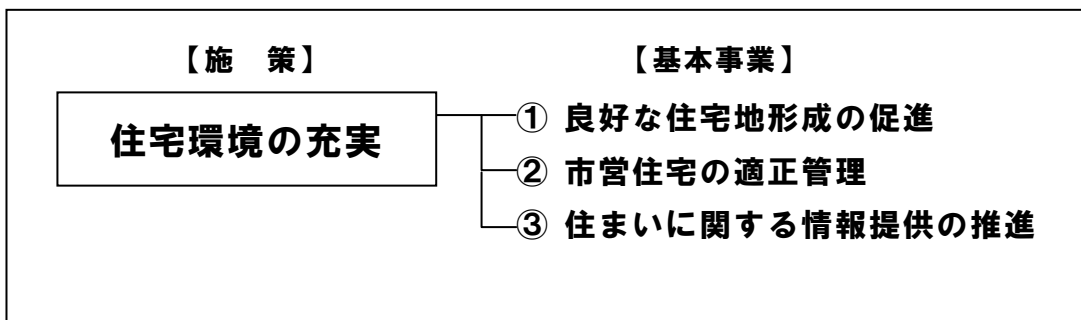
みんなが集い、住みたくなるまちづくりを目指し、快適で安全・安心な居住環境を創出します。

現況と課題

本市の公営住宅は、小城地区に西新町団地、下畑田団地、牛津地区に友田団地、天満町団地、柿樋瀬団地、駅南団地の6団地があります。

西新町団地は、平成6～8年に建て替えが完了していますが、他の5団地については、昭和41～49年の建築で、耐用年数⁶を経過しており、居住水準の低下、地域防災面での問題や設備の老朽化等様々な問題があり、平成19年3月には、住まいやまちづくりに関する理念や将来像、基本目標や取り組む施策の方向性などを示した、「小城市住宅マスタープラン」⁷を策定し、この計画に沿って、市営住宅ストックの活用をはじめとし、将来を見据えた適切な住宅市場の形成等、若者の定住や活気あるまちづくりのために具体的な事業の展開を図る必要があります。

施策の体系



⁶ 建物・機械など固定資産の税務上の減価償却を行うにあたって、減価償却費の計算の基礎となる年数。

⁷ 個別計画(平成19年3策定)。

基本事業**①良好な住宅地形成の促進**

土地利用方針や建築協定⁸を踏まえ、住宅関連業者の参入意欲が向上するような住宅地としての整備の誘導を行います。

②市営住宅の適正管理

耐用年限が経過し、早期の建替が求められている牛津地区の既存の4団地の建替を進めます。

その他の市営住宅については、適正管理を継続して行います。

③住まいに関する情報提供の推進

豊かな住生活の実現に向けた市民の活動を支援するために、住まい・まちづくりに関する情報発信を行うとともに、相談体制の充実や専門家の派遣による支援等を行います。

主な成果の目標

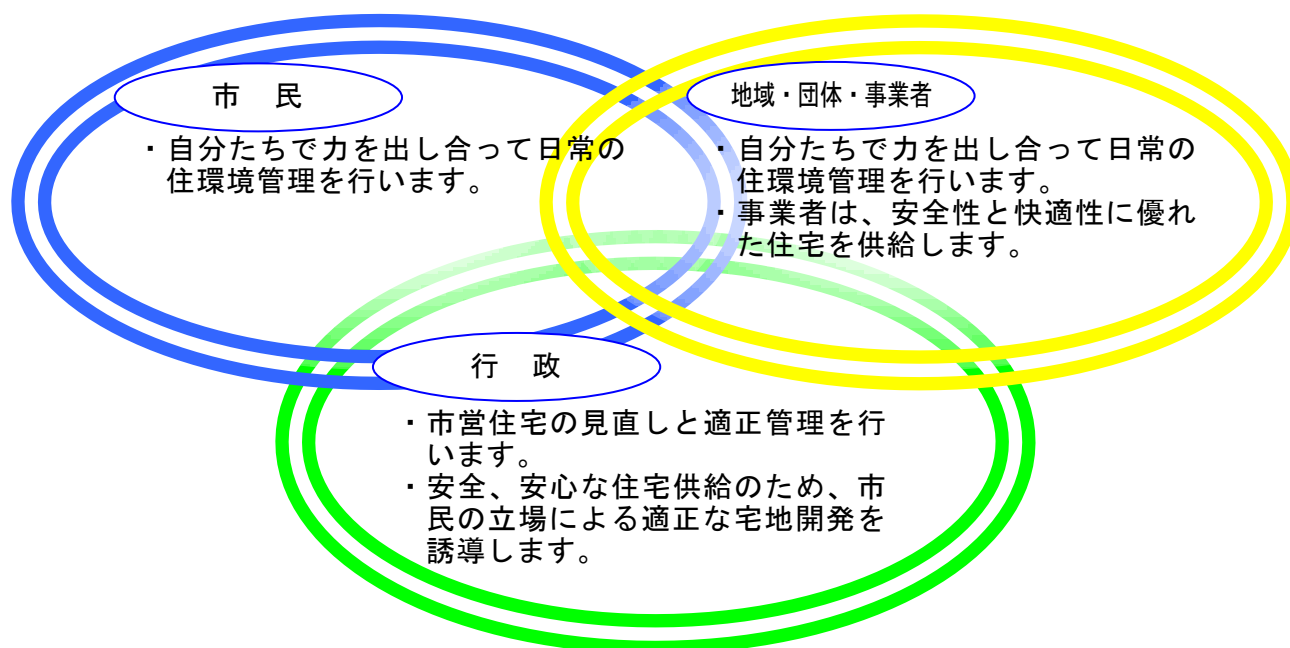
指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
住みやすいと感じる市民の割合	%	71.5	80.0

主な事業（例示）

市営住宅の建替

⁸ある一定の区域において、建築基準法で定められた基準に加え、住民等が自ら建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関し一定の制限を設け、それをお互いが守っていくことによって、住宅地や商店街の街並景観に統一感を出し、将来にわたって地域の環境を保全することで、魅力ある個性的なまちづくりを進めるとともに、地域振興を図ることを目的として締結する協定。

期待される協働のイメージ



政策1-4 道路・交通網の整備

施策の目的

県央の交流拠点としての機能の強化と安全性・利便性の向上に向け、道路・交通網の整備を進めます。

現況と課題

○道路

市内には、北部の天山山系と佐賀平野の境には西九州を貫通する長崎自動車道が、中央には佐賀平野の交通の大動脈と位置づけられる国道34号が東西に走り、県内における生活や流通、観光面においても重要な役割を担っています。

唐津方面へは国道203号が、鹿島方面へは南部に国道444号がありますが、両国道ともに交通渋滞を招いており歩道設置などの交通安全対策も遅れているため、地域高規格道路（佐賀唐津道路、有明海沿岸道路）が計画されています。

県道は、国道に次ぐ広域幹線道路として機能しており、市内には主要・一般県道が10路線あります。しかし、市街地や集落部では、幅員が狭く改良が進んでいない状況にあり、通勤・通学時には幅員の狭い箇所や変形交差点において、交通渋滞が発生しています。

また、市道においても同様の傾向が見られます。

このような状況を踏まえ、幹線道路における未改良箇所や歩道の整備、地域高規格道路（佐賀唐津道路、有明海沿岸道路）との接続道路の整備を促進するとともに、長崎自動車道、鉄道駅、公共施設へのアクセスの向上を見据えた道路整備、環境・景観に配慮した道づくりを進めていく必要があります。

○交通網

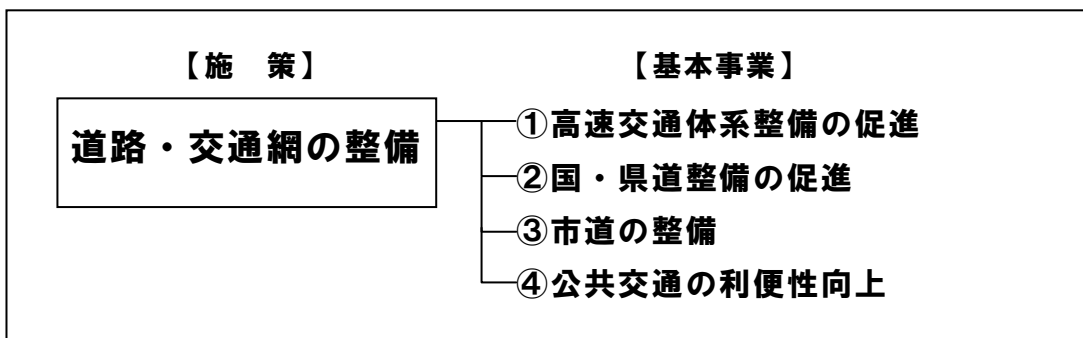
本市には、JR唐津線、JR長崎本線が運行しており、通勤・通学・買い物などの重要な交通手段となっており、小城駅、牛津駅が利用できます。

市内の民間路線バスとしては、小城地区、三日月地区を経由地として3路線、牛津地区を経由地として2路線、さらに牛津駅～福富線、小城～牛津線が運行されています。これらは全て、国、県、市の補助による運行となっています。

市内巡回バスは、これまで旧町単位で運行していた福祉を目的とした巡回バスの運行を、平成22年1月から有料化による持続可能な運行形態に変更し、継続運行を行っております。(小城地区、三日月地区、牛津地区) 芦刈地区については、デマンド(事前予約)方式によるコミュニティタクシー⁹を運行しています。

民間路線バスについては、通勤・通学をはじめ市民生活を支える交通手段として重要な役割を果たしています。しかしながら、モータリゼーションの進展などにより利用者は減少傾向にあることから、国・県とともに運行の支援を行い、維持存続に努める必要があります。また、巡回バス等についても、高齢化社会の進展とともに重要な役割を果たすことが期待できることから市内の通院、買い物などの日常生活に密着した身近な交通手段として確保していく必要があります。

施策の体系



⁹ 地方自治体が住民福祉の向上を図るため、自らが主体的に運行を確保するタクシー。

基本事業**① 高速交通体系整備の促進**

市発展の基盤となる高速交通体系として、佐賀唐津道路及び有明海沿岸道路の地域高規格道路の早期整備を促進するとともに、長崎自動車道小城パーキングエリアへのETC専用インターチェンジの設置を推進します。

② 国・県道整備の促進

広域幹線道路として、国・県道の整備を促進します。特に、4地区を結ぶ南北幹線道路の整備を重点的に促進します。

③ 市道の整備

高速交通体系や国・県道との連携、機能分担、歩行者や通学路などの安全性・利便性の向上等に留意しながら、安全で快適な市道の整備を計画的、効率的に推進します。

④ 公共交通の利便性向上

鉄道の利便性、安全性の向上を働きかけていくとともに、利用者の利便性を図るため駅及び駅前広場の環境整備を進めます。

民間路線バスや市内巡回バス等については、市民の身近な交通として市民生活を支える交通手段として重要な役割を果たしていることから、民間路線バスの維持存続に努めるとともに、巡回バスを含めた市内を運行しているバスの現状と課題を精査し、路線ごとに地域に根ざした運行形態の検討や利便性の向上と利用促進を行います。

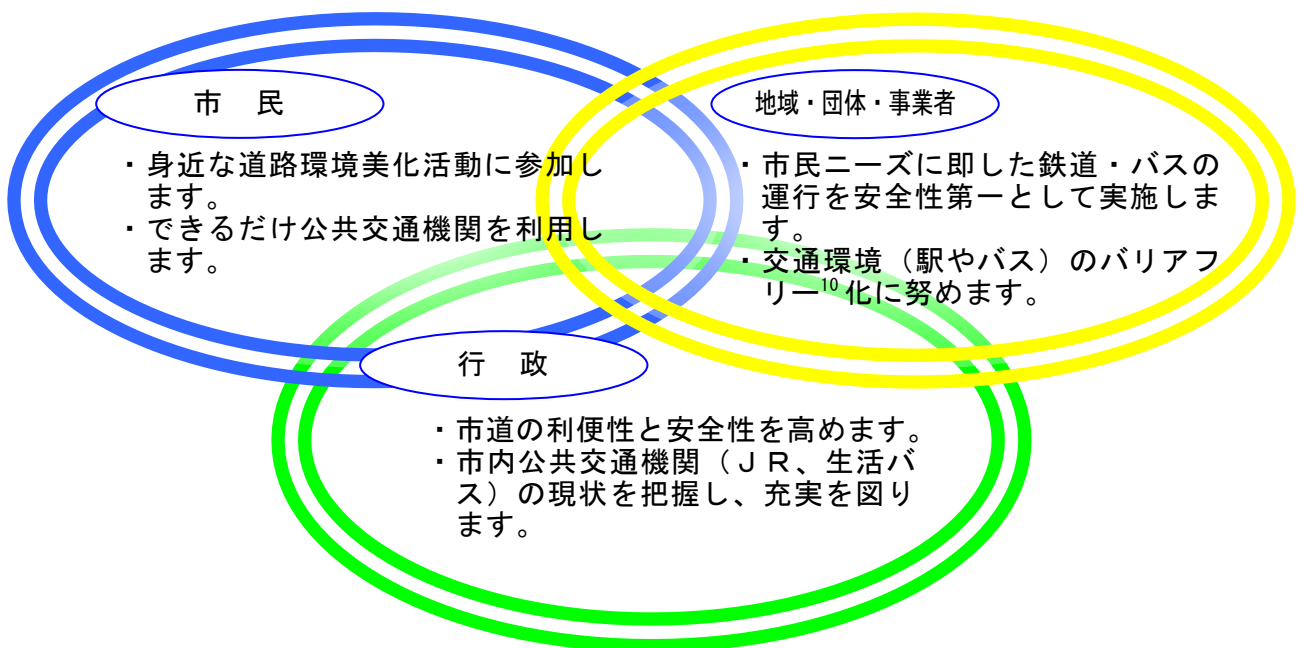
主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
歩道延長	m	24,433	25,083
市道改良率	%	85.3	85.9
公共交通の利用を便利と感じる市民の割合	%	22.1	30.0

主な事業（例示）

県道江北芦刈線建設促進
 有明海沿岸道路（佐賀福富道路）建設促進
 佐賀唐津道路建設促進
 小城パーキングエリアへのETC専用インターチェンジ設置の推進
 市道改良事業
 市内巡回等バス運行事業、生活交通路線バス等維持補助事業

期待される協働のイメージ



¹⁰ 物理的、制度的、心理的な障壁（バリア）を取り除くこと。

政策1-5 情報化の推進

施策の目的

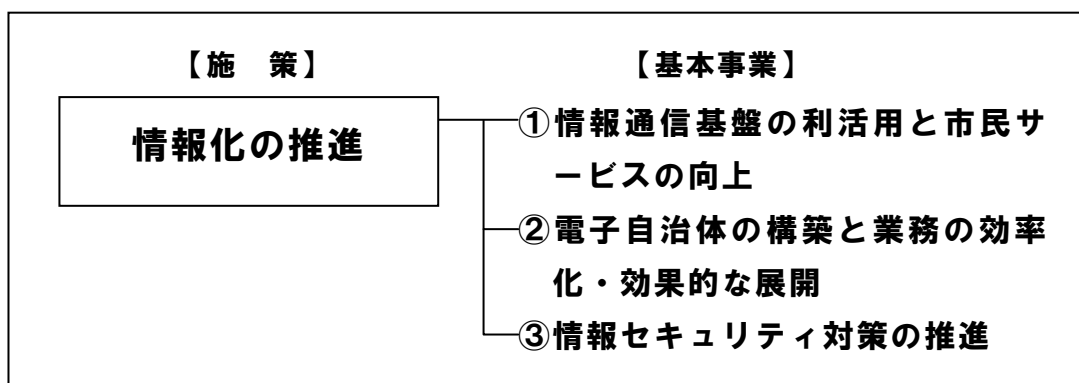
市民生活の質的向上と豊かな地域社会の実現に向け、電子自治体の構築と一体的な情報化を進めます。

現況と課題

市内では、高速インターネットサービスとして、ADSL¹¹とケーブルインターネットが利用できる環境にあります。ADSLは、基地局から5kmが限界であることやケーブルインターネットは三日月地区、牛津地区だけがサービスエリアになっていたことから情報格差の是正と地上デジタル放送移行に向けて、平成19年度から平成20年度にかけてケーブルテレビ網の整備を行い、市内全域を100%カバーしています。また、平成22年度から民間通信事業者による光通信も始まり、ブロードバンド環境は整いつつありますが、さらにブロードバンド化を進めるには、今後民間通信事業者による魅力あるサービスの提供が求められています。また、インターネットの利用率は、まだ高い状況にはありません。今後インターネットは、自治体の業務、市民生活などに深く浸透することが予想され、ホームページからの情報収集や申請書の取得など幅広い活用を促進する必要があります。地域社会を構成する市民やNPO、企業、行政などが、情報通信技術を活用し、情報の提供・共有・活用を通じて地域の様々な課題を解決しながら、よりよいまちづくりを進め、地域に暮らす人々の豊かな社会生活を創出することが求められています。また、個人情報保護やコンピュータウィルス等の有効な対応策を検討するとともに情報漏えいを防ぐ取組みが必要となっています。

¹¹ Asymmetric Digital Subscriber Line の略で、一般の電話回線を用い、音声を伝えるには使わない高い周波数帯を利用して高速データ通信を行うもの。

施策の体系



基本事業

① 情報通信基盤の利活用と市民サービスの向上

市民に便利で迅速な窓口サービスと市政や暮らしに関する様々な情報提供の充実に取り組むとともに、パソコン教室や ICT¹²利活用セミナーなどの開催を推進します。

② 電子自治体の構築と業務の効率化・効果的な展開

市民サービスの向上と行政事務の簡素・効率化、高度化を図るため、既存の各システムの維持・充実に加え、電子自治体の構築による行政の情報化を推進します。

また、効果的な運用を図るため、情報システムの共同利用、共同調達を検討するとともに、地上デジタル放送移行後のデータ放送の活用について取り組みます。

③ 情報セキュリティ対策の推進

各種情報サービスを安全かつ円滑に利用・運用するため、セキュリティポリシーの見直しを行い、個人情報の取扱いやコンピュータウィルスへの対応など情報セキュリティ対策の徹底に努めます。

¹² 情報通信技術。

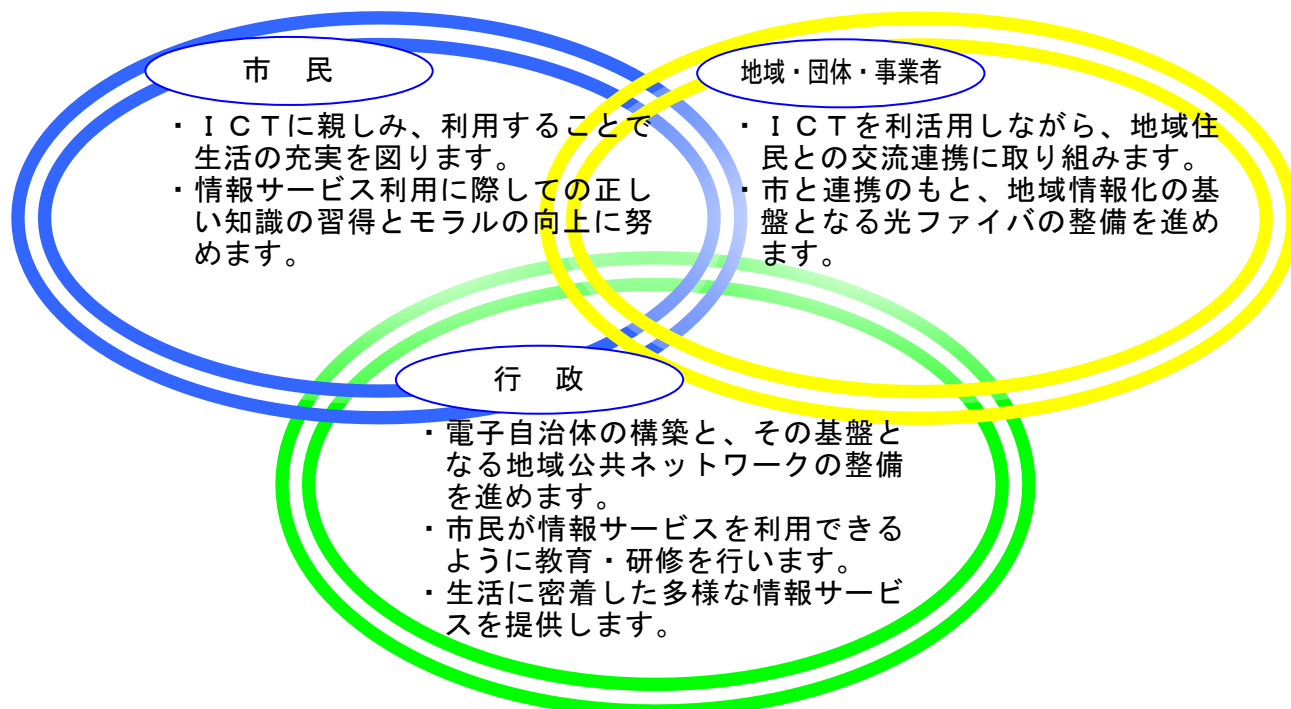
主な成果の目標

指 標	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
市ホームページへのアクセス数	件	3, 308, 252	3, 857, 000
ブロードバンド利用率	%	57.9	80.0

主な事業(例示)

情報化推進事業
パソコン教室事業

期待される協働のイメージ



政策2 自然と共生する快適で安全・安心なまち

政策2-1 自然環境・景観の保全と創造

施策の目的

清水川が名水百選¹³に選ばれるなど優れた自然、貴重な歴史・文化を有するまちとして、環境・景観を重視した特色ある美しいまちづくりを進めます。

現況と課題

本市の天山から有明海までの変化に富んだ地形や平地に広がる農地など、豊かで美しい地域の自然環境と景観は、人々の暮らしを育み、まちの魅力を高める貴重な資源となっています。これらの自然環境と景観を守る市民ぐるみでの活動が必要となっています。

市民協働による河川等の一斉清掃が行われていますが、一方、地球温暖化や廃棄物の増加などの様々な環境問題が今後さらに深刻さを増すことが予想され、環境に配慮した事業活動や市民の日常生活での取り組みがますます求められることとなります。市民の環境問題への関心は高いものの、市民協働の環境保全活動はまだ十分とはいえない状況にあります。

本市の天山山系からの水は、祇園川、晴気川、牛津川を通り佐賀平野を潤し、有明海へと流れています。この水資源を守り、ホタルなどが生息する自然の生態系を損なわないためには、引き続き一層の水質浄化対策が必要です。

また、二酸化炭素など温室効果ガス¹⁴の削減のために、市として取り組む必要があるとともに、地域の取り組みについても検討していく必要があります。

加えて、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動についても、その解消に向

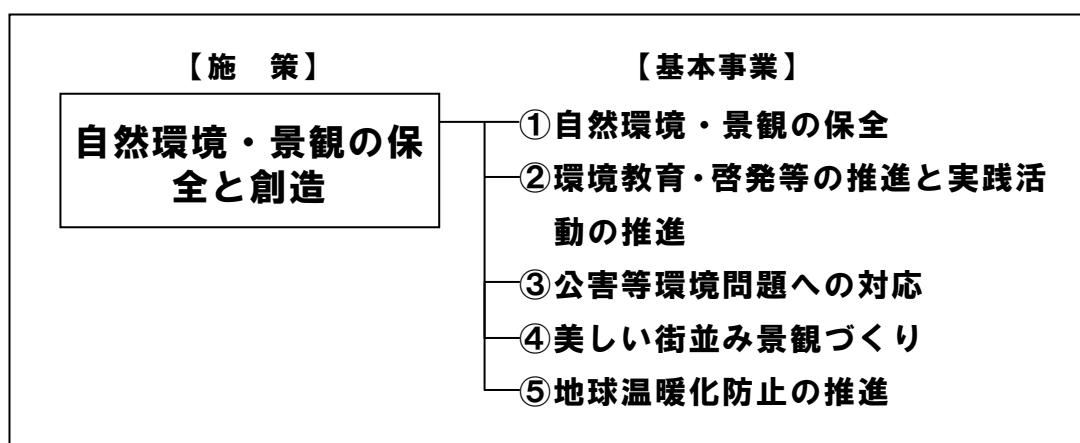
¹³ 昭和60年に環境庁により100カ所選定された特色ある湧水や河川。

¹⁴ 二酸化炭素、メタン、フロンなど、熱を吸収し、外に出て行くのをふせぐ性質があるガス。

けた体制の充実が求められます。

また、本市は、数多くの文化財や歴史的街並みなどを有する景観に恵まれたまちであり、景観の保全や地域資源を生かした美しい景観づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



基本事業

① 自然環境・景観の保全

自然環境の保全に留意した適正な土地利用の誘導、市民との協働のもと、河川・水路の清掃、有明海の環境保全や棚田の保全に向けた取り組みを積極的に進めます。

② 環境教育・啓発等の推進と実践活動の推進

環境美化運動をはじめ、河川の水質浄化及び省資源・省エネルギー運動、新エネルギー対策への取組みについて、市民や事業者の自主的な環境保全活動を促進する等、環境にやさしいライフスタイルや事業活動の定着に努めます。そのために、環境教育や環境保全に関する広報・啓発活動を推進し、市民の環境保全意識の高揚を図ります。

また、実践的な環境保全活動を展開する環境ボランティアの育成・支援を行います。

③ 公害等環境問題への対応

水質汚濁や騒音、悪臭、振動などの公害に対し、関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。

また、ペットの飼育マナーの向上に関しても啓発活動等を進めます。

④美しい街並み景観づくり

歴史的な街並み整備をはじめ、市民参加による自然・歴史・文化資源を生かした美しい街並み景観づくりを積極的に進めます。

⑤地球温暖化防止の推進

省資源・省エネルギー運動、アイドリングストップ運動など、市民や事業者の自主的な環境保全活動を支援・促進し、環境にやさしいライフスタイルや事業活動の定着に努めます。

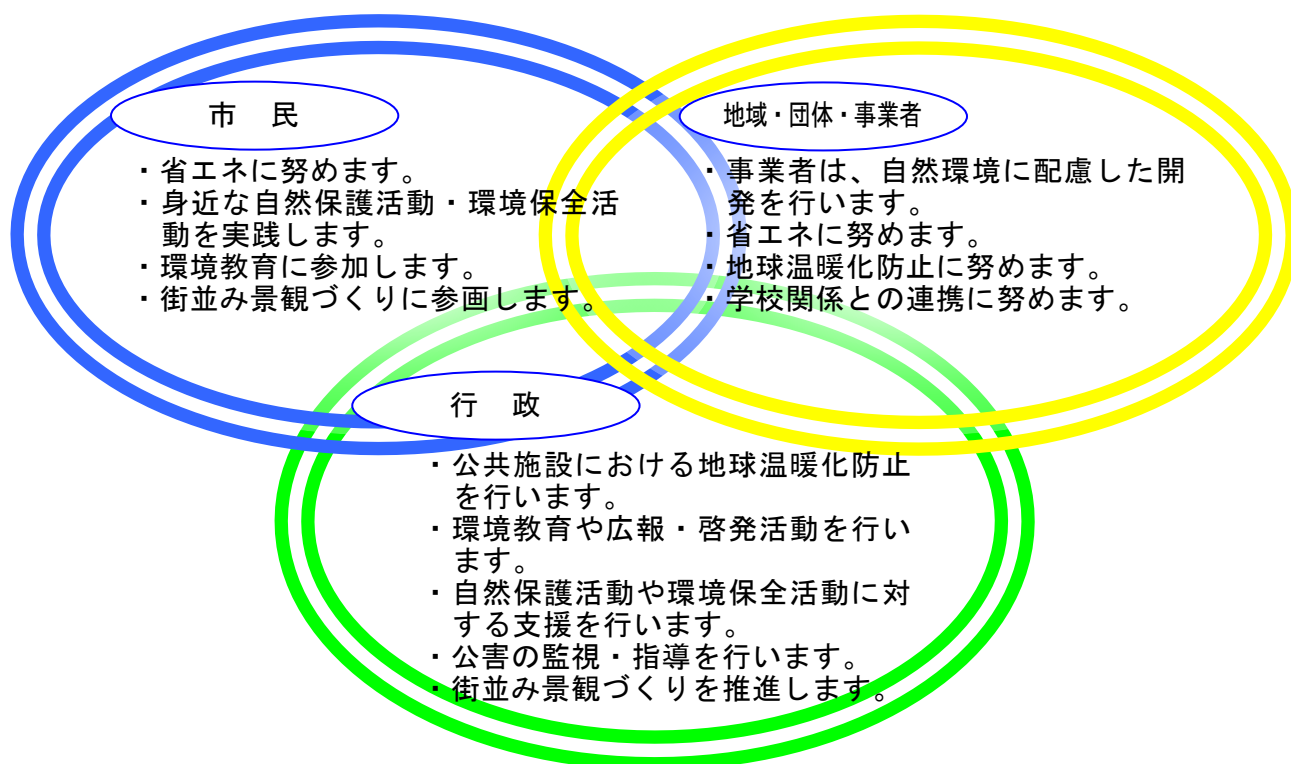
主な成果の目標

指 標	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
自然環境問題に関心を持っている市民の割合	%	85.0	90.0
生活環境上の苦情・相談件数	件	155	150
景観に満足している市民の割合	%	35.6	36.0

主な事業（例示）

水質等に関する広報・啓発活動

期待される協働のイメージ



政策 2-2 公園・緑地の整備

施策の目的

いこいの場、交流の場、子どもの遊び場の確保と快適で安全な環境づくりに向け、公園・緑地の整備を進めるとともに、緑化運動を展開します。

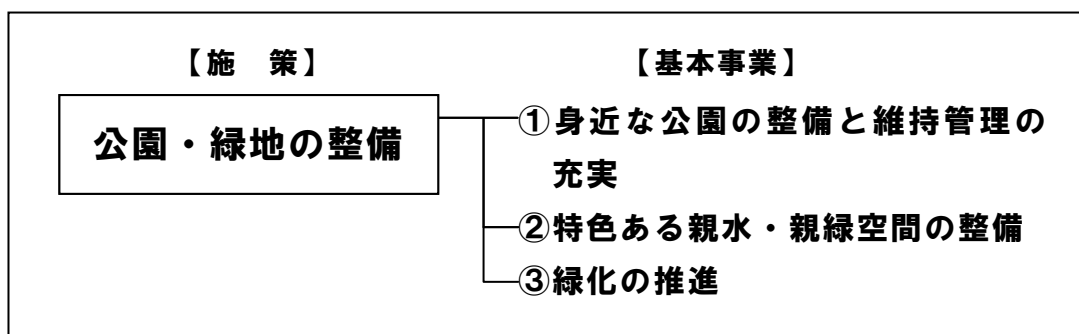
現況と課題

緑や水の空間は、市民の生活に身近な交流の場、いこいの場、子どもの遊び場としてだけでなく、災害時の防災機能やレクリエーション活動など、多様な役割を担う重要な施設といえます。また、こうした身近な公園・広場の整備ニーズとともに、観光・交流機能を持つ特色ある親水・親緑空間づくりへのニーズも高まってきています。

本市の公園は、うしづふれあいグリーンパーク、羽佐間水路緑水公園、祇園川河畔公園、ムツゴロウ公園、夢とロマンの丘公園、陽だまりの丘公園等が整備されており、スポーツ・レクリエーション施設を有する公園として、牛津総合公園、小城公園があります。公園は市民各層によるスポーツ・レクリエーションの場、いこいの場、災害時の避難場所など、市民生活に果たす役割はますます重要になってきています。

さらに、緑化や快適な環境づくりに向け、公園整備やその維持管理においても市民総参画の運動を展開していく必要があります。

施策の体系



基本事業

① 身近な公園の整備と維持管理の充実

身近な公園施設の適正で計画的な維持・管理を行うとともに、アドプトプログラム¹⁵の導入や地域住民による公園・緑地等の維持・管理等の体制づくりを促進します。

② 特色ある親水・親緑空間の整備

市内外の人々の観光・交流・レクリエーションの場として、水辺や森林などの自然資源や歴史資源を生かした特色ある親水・親緑空間の保全と創造に努めるほか、緑化に配慮した市街地整備や道路整備等を進めます。

③ 緑化の推進

公共施設の緑化を図るとともに、市民の自主的な緑化運動、花づくり運動を促進し、全市的な緑化運動の展開と適切な維持管理に努めます。

¹⁵ 住民等が、公園・道路等の公共施設の一部の区域、空間を、責任を持って保守管理等を行う制度。

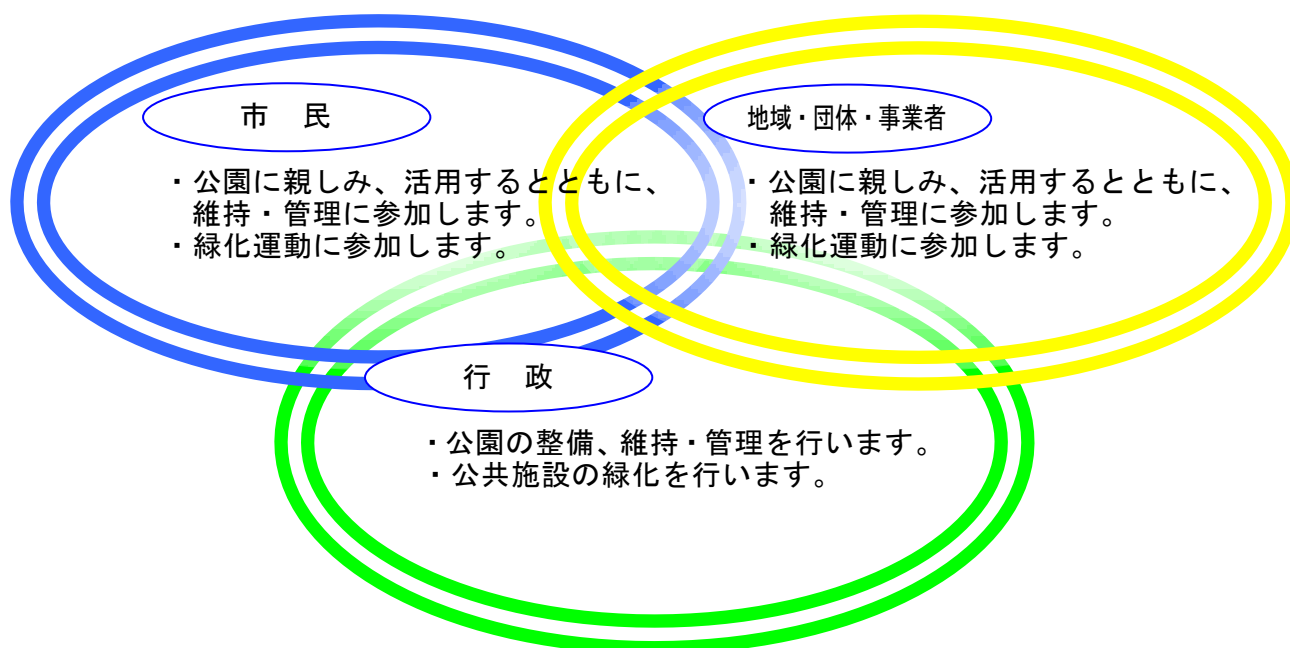
主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
公園（いこいの場、交流の場、 子どもの遊び場）に満足してい る市民の割合	%	35.3	37.0

主な事業（例示）

公園整備・維持管理事業
緑化推進事業

期待される協働のイメージ



政策 2-3 水道水の安全・安定供給

施策の目的

水道事業を充実し、安全でおいしい水の安定供給を図ります。

現況と課題

本市の上水道は、市北部の小城市、三日月町の一部を給水区域とする小城市水道と市南部の三日月町の一部、牛津町、芦刈町を給水区域とする西佐賀水道企業団の二つの水道事業により給水を行っています。

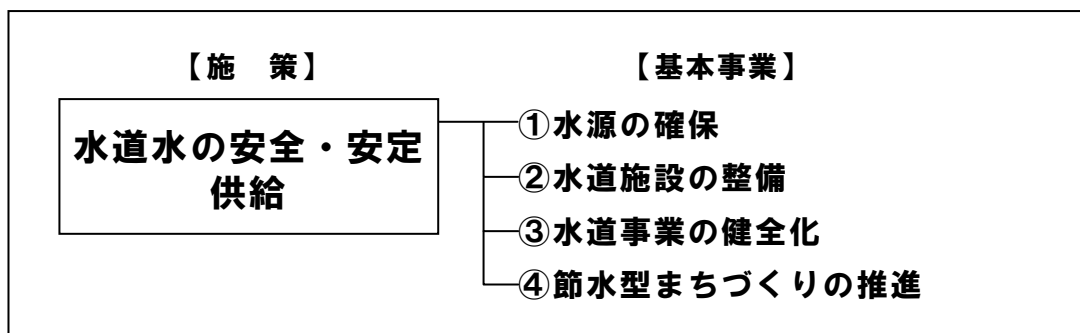
小城市水道は、昭和 42 年に、計画給水人口 6,500 人、計画一日最大給水量 $1,500\text{m}^3$ で給水を開始しました。以降 8 期の拡張工事を実施し、現在では、計画給水人口 25,100 人、計画一日最大給水量 $12,230\text{m}^3$ で事業を行っています。

西佐賀水道企業団は、昭和 29 年に計画給水人口 23,300 人、計画一日最大給水量 $3,330\text{m}^3$ で給水を開始しました。以降 7 期の拡張工事を実施し、現在では、小城市南部と久保田町・白石町福富地区を給水区域とし、計画給水人口 42,500 人、計画一日最大給水量 $18,910\text{m}^3$ で事業を行っています。

平成 13 年度からは、佐賀西部広域水道企業団から小城市水道では $2,331\text{m}^3$ / 日、西佐賀水道企業団では $8,466\text{m}^3$ / 日の受水により、水需要の増大及び渇水時に対応しています。

今後とも、それぞれの水道事業が、水の安定供給のための老朽管更新事業等を推進し、事業の効果的運用と事務的効率を図るとともに、常に安心して安全な水の供給に努め、さらなる健全な事業運営を行うことが必要です。また、災害等緊急時には相互に密接に協力し対応する必要があります。

施策の体系



基本事業

①水源の確保

安全で安心な水の長期的・安定的な供給のため、現有水源の保全及び確保に努めます。

②水道施設の整備

施設の老朽化への対応、災害時への対応、水質管理の強化等を見据え、老朽管の更新や浄水設備の点検・改良をはじめ、各種水道施設の整備を計画的に推進します。

③水道事業の健全化

水道料金の適正化をはじめ、施設の管理体制の充実や経費の節減等を通じ、水道事業の健全化に努めます。

④節水型まちづくりの推進

広報・啓発活動等を通じ、市民の節水意識の高揚や水資源のリサイクルを促進し、節水型まちづくりを推進します。

主な成果の目標

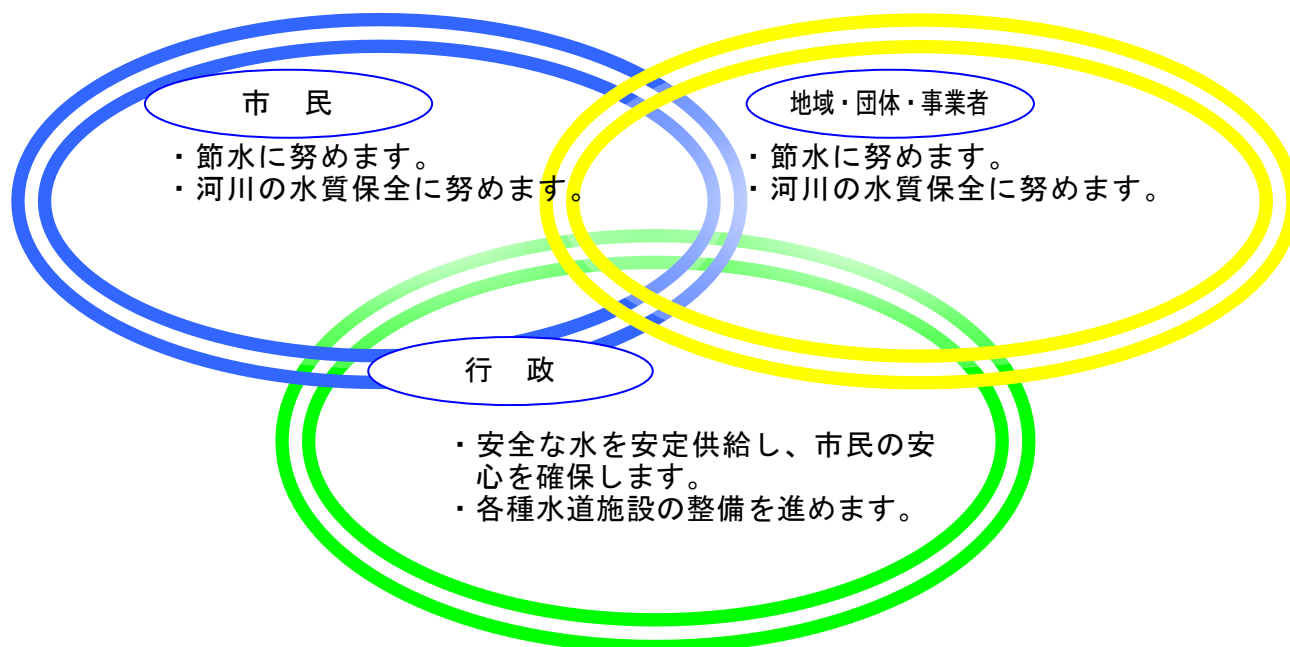
指 標	単 位	事業体	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
上水道有収率 ¹⁶	%	小城市水道	88.9	89.0
水質検査の適合率	%	小城市水道	100	100

※小城市には西佐賀水道企業団の給水区域も存在するが、同企業団には、他市町も含まれるため小城市水道のみの記載とした。

主な事業（例示）

老朽管更新事業
配水管網の整備
節水意識の高揚

期待される協働のイメージ



¹⁶ 給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。

政策 2-4 下水道の整備

施策の目的

美しく快適な環境づくりと公共用水域の水質保全に向け、下水道の整備及び加入促進を図ります。

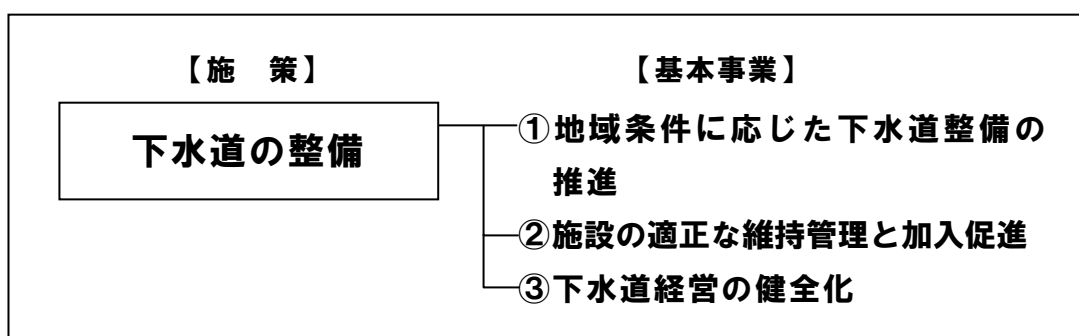
現況と課題

本市における下水道は、現在8処理区（公共下水道5処理区、農業集落排水3処理区）の計画があります。この中で4処理区（公共下水道1処理区、農業集落排水3処理区）は既に事業が完了していますが、公共下水道の1処理区は、事業認可を受けておらず未着手となっています。現計画では、事業完了年度を平成37年度としており、平成22年度の下水道普及率は39.6%の状況です。

また、合併浄化槽設置については、下水道計画区域であっても事業認可を受けていない地区は、家庭用浄化槽設置整備事業において整備し、下水道計画区域外は、市が事業主体となって合併処理浄化槽の設置と維持管理を行う「浄化槽市町村整備推進事業」の計画を進めています。

下水道事業には、多額の建設費と長い事業期間が必要なことから、市の財政状況や事業の実効性及び効果を見極めながら、各地域の条件に合わせて、下水道及び合併処理浄化槽で整備を推進するとともに、整備された施設の適切な維持管理及び水洗化率の向上を図り施設の効果的な運用を行う必要があります。

施策の体系



基本事業**①地域条件に応じた下水道整備の推進**

各地域の人口及び地理的な条件に合わせ、公共下水道事業、合併処理浄化槽整備事業を計画的、効率的に推進します。

②施設の適正な維持管理と加入促進

供用開始後の施設の適正な維持管理に努めるとともに、水環境・水循環等に関する広報・啓発活動等を通じ、積極的に加入促進を図ります。

③下水道経営の健全化

下水道料金の適正化及び料金徴収の徹底、施設の管理体制の充実や経費の節減等を通じ、下水道経営の健全化に努めます。

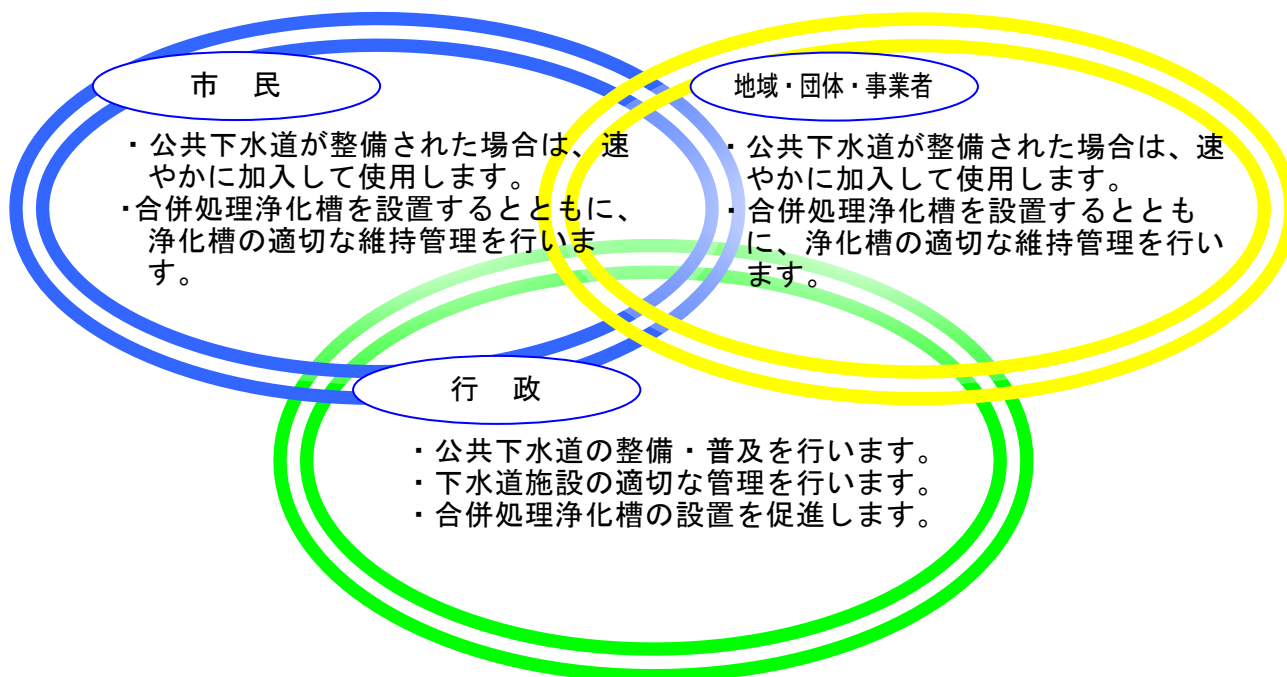
主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
下水道普及率（下水道が利用できる人口／小城市の人口）	%	39.6	59.1
汚水処理人口普及率（合併浄化槽及び下水道が利用できる人口／小城市の人口）	%	48.2	69.2

主な事業（例示）

下水道事業
 ・ 公共下水道事業
 合併浄化槽整備事業
 ・ 家庭用浄化槽設置整備事業
 ・ 浄化槽市町村整備推進事業

期待される協働のイメージ



政策 2-5 循環型社会の形成

施策の目的

循環型社会の形成に向け、廃棄物の適正処理、4R運動¹⁷の促進、不法投棄の防止に努めます。

現況と課題

〇ごみ処理

市内の一般廃棄物については、県施設『クリーンパークさが』まで搬送し、処理処分を行っています。

可燃物については、指定袋によるステーション収集を実施し、不燃物（ビンガラス類・金物類）については、コンテナによるステーション収集を実施しています。

資源ごみについては、容器包装リサイクル法が施行されています。今後も、分別方法について、市民への理解と協力を図り、より一層の分別意識を高める必要があります。

ごみの排出量は、横ばいの傾向にありますが、質的にもますます多様化しており、一層の減量化・リサイクル等の促進が求められる状況にあるとともに、山間部等への不法投棄の対応も重要な課題となっています。

このため、ごみの排出動向や廃棄物・リサイクル関連法を踏まえながら、広域的なごみ処理体制の充実を進めるとともに、市民の理解と協力のもと、ごみの減量化やリサイクル、不法投棄の防止など循環型社会の形成を目指して積極的に取り組む必要があります。

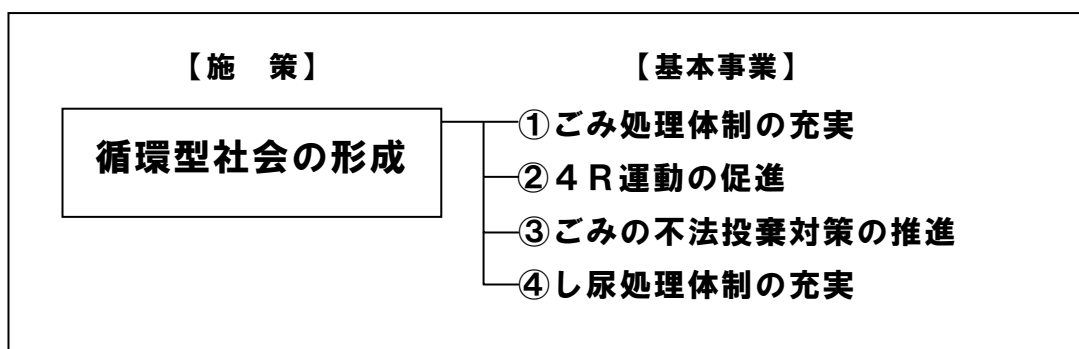
〇し尿処理

し尿については、許可業者によって収集・運搬し、天山地区共同衛生処理場組合（構成団体：多久市、小城市、佐賀市）で処理を行っています。

今後についても適正な処理が出来るよう、組合の効率的な運営を促進していく必要があります。

¹⁷ リデュース(Reduce:発生抑制)・リユース(Reuse:再使用)・リサイクル(Recycle:再生利用)・リフューズ(Refuse:購入拒否)のことで、廃棄物をできるだけ出さない社会に向けた運動。

施策の体系



基本事業

① ごみ処理体制の充実

分別収集体制の充実、広報・啓発活動等を通じた分別排出の徹底に努め、広域のごみ処理・リサイクル関連施設の整備が必要となっています。現在、中継センターでは、収集作業のみであり、今後は分別にも力を入れながら再資源化、リサイクルを推進していきます。

② 4 R 運動¹⁸の促進

4 R 運動の徹底のため、広報・啓発活動や推進団体の育成等を積極的に進め、市民や事業者の自主的な4 R 運動を促進し、ごみを出さない社会づくりに努めます。

③ ごみの不法投棄対策の推進

広報・啓発活動や環境教育等を通じ、市民の環境保全意識の高揚に努めるとともに、不法投棄の監視・指導体制の強化や適正処理対策を行います。

④ し尿処理体制の充実

下水道整備の進捗を加味しながら、広域的連携のもと、収集・処理体制の充実を図ります。

¹⁸ リデュース(Reduce:発生抑制)・リユース(Reuse:再使用)・リサイクル(Recycle:再生利用)・リフューズ(Refuse:購入拒否)のことで、廃棄物をできるだけ出さない社会に向けた運動。

主な成果の目標

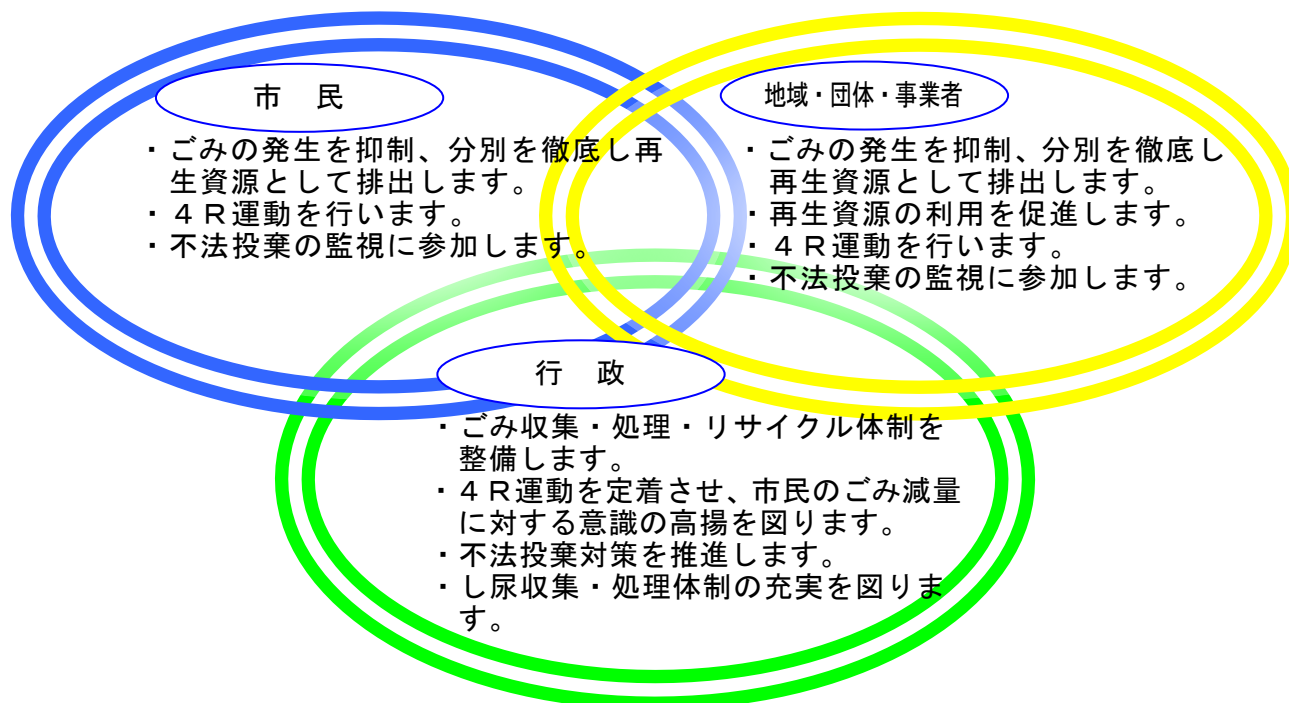
指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
市民一人当たりのごみ排出量	kg/年	282	266
リサイクル率	%	18.8	21.0
3R運動をしている市民の割合	%	21.5	30.0

※平成 28 年度の目標値は「4R運動をしている市民の割合」を示す。

主な事業（例示）

ごみ減量化推進事業
不法投棄廃棄物対策事業

期待される協働のイメージ



政策2-6 消防・防災体制の充実

施策の目的

あらゆる災害に強いまちづくりに向け、地域消防力を強化させるとともに、総合的な防災体制を確立します。

現況と課題

○消防

本市では、自然災害や火災に備えた予防対策や消防対策、救急救命体制の充実を図るため、関係市及び佐賀広域消防局との連携しながら取り組んでいます。また、消防団は、火災予防の啓発活動や火災・水害時など初動活動、行方不明者の捜索等で大きな役割を果たしています。消防水利については、消火栓や防火水槽、自然水利があります。

常備消防（佐賀広域消防局）では、消防職員の異動などにより、現場への到着時間の遅延や火災発生を知らせる放送が大字単位で周知されているため、非常備消防団の初期活動において火災発生地域が限定できないといった状況も見られます。また、消防団は、団員数の減少と消防格納庫・消防車両等の資機材の老朽化による地域の消防力の低下が懸念されています。消防水利については、その基準を満たしていない地区について順次整備していますが、自然水利に頼るところも多く、水利施設の整備を図ることが必要となっています。

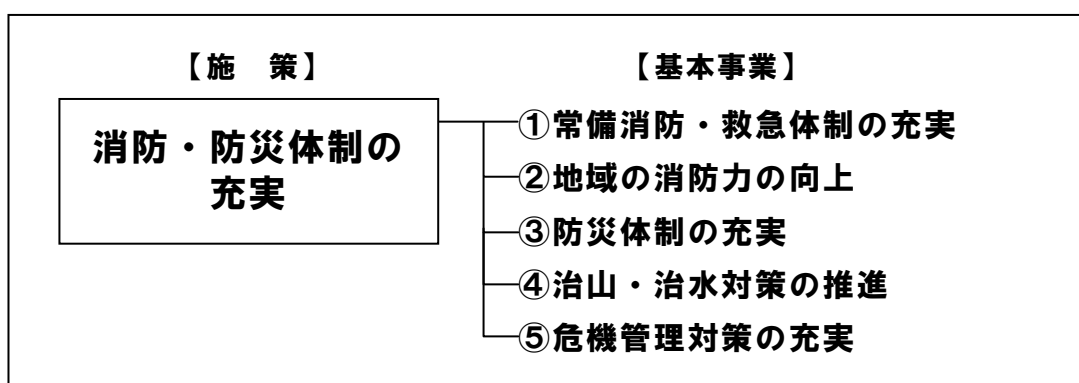
○防災

本市は、天山から有明海まで幅広く、山間部では急傾斜地などの土砂災害危険箇所が点在し、がけ崩れや土砂災害の予防対策が必要となっています。河川では、牛津川を中心に重要水防区域が指定され、河川の改修、治水対策や排水対策、有明海沿岸部の芦刈海岸では、高潮・津波対策も重要となっています。大規模災害時には、行政や消防団による災害対応にも限界もあります。また、国民保護法の施行に伴い、武力攻撃の際に市民に対する情報伝達や庁内体制、地域住民の自主的な活動も必要となっています。

大雨・地震などの災害に対処するためには、市内の地形や排水等の実情を熟知し、十分検討した防災計画を市民に周知していく必要があります。また、山から海までの変化にとんだ本市の地形的特性を踏まえ、治山・治水対策を進めていく必要があります。地震に起因した津波による被害や原子力災害、武力攻撃など予見不可能な事態を教訓にした防災計画の見直しに加え、本庁舎移行後における防災拠点や地域の特性に応じた資機材の充実、保管場所の整備等が課題となってきています。

大規模災害時の高齢者や障害者など災害時要援護者への対応が求められていますが、消防署、消防団及び行政による対応には限界もあり、地域住民による自主的な防災活動など大きな力となることから、市民の防災意識の醸成と自主防災組織の活性化が必要となってきます。

施策の体系



基本事業

①常備消防・救急体制の充実

佐賀県消防広域化推進計画を踏まえ、関係市町及び佐賀県と連携のもと、広域消防の組織再編と併せて常備消防体制の強化及び常備消防施設の更新や職員の資質向上に努めるとともに、消防緊急情報の一元化や救命緊急体制の充実を促進します。

②地域の消防力の向上

地域の消防力の源泉である消防団員の維持・確保と資質の向上を図り、活性化に努めます。また、消防団の拠点である格納庫や消防車両等の老朽化に伴う更新と併せて消防団の再編整備を図るとともに、消火栓・防

火水槽等の消防水利などの消防施設を計画的に更新します。

③防災体制の充実

地域防災計画等の指針に基づき、総合的な防災体制や防災施設の整備を進めます。特に、災害時におけるライフラインの確保を関係機関に要請するとともに、自主防災組織の強化、緊急時に備えた避難経路・避難場所やハザードマップによる周知徹底、防災訓練の実施など、高齢者や障害者などの災害時要援護者への対応に努めます。

④治山・治水対策の推進

河川の改修や急傾斜地の崩壊防止、地盤沈下対策、高潮対策など、災害を未然防止するために関係機関と連携を図り、治山・治水対策を積極的に進めます。

⑤危機管理対策の充実

武力攻撃や原子力災害など予見できない緊急事態に備えて国民保護計画等に基づく危機管理体制の充実を図ります。

主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
火災発生件数	件	14	12
人的被害者数(死亡・負傷者)	人	2	0

主な事業(例示)

消防施設整備事業
 防災啓発事業
 自主防災組織活性化事業

期待される協働のイメージ

市 民

- ・ 自主防災組織の設置や活動に積極的に参加します。
- ・ 地域の独居老人や高齢世帯など要援護者を支援します。
- ・ 災害時に備え、食料や水などの保存食の確保に努めます。
- ・ 住宅用火災警報器を設置します。

地域・団体・事業者

- ・ 地域は、自主防災組織が主体となった地域の危険個所や避難場所を確認します。
- ・ 地域は、独居老人や障害者など要援護者を把握し、災害時には助け合います。
- ・ 災害時に備え、食料や水などの保存食の確保、防災資機材の整備に努めます。
- ・ 事業者の特性を生かした地域への貢献を行います。
- ・ 災害時には、ライフラインの確保に努めます。

行 政

- ・ 市民への防災に関する情報を提供します。
- ・ 公共施設での避難訓練等を通じて市民の防災意識の高揚に努めます。
- ・ 自主防災組織の活動を支援します。
- ・ 消防施設や防災施設の整備を進めます。
- ・ 治山・治水対策を進めます。

政策 2-7 交通安全・防犯体制の充実

施策の目的

交通事故や犯罪のない安全・安心で住みよいまちづくりに向け、交通安全対策を充実させ、防犯体制を強化させます。

現況と課題

○交通安全

本市の交通事故発生件数（人口千人当たり）は、減少傾向にあるものの、県内平均と比較した場合は約 1.2 倍と県平均を上回っています。また、交通事故の発生場所及び発生時間帯は、国道・県道・市道などの交差点や交差点付近での発生が多く、通勤・帰宅などの時間帯に交通事故が集中しています。年齢別死傷者数では、高齢者の交通事故の割合が約 15%となっています。

本市は、南北に細長い地形でありながら、東西南北には放射状に国道・県道が走り、県内の交通の要衝にあります。そのため、今後も引き続き、交通量の増加や高齢社会への対応が求められています。特に、子どもや高齢者の交通安全教室や啓発活動、自転車、自動車等の運転者のマナーの向上に努めることが求められています。また、通学路や交差点、交差点付近での交通事故の抑制に向けた交通安全施設の整備などの一層の強化を図る必要があります。

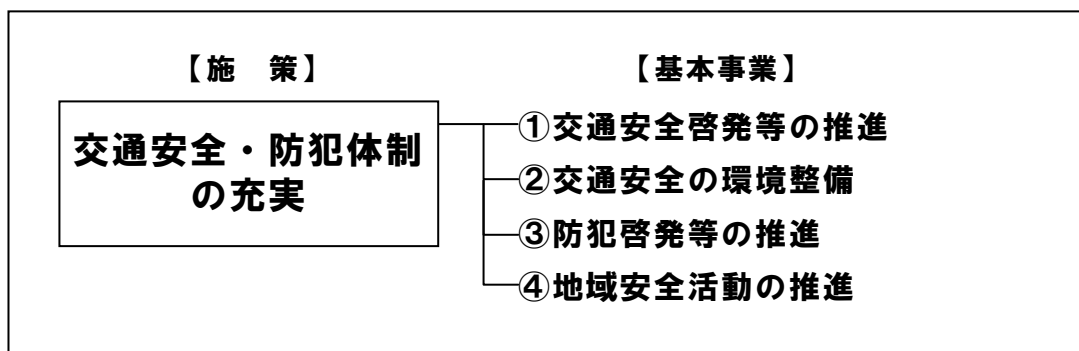
○防犯

本市では、警察や防犯協会など関係機関・団体と連携を図りながら、防犯活動の展開や地域住民による防犯運動等の広がりなど防犯に関する啓発活動を通じて、犯罪発生件数は、減少傾向にあり、県内平均と比較した場合は約 0.75 倍と低位で推移している状況にあります。しかしながら、少子高齢化や核家族化、集合住宅の増加地域によるコミュニティ意識の希薄化、空き家等の増加等に伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されています。

特に、子どもや高齢者を犯罪から守るために、警察や防犯協会など関係機関・団体との連携を通じた対策を講じるとともに、地域ぐるみによ

る防犯力の向上を図る必要があります。また、夜間・深夜における犯罪の抑制や児童・生徒の通学の安全確保に向けた地域での安全対策に取り組む必要があります。

施策の体系



基本事業

①交通安全啓発等の推進

警察や交通安全協会などの関係機関や団体と連携し、幼児・園児や生徒、高齢者などを対象とした交通安全教室や啓発活動を通じて市民の交通安全意識の高揚に努めます。

②交通安全の環境整備

道路整備等と連動し、安全な道路環境づくりを進めるほか、学校や保育園、幼稚園などの通学路等を中心としてカーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備を進めます。

③防犯啓発等の推進

警察や防犯協会などの関係機関や団体と連携し、防犯の啓発活動や教室を継続的に取組み、市民の防犯意識の高揚に努めます。

④地域安全活動の推進

地域ぐるみによる自主的な防犯パトロール活動や子ども110番の登録など地域の安全活動を促進します。また、犯罪被害に遭いにくい地域づくりを図るため、地球温暖化対策を視野に入れ、地域が自主的に取り組む防犯灯の設置などを支援します。

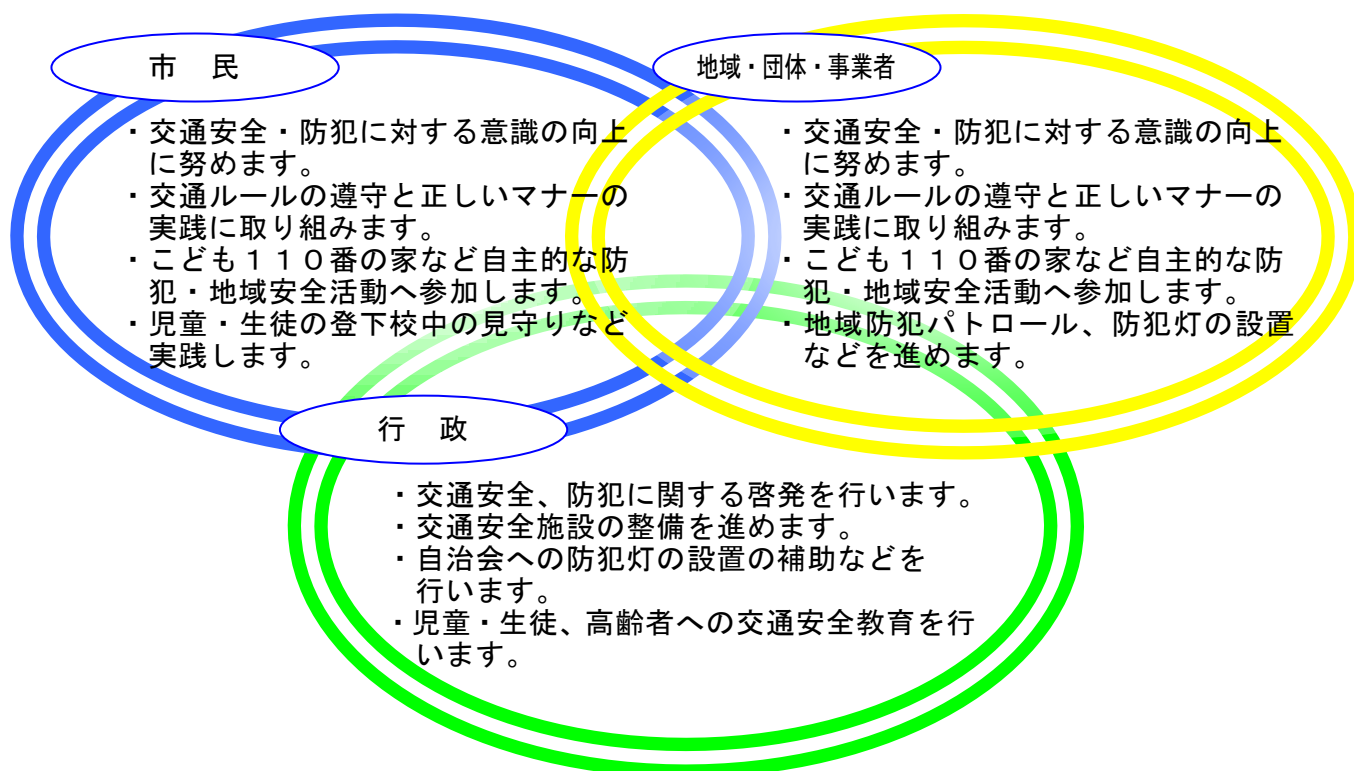
主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
交通事故発生件数	件	5 8 1	5 5 0
市民の交通事故死傷者数 (人口千人当たり)	人	1 7 . 8	1 6 . 9
犯罪発生件数	件	3 2 4	2 9 0

主な事業（例示）

交通安全啓発事業
交通安全施設整備事業
防犯啓発事業
防犯灯設置事業

期待される協働のイメージ



政策 2-8 安全な消費生活の充実

施策の目的

市民が安心して消費生活を送れるよう、消費者対策を充実します。

現況と課題

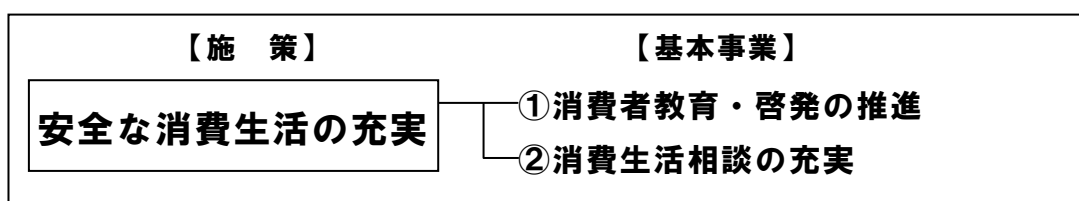
商品の販売形態や契約方法の多様化等を背景に、訪問や電話での悪質な勧誘、利殖商法、インターネットによる有料サイトの架空請求、振り込み詐欺など、いわゆる悪質商法による被害が急増する傾向にあります。

本市では、関係機関・団体との連携のもと、広報活動等を通じた市民への情報提供や消費生活の相談等を行い、消費者対策を推進しています。

今後高齢者の増加や、商品販売形態の一層の多様化が予想される中で、悪質商法や危険な商品・サービスから自分を守り、よりよい商品・サービスを選択するためには、消費者自身が悪質商法等を見抜く目を養い、自立することが必要です。

このため、今後とも県等関係機関・団体と連携しながら、出前講座の充実、広報誌による情報の提供、セミナーの開催など消費者教育・啓発を推進し、市民が更に相談しやすい相談窓口の充実に取り組む必要があります。

施策の体系



基本事業

①消費者教育・啓発の推進

広報紙や消費生活パンフレットの活用、消費者講座・教室の開催、高齢者への出前講座などによる消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を行うとともに、消費者団体及び指導者を育成するなど、消費者の自立を

促進します。

②消費生活相談の充実

消費者トラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、県などの関係機関と連携をとりながら、消費生活相談を充実します。

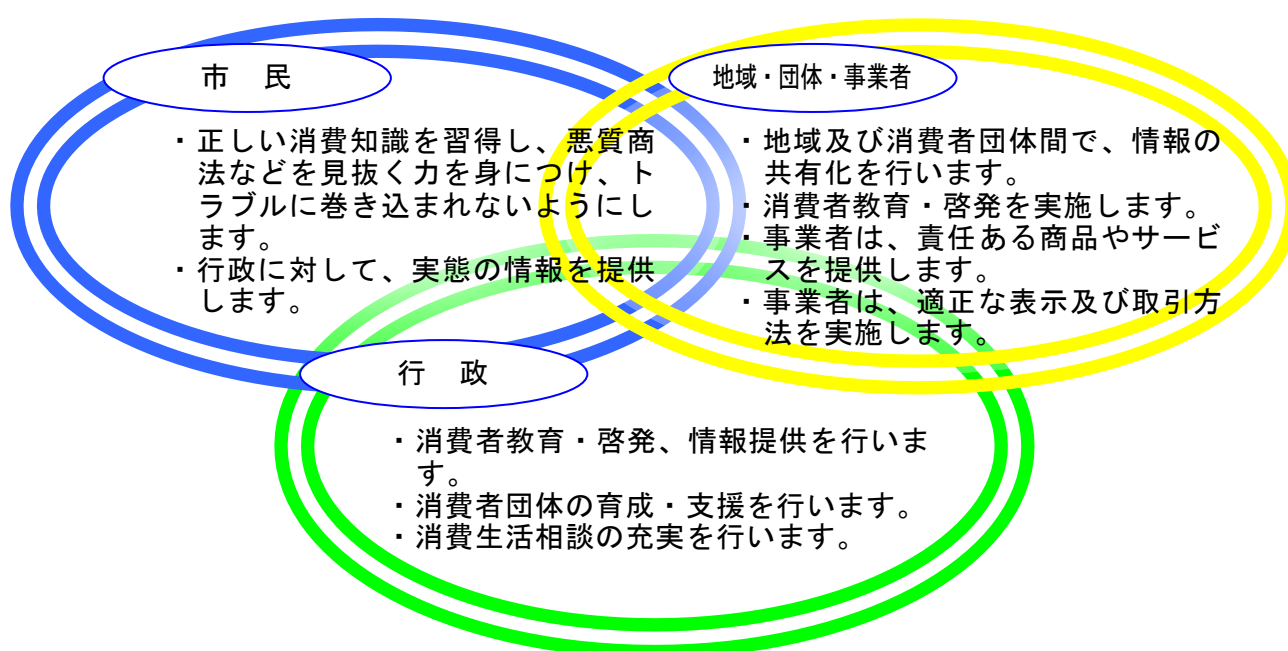
主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (現状)	平成 28 年度 (目標)
消費生活相談件数	件	2 2 2	1 8 0
救済額（解約できた金額や取り戻せた金額）	千円	4, 6 6 3	3, 8 0 0

主な事業（例示）

消費生活出前講座
消費生活情報提供事業
消費生活相談窓口の設置

期待される協働のイメージ



政策3 健康・福祉日本一を目指すまち

政策3-1 保健・医療の充実と健康づくり

施策の目的

市民が健康寿命を伸ばし、健康でいきいきと暮らせるよう、人生の各期に応じた保健サービスを提供するとともに、地域医療体制の充実を進めます。

現況と課題

○母子保健

本市の各種集団健診事業(乳児健診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診)は、95%以上の受診率をあげており、高い水準にあります。

保健師による第1子赤ちゃん訪問及び母子保健推進員による乳児家庭全戸訪問により、育児不安の軽減並びに問題の早期発見に努めています。

また、関係機関との連携を図ることで、乳幼児と保護者が安心して、心身ともに豊かに生活が出来るよう支援していくことが重要です。

発達の遅れや偏りが疑われる乳幼児については専門機関を紹介し、その早期発見、早期療育に努めています。

さらに、子どもへの関わり方の支援として、市主催の各種相談会や、幼稚園・保育園・託児所等との連携や勉強会、保護者を対象とした心の相談ペアレントトレーニング事業を継続して実施し、育児不安の軽減や虐待防止へつなげていく必要があります。

○成人・老人保健

がん検診の受診率は、全体的に高くなっており、特定健診と同時に総合健診を行っていることで受診率をあげています。

平成20年度の法律改正により、40歳以上を対象にして、特定健診・特定保健指導が始まりました。

これは、各保険者の責任において行なうものであり、国保年金課と連携し、国保被保険者を対象に実施しています。そのため、社保本人や被扶養者等への健診や指導が低迷しているのが現状です。

がん検診や特定健診の受診率は増加傾向にあるものの、目標値には達しておらず、特に、未受診者に重症者が多くみられることから、初回受診者の一層の受診率の向上を図ると共に、早期発見・早期治療のためにその対策に取り組む必要があります。

「特定健診」の結果では、血糖値が高値を示す人の割合が多く、また、糖尿病の治療中で血糖コントロールが悪い人、未治療で重症糖尿病の人も多い現状です。

また、本市は、人工透析患者が多く、平成22年度の新規透析患者の54.5%の人が、糖尿病が原因であることから、糖尿病に対する予防対策は不可欠です。

糖尿病をはじめ生活習慣病は、発症して症状が進行すると完治が難しいものが多く、長期間にわたり受診、服薬が必要になるため医療費が増加していきます。

そこで、医療費の増加を抑え、病気を未然に防ぐための努力、改善に取り組む必要があります。

○健康づくり

本市の健康に関する意識調査では、健康づくりのために実践していることがあると答えた人は22.1%あり、5年前の調査より約1.4%上昇しています。

ウォーキング教室をはじめとする各種の保健事業は、市民の積極的な参加が多くなっていますが、反面、健康づくりに無関心な人も多くみられることから、より一層の推進が必要です。

平成21年度に小城市食育推進計画を策定し、事業を実施してきましたが、今後は、関係団体との連携・協働を強化して事業を展開し、市民が自主的に食育に取り組めるように支援していく必要があります。

また、自殺対策については、自殺者が一人でも少なくなるように普及啓発することが必要であり、普段のこころの健康づくりや個々のニーズに応じた相談支援等を実施し、自殺対策を推進していく必要があります。

○感染症予防

感染症を取り巻く状況の著しい変化に迅速に対応するため、流行状況等その対策の充実が求められます。

予防接種事業については、集団接種と個別接種で実施しており、ポリオ以外はすべて個人接種であり、病院で随時接種できる環境となっています。

また、結核予防事業として、65歳以上を対象に胸部レントゲン撮影を実施しています。

今後の課題としては、近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザウイルスに人が感染し、死亡する事例があり、新型インフルエンザ¹⁹に変異し、その流行が危惧されており、緊急の感染症が発生した場合に対応できる体制の整備が必要であります。

鳥インフルエンザにつきましては、農林サイドとの情報の共有を図りながら、連絡調整を図っていく必要があります。

○医療

医療機関については、35%の人が「病院数も診療科目も充実している」と感じているが、「病院数は充実しているが、診療科目は不足している」と感じている人が42%という意識調査の結果が出ており、今後の推進体制が必要であります。

診療科目が不足している皮膚科、眼科、産婦人科、小児科等については、その充実を図るために医療機関との相互の連携を取りながら市民の健康管理、適切な医療を提供することが必要であります。

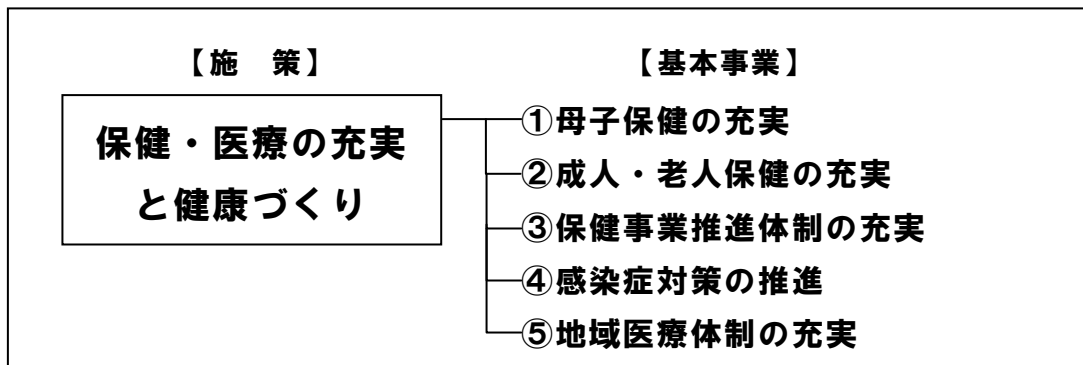
本市には、第一次・第二次救急医療体制の整備はもちろん、第三次救急医療²⁰体制についても佐賀大学医学部附属病院や佐賀県立病院が近隣にあり環境面では恵まれており、休日及び夜間診療についても対応ができております。

今後は、「自分の健康は自分でつくり、自分で守る」という意識が大切であることから定期的に健診を受けていただけるようにより一層のPRにも努めます。

¹⁹ 過去数十年間に人間が経験したことがないウイルスが伝播し、インフルエンザの流行を起こすこと。

²⁰ 第三次救急医療は、緊急入院と緊急手術が必要な重篤な患者を対象とする。

施策の体系



基本事業

①母子保健の充実

妊産婦、乳幼児を対象とした健康診査と指導、相談事業、訪問等の保健事業を充実するとともに、関係部門が一体となった子育て支援体制を充実します。

②成人・老人保健の充実

健康の保持・増進、発病の予防の観点から、第一次予防²¹を重視し、総合健診の充実とスムーズに健診を受診することができる環境づくりを行い、健診後の事後指導及び知識の普及、健康相談を充実し、市民の健康管理意識の高揚に努めます。

また、健康プラン²²に基づき、生活習慣病の予防と禁煙のまちづくりに向け、市民及び行政、関係機関の役割分担のもと、食育の推進や肥満の予防、運動習慣の推進、歯の健康づくり、こころの健康づくり、アルコール・禁煙対策等の生涯を通じた健康づくり施策を積極的に推進します。

③保健事業推進体制の充実

保健事業の拠点となる各保健福祉センターの積極的な有効活用を図るとともに、各保健福祉センターの特徴を生かした保健事業に取り組みます。

さらに、市民と一体となった各種健康づくり事業の強化支援を行い、保健事業推進体制の充実を図ります。

²¹ 健康増進活動や予防接種等を通じ、はじめから病気を起こさないようにすること。

²² 個別計画(平成 19.3 策定)。

④感染症対策の推進

感染症を取り巻く状況の著しい変化に迅速に対応するため、予防接種及び結核検診受診の勧奨や、感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

鳥インフルエンザウイルス等の緊急の感染症が発生した場合に対応できる関係機関との連絡体制の整備、危機管理を徹底し、防疫活動を推進します。

⑤地域医療体制の充実

医療機関は充実していると感じている人が多い中で、診療科目の不足を指摘する市民は少なくありません。

市民病院の基本的な診療体制の他にも市内の病院を含めて診療科目の充実を図るために医療機関との相互の連携を強化し、特に糖尿病対策の推進を行い、市民の健康管理を図ります。

医療機関が増え、個別検診も充実してきましたが、今後は、救急、休日、夜間を含めた地域医療体制の充実を図ります。

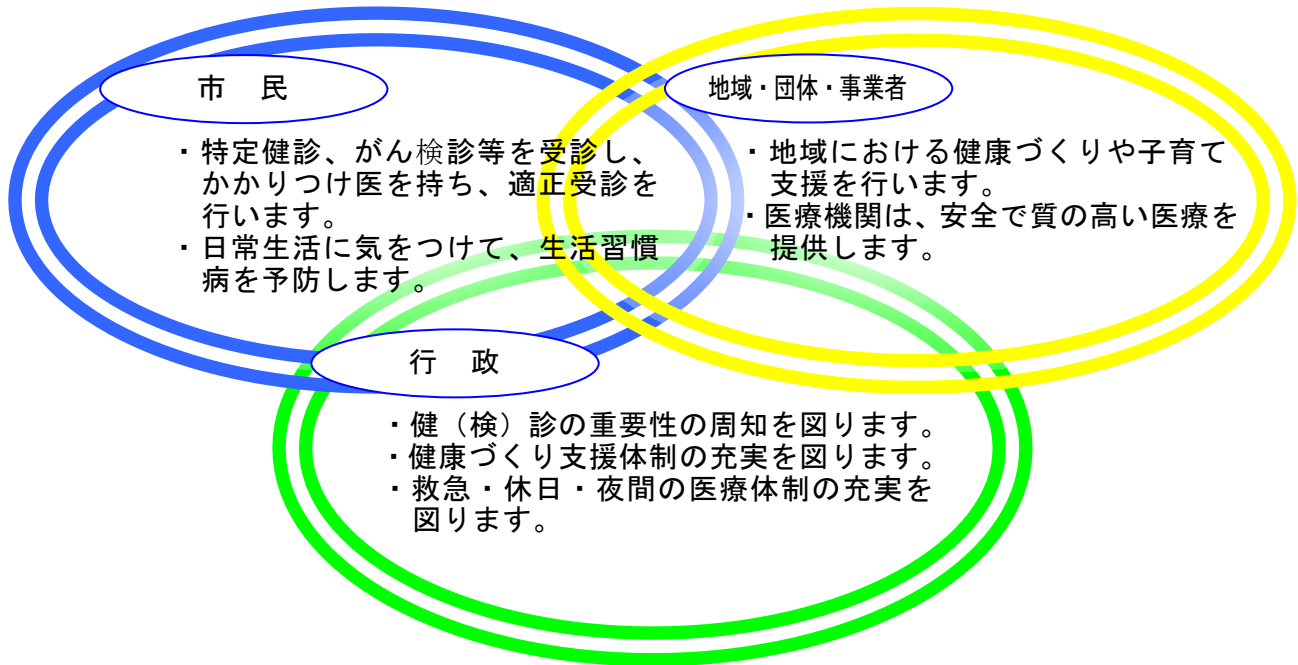
主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
健康づくりを実践している人の割合	%	22.1	25.0
医療機関が充実していると感じている人の割合	%	35.0	45.0
特定健診を受けた人の割合（受診率）	%	40.0	65.0
各種がん検診の継続受診者数 (肺、胃、大腸、子宮、乳)	人	13,784	18,500

主な事業（例示）

健診体制整備事業「特に糖尿病対策」
生涯を通じた健康づくり推進事業（食育推進・自殺対策事業）
育児健康相談・発達障害児相談事業

期待される協働のイメージ



政策3-2 生涯スポーツの充実

施策の目的

一人一スポーツを目指し、スポーツ活動の場と機会を充実します。

現況と課題

スポーツは、健康や体力の維持・増進に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を形成するものとして、重要な役割を担っています。

本市では、スポーツ団体への活動支援や体育協会の育成強化を図るなど、地域スポーツ体制の強化に努めるとともに、スポーツ競技力の向上や市民の健康増進・余暇活動の充実に向け、様々なレベルに応じた各種スポーツ大会・教室の開催を支援しています。

このような現況を踏まえ、平成22年度に生涯スポーツ社会の実現に向けた今後の取り組みの指針として「小城市スポーツ振興基本計画」を策定し、将来に向けたより一層のスポーツの充実に努めて行くこととしています。

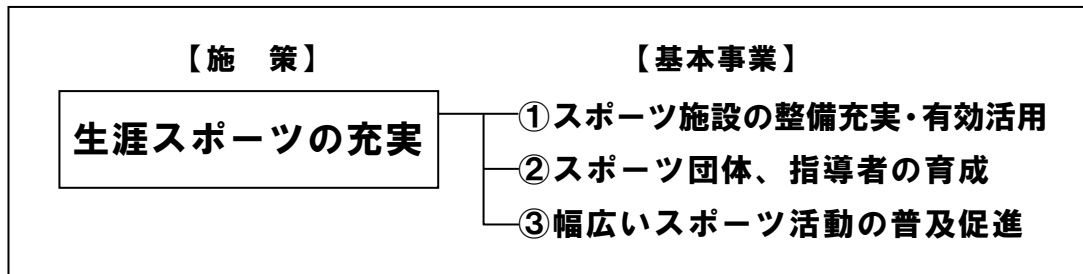
また、近年において、健康・体力づくりに対する関心が高まる中、市民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、すべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動が行える環境づくりが求められています。

このような状況の中、市民のニーズに応えるため、スポーツ施設の整備充実並びに現有スポーツ施設の維持補修にも努めていく必要があります。

また、各種スポーツ団体・クラブの育成（組織の強化・充実）及びスポーツクラブ指導者や体育指導委員の育成並びに資質の向上に向けた取り組みが望まれます。

さらには、人生の各期に応じたスポーツの普及、活動の場及び機会の提供を行うとともに、日常生活における健康の保持・増進に向けた取り組みも求められています。

施策の体系



基本事業

① スポーツ施設の整備充実・有効活用

スポーツ施設の維持補修（改修）、指定管理者である市体育協会との連携や駐車場の確保など利用者の利便性の向上に努めます。

一方、スポーツやレクリエーション活動のほか文化活動など自主的に誰もが気軽に楽しめる総合型地域スポーツクラブ²³の創設と活動場所を提供するなど普及を図っていきます。

また、体育施設の一元管理による利用者へのサービスの向上にも努めていきます。

② スポーツ団体、指導者の育成

各種スポーツ団体への活動並びに組織の自立・支援を進めていきます。

また、少年スポーツクラブ指導者等研修会の開催、体育指導委員の研修会等への積極的参加や指導技術習得の機会提供を推進していきます。

さらに、市民にとって身近な行政区ごとに配置している住民スポーツ推進指導者と連携し、区民の健康保持・増進に努めます。

③ 幅広いスポーツ活動の普及促進

各種スポーツ情報の収集・提供を行い、市民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていくとともに、各種スポーツ大会やスポーツ教室、各種行事等の内容を充実し、競技スポーツから生涯スポーツ、ウォーキング等の健康づくり・レクリエーションまで、幅広いスポーツ活動の普及を積極的に促進し、一人一スポーツを目指します。

²³子どもから高齢者まで多世代、多種目、初心者からレベルの高い人までそれぞれの志向レベルに合わせて参加でき、地域住民が自主的主体的に運営するスポーツクラブ。

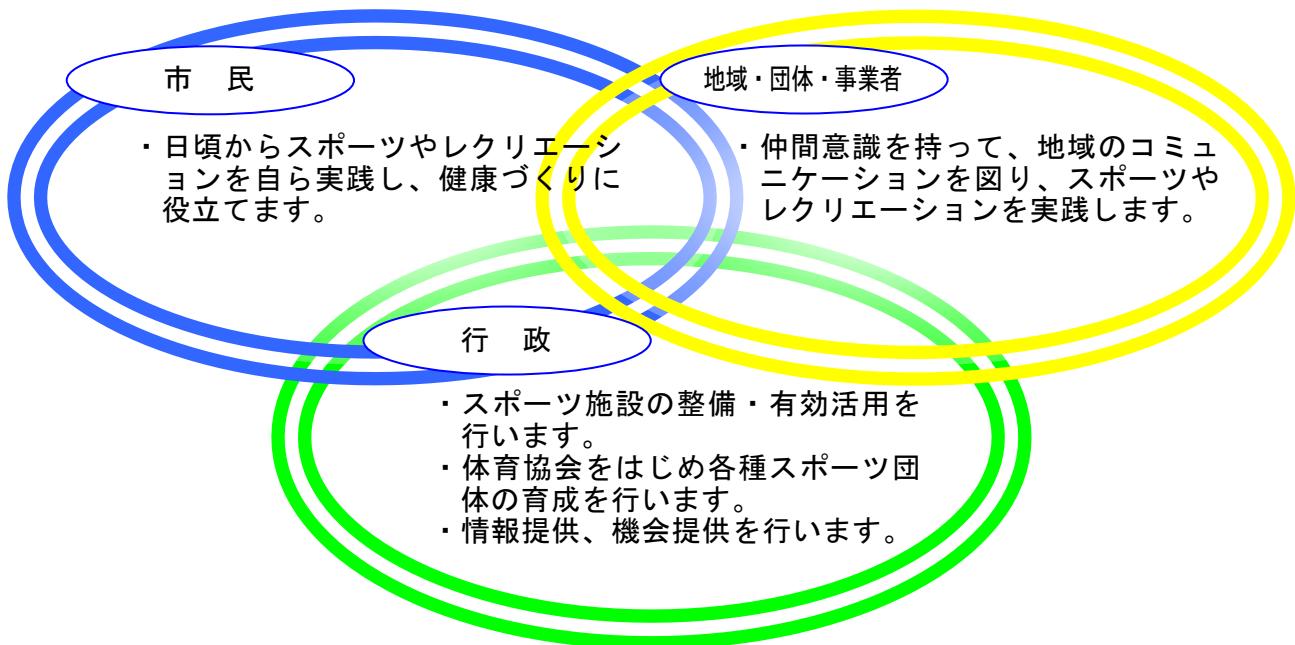
主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
目的を持って継続してスポーツ に取り組んでいる市民の割合	%	47.2	48.8
スポーツ施設の利用者数	人	189,269	210,000

主な事業（例示）

スポーツ・レクリエーション活動の普及・推進事業
 スポーツ団体の育成と指導者の確保事業
 スポーツ・レクリエーション施設の整備事業

期待される協働のイメージ



政策3-3 地域福祉の充実

施策の目的

誰もが地域で支え合いながら共に生きることができるよう、多様な主体が参画する地域福祉体制の整備を進めます。

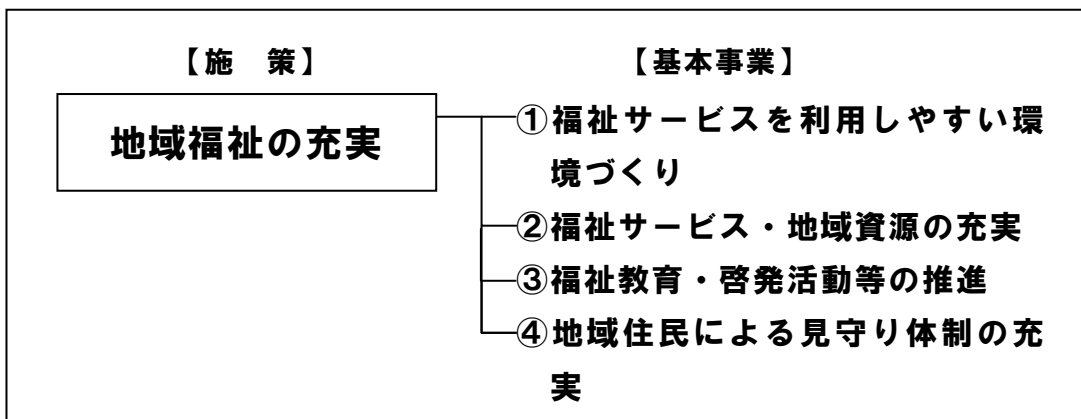
現況と課題

本市では佐賀市のベッドタウンとして、宅地開発に伴う世帯数の増加が見られます。また、高齢化の進行により、高齢独居世帯や高齢者のみ世帯が増加しています。個々の意識の違いや価値観の相違などを背景に、他者とのかかわりを避けようとする傾向も生じています。これらの結果、地域における人と人のつながりが希薄になるという、地域力の弱体化が見られるようになりました。

しかしながら、こうした問題の一方で、地域内での見守り活動や交流の促進など、現状を自分たち自身の手で打開しようとする動きも出てきています。市民一人ひとりが、住み慣れた地域や家庭で自立した豊かな生活を送ることが求められています。

地域福祉の推進に当たっては、行政が一方的に推進していくのではなく、市民や事業者と連携しながら、地域での自助・共助・公助による取り組みを進めていく、「協働」の観点が重要です。

施策の体系



基本事業**①福祉サービスを利用しやすい環境づくり**

市民が自分に適したサービスを自ら選択し、安心して利用できるよう、関連部門、関係機関・団体相互の連携強化・情報共有化を行い、各種福祉サービスに関する情報提供・相談体制の整備、利用者の権利擁護のための施策を充実します。

②福祉サービス・地域資源の充実

住民満足度の高い福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、各種福祉団体の福祉活動を育成・支援していきます。特に、社会福祉協議会やNPO法人等と連携し、福祉ボランティアの育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした福祉ネットワークの形成を積極的に進めます。

③福祉教育・啓発活動等の推進

福祉教育や啓発活動を推進し、市民の福祉意識の高揚と福祉活動への積極的な参画を促進します。

④地域住民による見守り体制の充実

地域での交流を推進し、地域住民がお互いに関心を持ち、相互に見守りが行える体制づくりを支援します。また、地域住民も関わっての要援護者の支援体制の整備を進めます。

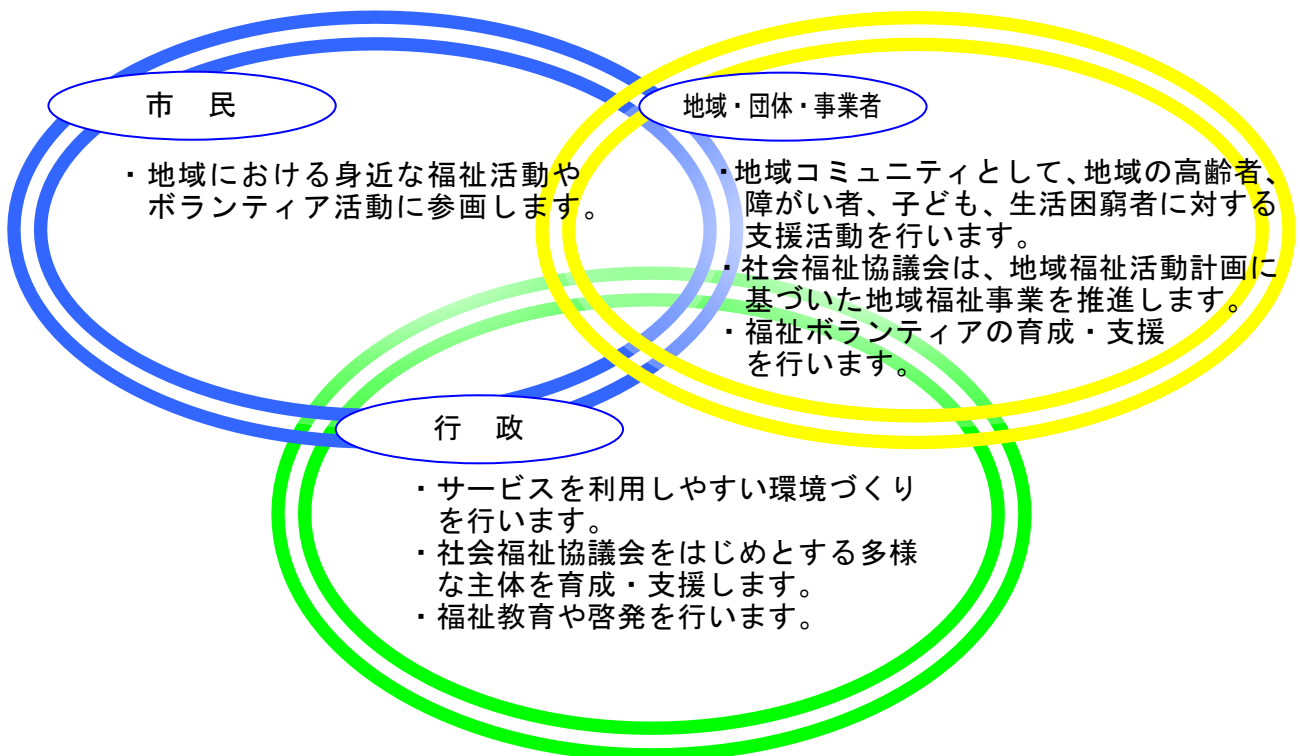
主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
福祉関係NPO法人数	団体	11	18
福祉ボランティア登録者数	人	803	850
地域でのボランティアに参加している市民の割合	%	12.4	14.0

主な事業（例示）

福祉ボランティアの育成及びネットワーク化
 民生委員・児童委員活動の推進
 要援護者の支援体制整備

期待される協働のイメージ



政策3-4 高齢者福祉・介護の充実

施策の目的

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って暮らせるよう、介護予防を柱とした福祉・介護施策をはじめ、生きがいづくり、社会参加に向けた施策を推進します。

現況と課題

平成22年10月1日現在の本市における高齢者（65歳以上）の割合は、22.5%で、全国23.2%、県24.5%から見ると低い率ですが、年々急速に高齢化が進んでいます。今後は、団塊の世代による急激な高齢化も予想され、超高齢社会の到来に備える必要があります。

介護保険制度は高齢期の国民生活を支える制度として定着していますが、サービス利用の伸びに伴い費用も増大しており、「制度の持続可能性」を確保することが、喫緊の課題となっています。

また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い高齢者虐待など新たな課題への対応も求められています。

高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるようにするためには、様々な支援をしていくことが重要です。

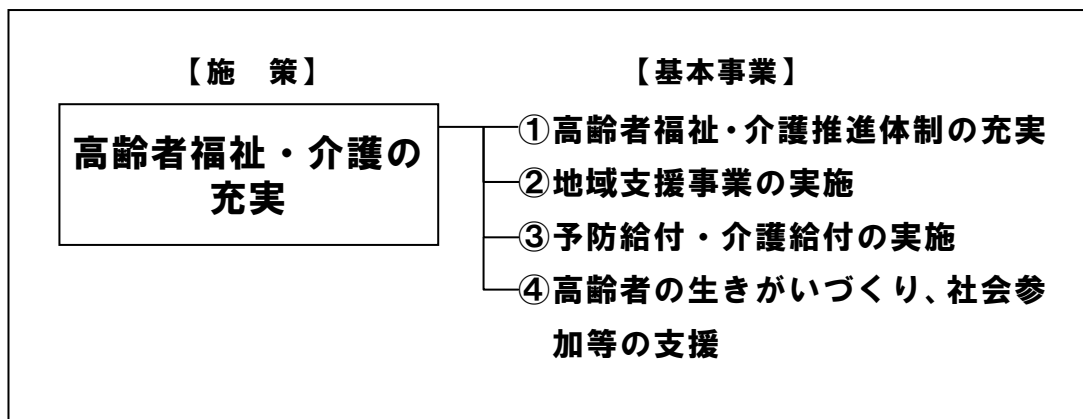
本市では、高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないように、介護予防事業をはじめ、高齢者の生活支援事業、家族介護支援事業、在宅介護支援事業、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、緊急通報体制整備事業等の事業を実施してきました。

平成18年度に設置された地域支援事業の包括的支援事業を担う地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、包括的支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点となっています。

包括的支援事業は、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市で実施しています。

今後は地域包括支援センターの機能を充実するとともに、団体協力機関や民間・公共協力機関等と連携を強化して、地域のひとり暮らし高齢者などを対象に、見守りや相談、緊急対応等を展開し地域一体となった「高齢者安心ネットワーク」の構築を図って行く必要があります。

施策の体系



基本事業

① 高齢者福祉・介護推進体制の充実

総合的な推進体制を強化し、持続可能な事業を展開するために高齢者福祉計画を見直します。高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って暮らせるよう、福祉・介護施策を充実します。

② 地域支援事業の実施

高齢者の介護予防²⁴対策として、二次予防²⁵事業対象者把握事業²⁶、介護予防事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、家族介護支援事業等を積極的に進めます。特に、包括的支援事業として、地域における総合的なケアマネジメント²⁷機能を担う地域包括支援センターの一層の充実を進め、介護予防のマネジメントや、総合的な相談支援事業、権利擁護事業等を実施します。

²⁴介護が必要な状態になることを予防すること、または状態の悪化を予防すること。

²⁵重篤化を予防すること。

²⁶65歳以上の人に基本チェックリスト(25項目)を実施、生活機能が低下していると認められる人を早めに発見して、介護予防につなげる事業。

²⁷利用者一人ひとりに最適なサービスを提供できるよう、様々な資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

③ 予防給付・介護給付の実施

要支援認定者を対象に、重度化を防止するための介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等に対する予防給付を実施するとともに、要介護認定者を対象に、居宅サービスや施設サービス等に対する介護給付を実施します。

④ 高齢者の生きがいづくり、社会参加等の支援

高齢者の生きがいづくりや社会参加、就労の促進に向け、シルバー人材センターの支援・強化に努めるほか、高齢者の学習・文化・スポーツ活動を促進します。

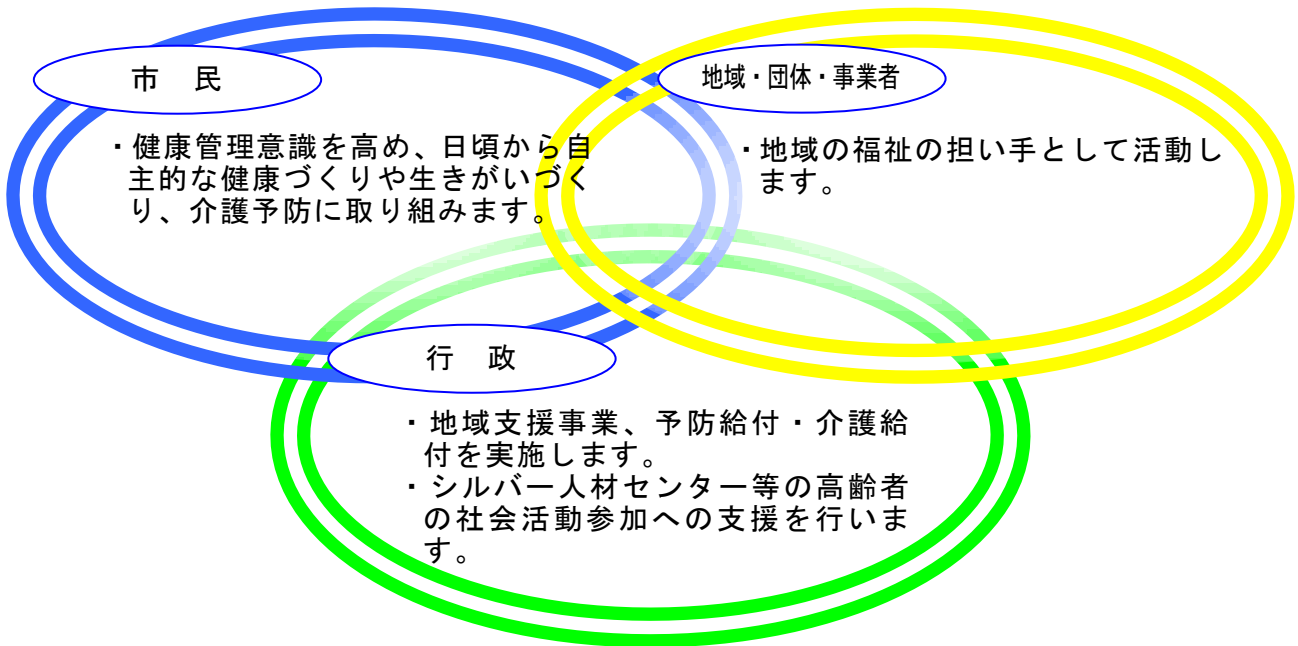
主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
高齢者人口 1,000 人当たりの要支援、要介護認定者の数	人	183	244
生きがいを持って自立した生活ができている高齢者の割合	%	81.1	81.1
高齢者福祉・介護サービスに満足している市民割合	%	19.7	21.0

主な事業（例示）

介護予防・在宅福祉サービス事業
 生きがい対策・社会参加促進事業
 地域包括支援事業

期待される協働のイメージ



政策 3-5 障がい者福祉の充実

施策の目的

障がい者が地域の中で安心・安全に暮らし、自立できるよう障害者自立支援法等の国の政策に基づく障がい者施策を総合的に推進します。

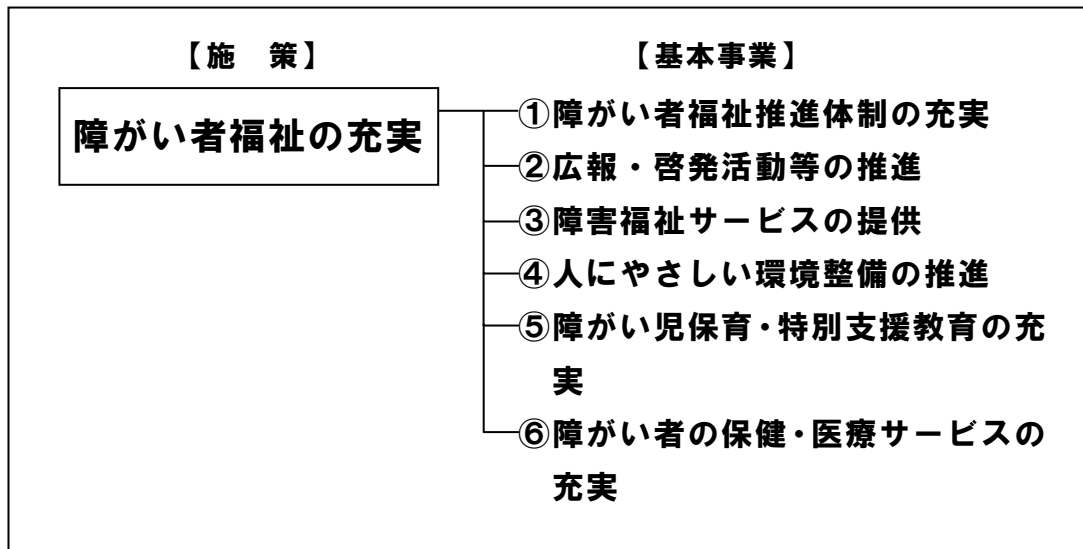
現況と課題

平成 23 年 3 月末現在、本市の身体障害者手帳所持者は 2,184 人、療育手帳所持者は 358 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 163 人で、身体障がい者の約 7 割は、65 歳以上の高齢者です。

障がい者や介護者の高齢化が進む中、将来の生活に不安や疲れを感じている人が増加しているのが現状です。

障害者自立支援法による各種制度を踏まえ、障害福祉計画に基づき、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透をはじめ、介護者負担を軽減するためにも、福祉サービス提供体制の充実、相談・情報提供体制の充実が重要と考えられます。施設入所から地域への生活の場の移行が進む中、すべての人がゆとりある生活を営むための住宅環境の充実、障がい者の社会参加の促進や就労機会の拡大、ユニバーサルデザインのまちづくりなど、障がい者施策を総合的に推進する必要があります。

施策の体系



基本事業

①障がい者福祉推進体制の充実

障がい者が福祉サービスを利用しやすくするため相談体制を充実して、サービスを受けやすくするための支援体制を充実します。

②広報・啓発活動等の推進

障がい者に対する理解を深めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業を推進します。

③障害福祉サービスの提供

居宅介護（ホームヘルプ）や重度者訪問介護、施設入所の支援をはじめとする各種サービスに対する介護給付の実施、自立訓練や就労の支援等に対する訓練等給付の実施、補装具費の支給、相談の支援や移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進など、ニーズにあった福祉サービスを提供します。

④人にやさしい環境整備の推進

障がい者や高齢者をはじめ、誰もが安心して生活ができる環境づくりに向け、関係機関と連携しながら、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

⑤障がい児保育・特別支援教育の充実

障がい児保育・特別支援教育の充実に努めるとともに、適切な就学・就労相談及び指導に努めます。

⑥障がい者の保健・医療サービスの充実

障がい者の療育、機能訓練等の充実に努めます。

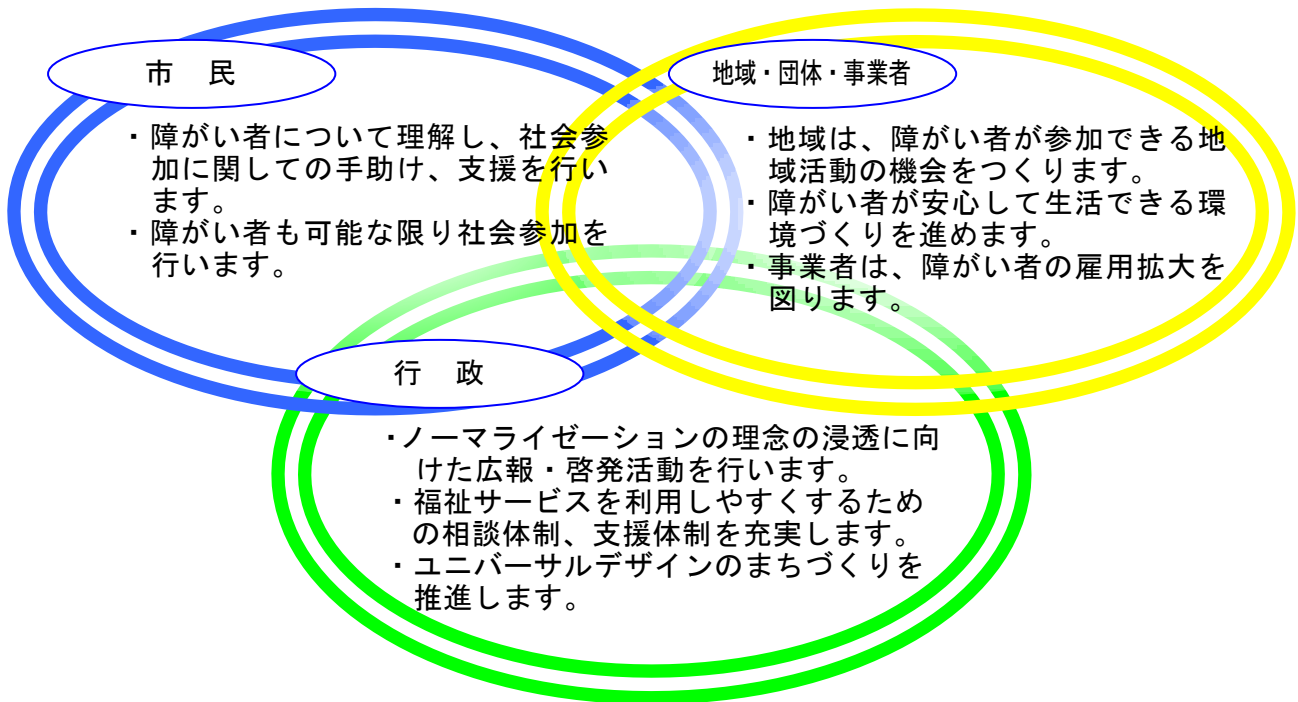
主な成果の目標

指 標	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
障がい者雇用率	%	1. 8 1	1. 8 1
障害福祉サービスが充実していると感じている人の割合	%	1 4. 7	2 0. 0

主な事業（例示）

地域生活支援事業
障害福祉サービス事業
自立支援給付

期待される協働のイメージ



政策 3-6 社会保障の充実

施策の目的

市民が健康で文化的な暮らしを営み、不安のない老後を送ることができるよう、社会保障制度の適正な運用と市民の理解の浸透に努めます。

現況と課題

○国民健康保険

国民健康保険制度は昭和 13 年に制度が発足して、昭和 36 年には国民すべての人が公的医療保険に加入する国民皆保険体制が整えられて以来約 50 年が経過し、医療保険の柱として、国民の健康と医療の確保に重要な役割を果たしてきました。

平成 20 年においては、後期高齢者制度が創設され 75 歳以上の人は広域連合の保険加入になったが、国民健康保険の被保険者は、生産年齢人口の減少傾向とともに、退職者や高齢者の加入率が上昇し、低所得者の割合も高まっています。

また、高齢化の進行、疾病構造の変化、医療技術の進歩などにより、医療費の高額化や高齢者の医療費の増大が見られ、国民健康保険財政の健全化と円滑な制度運営が課題となっています。

国民健康保険制度についての正しい理解を求め、適正受診による医療費の適正化、健康づくりへの取り組みなどを促進し、国民健康保険制度の健全な運営を図り、質の高い医療の効率的かつ安定的な供給が求められます。

○国民年金

国民年金制度は、老後だけでなく障害や死亡の場合の際に、所得保障を行うなど、現役世代が高齢者世代を支えて、国民生活の安定を図るものです。

しかし、景気の低迷などにより保険料の納付率が低く、未加入者も見受けられることから、加入促進に向けた啓発活動の強化が求められます。

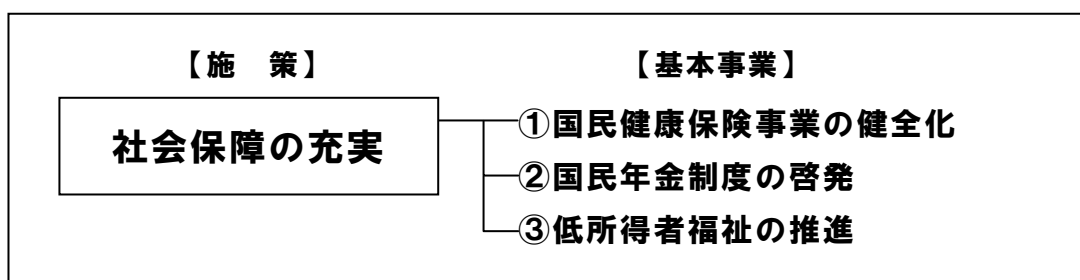
○低所得者福祉

平成23年度当初の生活保護被保護世帯及び人員は119世帯159人、保護率3.43%であり、ここ数年微増傾向にあります。世帯類型別では、高齢者世帯52世帯、母子世帯9世帯、傷病者世帯22世帯、障害者世帯9世帯、その他27世帯で、高齢世帯が半数以上を占めているものの、ここ数年稼働年齢層の受給者が増加しています。

リーマンショック、東日本大震災などの影響により、社会・経済情勢は依然として厳しい状況が続くと考えられることから、生活困窮者に対しては速やかに面接相談を実施し、困っている状況を把握する必要があります。

また、関係部署・機関と連携を図り、健康で文化的な生活ができるように世帯の実態に即して柔軟かつ多面的な支援が求められます。

施策の体系



基本事業

①国民健康保険事業の健全化

レセプト点検などにより医療費や被保険者資格の適正化対策、滞納者への納税相談・指導など国保税収納率向上対策の推進を行ない、特定健診等の保健事業により被保険者が受診して疾病の早期発見を図り、国民健康保険事業の健全化に努めます。

②国民年金制度の啓発

広報紙やパンフレットの活用、年金相談等を通じ、国民年金制度に関する市民の理解と認識を深めていくとともに、将来無年金者にならないように年金事務所と連携し、未加入者の加入促進などの広報啓発に努めます。

③低所得者福祉の推進

生活困窮世帯の経済的自立と生活意欲の向上を促すため、実態を的確に把握しながら相談支援を行うとともに、各種制度や生活保護制度の活用など、適切かつ効果的な支援を行います。また社会情勢の変化に対応した新たな施策について国や県、関係機関と連携を図り、進めていきます。

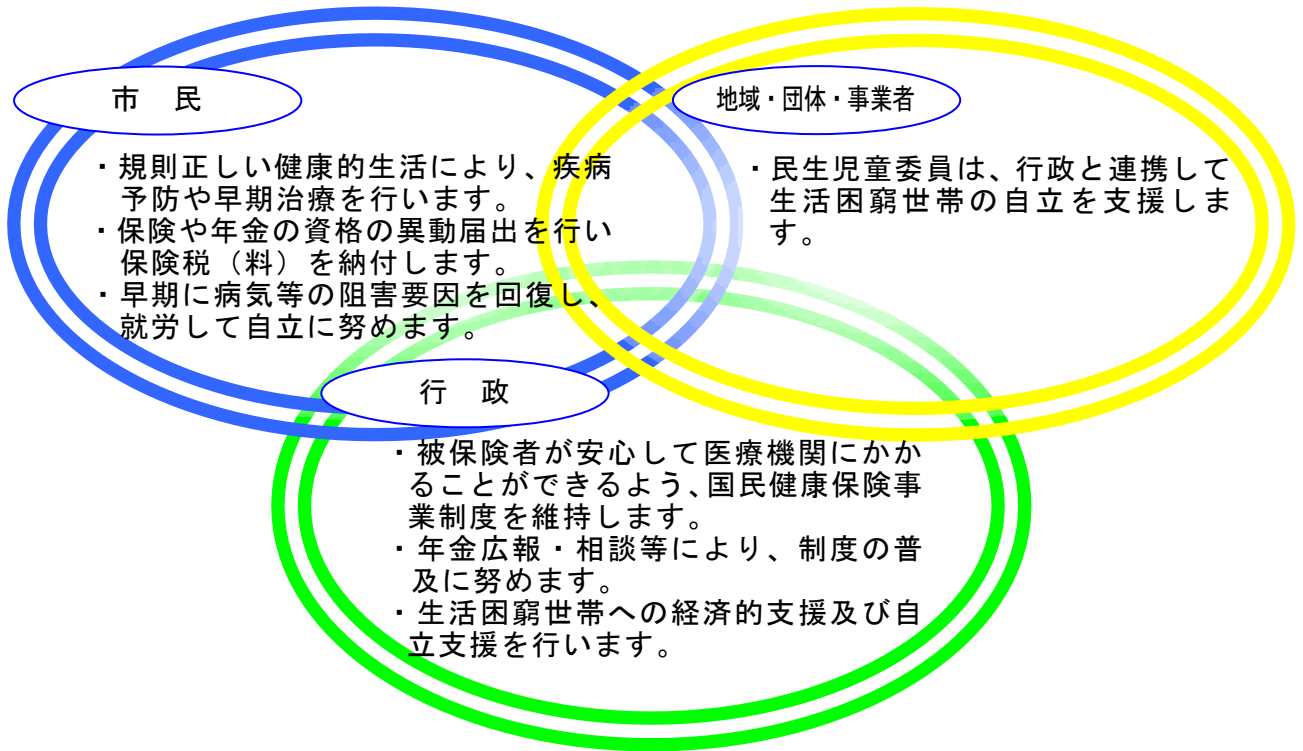
主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
国民健康保険被保険者の 1 人当たりの医療費(後期高齢者医療費分を除く)	円	371,673	478,480
国民年金保険料の納付率	%	60.1	50.7
生活保護率(人口千人当たりの受給者の割合)	%	3.58	3.73

主な事業(例示)

特定健診・特定保健指導事業
 レセプト点検事業
 年金広報・相談体制充実事業
 必要な経済的援助と自立支援事業

期待される協働のイメージ



政策4 子どもの笑顔が輝き歴史と文化を誇れるまち

政策4-1 子育て支援の充実

施策の目的

子どもが健やかに生まれ育つよう、関連部門、関連機関・団体が一体となった多面的な子育て支援施策を強力に推進します。

現況と課題

全国的に少子化が進行しており、この問題は子どもの健やかな成長への影響だけでなく、社会保障をはじめとして労働力人口の減少や地域社会の活力の低下、市の経営など、社会・経済全体に極めて深刻な影響を与えると懸念されています。このようなことから、平成17年10月には次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し取り組んできました。

そして、平成20年10月には、「幼児教育振興計画」を策定し、“子どもは小城市のたから”という理念を掲げ、子育て支援サービスの拡充を図っています。平成21年3月には、前期行動計画に引き続き、平成22年度から平成26年度までの5カ年の後期行動計画を策定し、多様な子育て支援事業を展開しています。最近、特に市民ニーズが高まってきた取り組みとして、保育園・幼稚園における障がいがある子どもへの特別支援、要保護児童対策（児童虐待防止）や家庭相談があり、それぞれの体制強化に取り組んでいます。

また、公立・私立、保育園・幼稚園、認証保育施設（認可外保育施設）を問わず、市内のすべての保育・幼児教育施設が連携するネットワークの構築に着手しています。相互の情報を共有化していくことからスタートし、保育士・幼稚園教諭の合同研修会を開催するなど、取り組みの輪は広がっています。

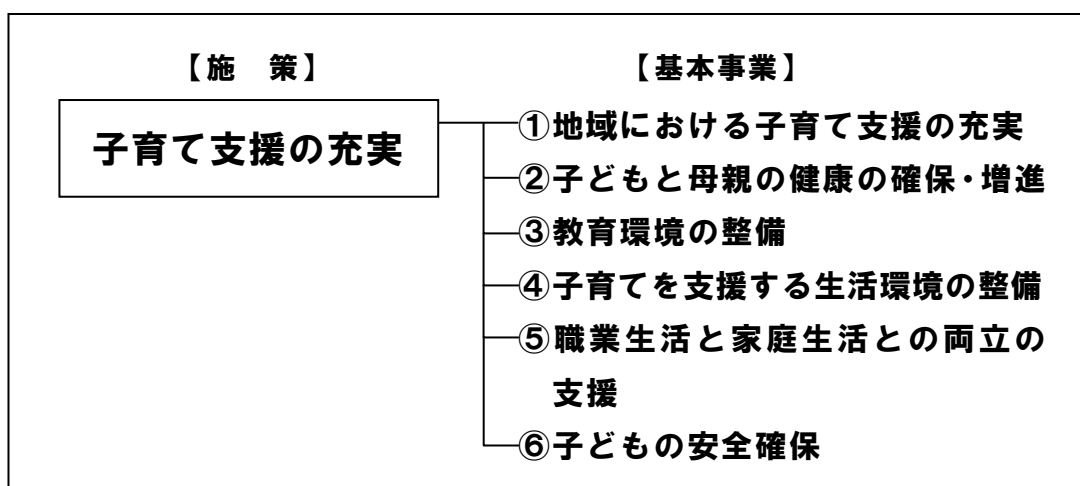
今後もさらに、福祉、保健、医療、教育、労働、住宅、都市計画、生活環境等のあらゆる分野が連携して、安心して子どもを生き育てやすい環境づくりを進め、本市で子どもを生き育てたいと願う人を増やすよう、地域住民が相互に支え合う子育て支援に取り組む必要があります。

また、3歳未満児の保育や長時間保育、一時預かり保育に対する市民のニーズは増加傾向にあり、多様化する保護者ニーズに対応できる保育サービスの充実を図っていく必要があります。同時に、保育園・幼稚園施設の老朽化や幼保一元化を背景とした公立施設の民営化など、将来の保育・幼児教育の方向やあり方を見直す時期に来ています。

さらに、子育てや養育に不安を持つ親や問題を抱える子どもを持つ親など、さまざまな支援を必要とする保護者も増えていますので、総合的な子育て相談体制の整備・充実が必要です。

加えて、子育て支援サービスの運営主体について見直しを図るとともに、子育て支援の拠点、情報発信の拠点として「子育て支援センター」（仮称）の設置を検討するなど、解決していかなければならない課題があります。

施策の体系



基本事業

①地域における子育て支援の充実

国の子ども・子育て新システムの構築に対応した本市の保育・幼児教育制度を確立し、幼保一元化や各施設の適正配置を踏まえた今後のあり方について検討していきます。

子育て相互支援事業や放課後児童クラブ、一時預かり保育など多様な保育ニーズに応えるサービスの充実、また、市内保育・幼児教育施設の連携を強化し、市内の保育士、幼稚園教諭の資質向上を図ります。

②子どもと母親の健康の確保・増進

乳幼児と母親の健康の確保・増進に向け、母子保健・健康増進との連携を強化し、各種の健康診査、相談・指導を充実させた取り組みを進めます。また、保育園・幼稚園や子育て相互支援事業のなかで病児・病後児預かりや、小児科医と連携した小児医療体制の充実を図ります。

さらに、子どもの医療費助成対象の拡大を目指します。

③教育環境の整備

市内の各教育施設の整備について計画的に取り組めます。また、家庭や地域における子育てに関する学習機会の提供について、所管課や事業者との連携を強化していきます。

④子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が生活する環境として、住居・道路、水路、公共施設など、施設に対する配慮が必要であり、そうした施設のあり方について子育て家庭からみた視点を尊重する整備計画を立てるよう、関係機関との連携を深めていきます。

⑤職業生活と家庭生活との両立の支援

仕事と子育ての両立ができるよう、職場環境の整備に関する事業者向けの広報・啓発活動や、両立支援を求める保護者に対する情報提供・相談活動に取り組んでいきます。母子・父子・生活困窮世帯の自立支援に関する取り組みを充実していきます。

⑥子どもの安全確保

子どもたちの安全な居場所を確保するため、児童センター・児童館・放課後児童クラブなど、公共施設を活用した居場所機能の整備を図っていきます。また、児童虐待を防止するため、要保護児童対策地域協議会を核とする関係機関等のネットワーク及び相談体制を強化していきます。その他、予防のための啓発プログラムを導入し、子どもや周りの住民や教師、保護者の意識を高めていきます。

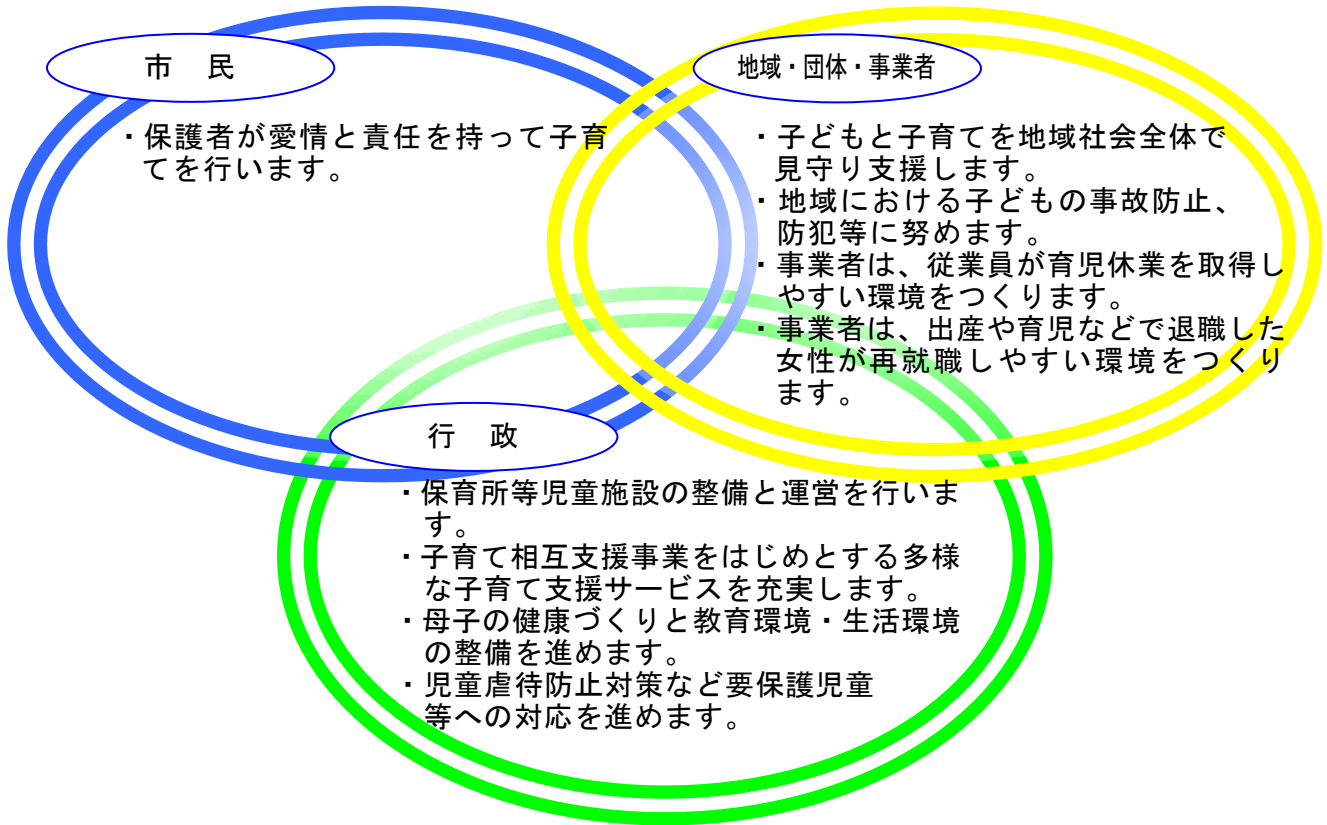
主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
子どもを安心して生み育てることができると感じている市民の割合	%	75.2	80.0

主な事業（例示）

子育て相互支援事業
 幼保一元化・民営化を含めた保育・幼児教育施設のあり方の検討
 子育て支援拠点センター機能の整備
 既存施設を活用した児童センター（児童館）の整備
 放課後児童クラブの充実
 特別保育事業（休日保育・一時預かり保育等）の実施検討
 児童虐待防止事業の充実
 母子自立支援事業の充実

期待される協働のイメージ



政策4-2 幼児教育・学校教育の充実

施策の目的

子どもたちが、生きる力を育み、次代の本市を担う人材として成長していくことができるよう、本市ならではの特色ある教育活動を推進します。

現況と課題

○幼児教育・学校教育の現況

幼児教育においては、平成20年に策定した幼児教育振興計画の基本理念「たからを育む幼児教育の推進」を柱に置き、各種の振興策に取り組んでいます。就学前の子どもたちへの教育の重要性が高まるなか、市内の公立・私立、幼児教育・保育施設の区別なく、子どもたちがより公平な幼児教育を享受できる環境の整備に着手しています。公立幼稚園3園、公立・私立保育園7園、認定こども園3園を対象とした市教育委員会訪問の実施、市内施設長や代表者を集めた「幼保ネットワーク会議」の開催等を提案し、乳幼児の安全確保や施設運営、幼児教育全般の問題に関する情報提供や意見交換を行い、施設全体に及ぼす課題等の洗い出しに取り組んでいます。

また、各施設で働く幼稚園教諭・保育士が共通の認識の下で自己啓発する合同研修の機会を提供しています。

学校教育の現況としては、学力・学習状況調査の結果として、小・中学校とも学年や年度により良かったり悪かったりと不安定ではありませんが、県や全国のレベルとほぼ同じかやや下回る結果がここ数年続いています。本市では、校内研究の充実により教師の指導力の向上を図り、子どもの学力の定着をめざす事業や、家庭教育の充実をめざす事業を推進し、学校教育の充実を支援してきました。

不登校については減少しており、問題行動の件数も大幅に減少しています。さらに、適応教室「ほたる」から学校に復帰させるなど成果も出始めました。

小・中一貫校づくりについては、教育課程の編成をはじめ学習面、生

活面のメソッド（指導方法）の作成など、計画的に進展しています。また、児童・生徒会の活動や地域連携の取り組みなど、一貫校の特色を実践するための試行・研究も進めています。

学校給食に関しては、安全でおいしい給食を子どもたちに提供するために、施設整備や職員の適正配置、雇用のあり方について改善しています。また、学校給食を通して食の大切さを学ぶことができる食育事業を推進しています。

また、小城市独自に特別支援教育にも力を入れています。施設面では耐震化も進み、子どもたちが安全で安心して学習ができる環境づくりが整備されています。

○幼児教育・学校教育の課題

国は、幼保一体化を実現する「子ども・子育て新システム」の確立を目指して準備作業を進めていますが、平成25年度からスタートするこのシステムにどのように対応していくのか、本市の大きな課題です。保育園民営化と同時に、幼稚園の民営化や幼稚園と保育園の統合化など、施設のあり方をはじめ新しい幼児教育サービスのあり方、方向性について早急に検討していく必要があります。

また、これまで就学前の子どもに関する情報交換等を行い、小学校の受入体制や学級編成に反映させてきた幼稚園・保育園・小学校の連絡協議会の機能をさらに充実し、問題を抱えた子ども一人一人の特性に応じた移行プログラムを開発して実践するなど、幼稚園・保育園から小学校への「学びの連続性」を意識した取り組みが重要になっています。

学校教育においては、新学習指導要領の趣旨に基づき、その基本目標として「いきいき学ぶ学校教育の推進」を掲げています。学校が教育の専門機関としての機能を十分に発揮し、豊かな人間性やコミュニケーション能力、学力の向上など、これからの社会を生き抜くための基盤となる力を育む環境づくりが大きな課題です。

特に、学力の向上については、校内研究の活性化と充実を図り、教職員の資質が向上することで、子どもたちの学力の向上を目指す必要があります。

問題行動や不応、発達障害など子どもや保護者、あるいは教職員が

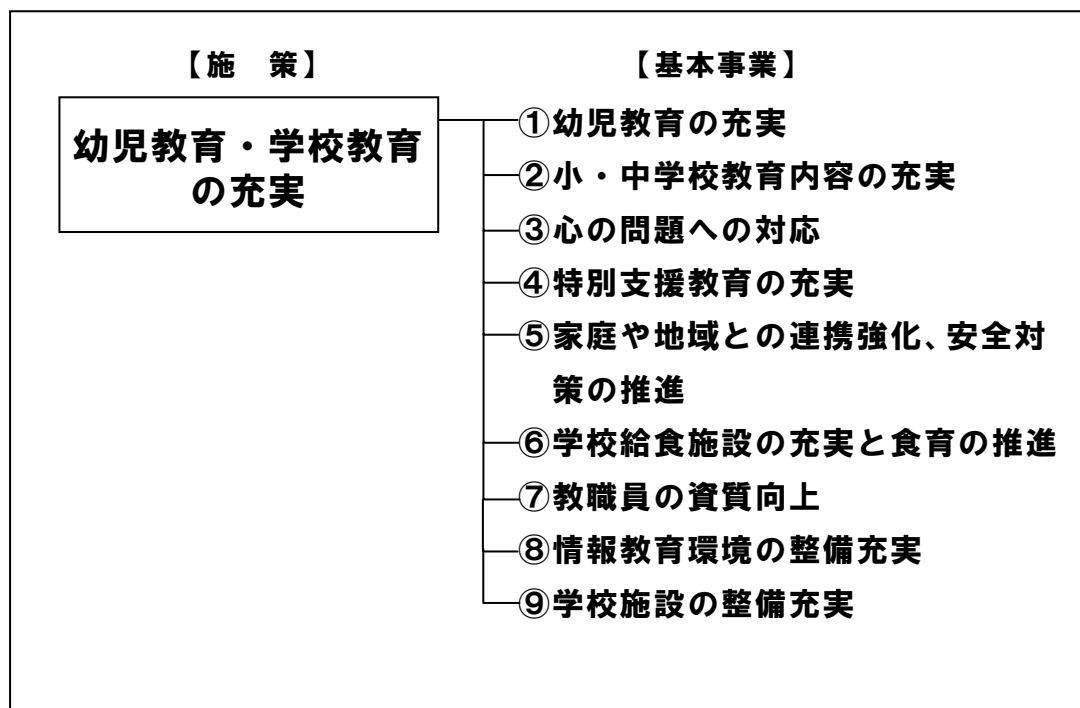
抱える課題や困り感について、適切に相談や支援する体制づくりを強化する必要があります。

また、教育活動を支える学習環境の整備については、計画的に学校施設の老朽化について改修を行う一方で、芦刈校区における小・中一貫校づくりを進めています。給食室の建設から校舎の建設へ段階的な学校施設の整備、教育課程の編成と「芦刈学」や「英語教育」など一貫校の特色を実践するため研究を進めていくことが重要になります。

さらに、今後はますます教育の情報化が進み、学習形態が大きく進化していくと考えられることから、情報通信技術を活用した教育のあり方、校務の情報化などをどのように進めていくか、その取り組み方が大きな課題となっています。

学校給食については、老朽化している施設や設備について計画的に改善していく必要があります。また、子どもたちの健やかな体を育むために、食育の充実や学校体育の充実を推進することも重要になっています。

施策の体系



基本事業**① 幼児教育の充実**

基本的な生活習慣を身につけさせることを基本に、幼稚園・保育園における教育内容・施設環境の一層の充実を図り、小学校教育との円滑な接続に向けた取り組みを推進します。また、国の子ども・子育て新システムの構築に対応した幼児教育制度を確立するための検討を進めるなど、幼児教育の充実を図ります。

② 小・中学校教育内容の充実

幼稚園・保育園・小学校及び中学校の連携と各段階に応じた教育の推進を図ります。また、学力の向上、豊かな心を育む教育、健やかな体を育む教育を推進します。

③ 心の問題への対応

不登校、いじめなどの問題行動・不適応行動を起こす児童・生徒が抱える心の問題に対し、教職員の資質向上、生徒指導体制の充実を図ります。また、子ども支援センターを中心とした教育相談・指導体制の確立・支援体制の充実を図ります。

④ 特別支援教育の充実

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を養うことができるよう、一人ひとりの教育ニーズに応じた適正な就学支援・指導に取り組めます。

⑤ 家庭や地域との連携強化、安全対策の推進

学校・家庭・地域が一体となった総合的な子どもの安全対策を促進するため、地域社会への学校施設の開放をはじめ、児童・生徒や教職員と地域社会との交流促進につとめるなど、より開かれた学校づくりに取り組みます。

⑥ 学校給食施設の充実と食育の推進

子どもたちが学校給食を通して食の大切さを学ぶ教育の推進を図ります。また、安全でおいしい学校給食を提供するため、安全衛生管理の徹底と地産地消の視点に立った学校給食の推進を図ります。

⑦ 教職員の資質向上

適切な指導の推進や研修・研究活動の促進等を通じ、教職員の資質の向上を図ります。

⑧情報教育環境の整備充実

小・中学校の情報基盤整備を充実し校務の情報化を進め、子どもたちへの情報教育の推進と情報通信技術を効果的に活用したわかりやすい授業の実現に向けた整備を進めます。

⑨学校施設の整備充実

老朽化への対応や耐震化、バリアフリー化、安全管理の充実、特色ある教育活動の推進等に向け、施設整備計画のもと、校舎や体育館をはじめとする学校施設・設備等の計画的な整備を推進します。

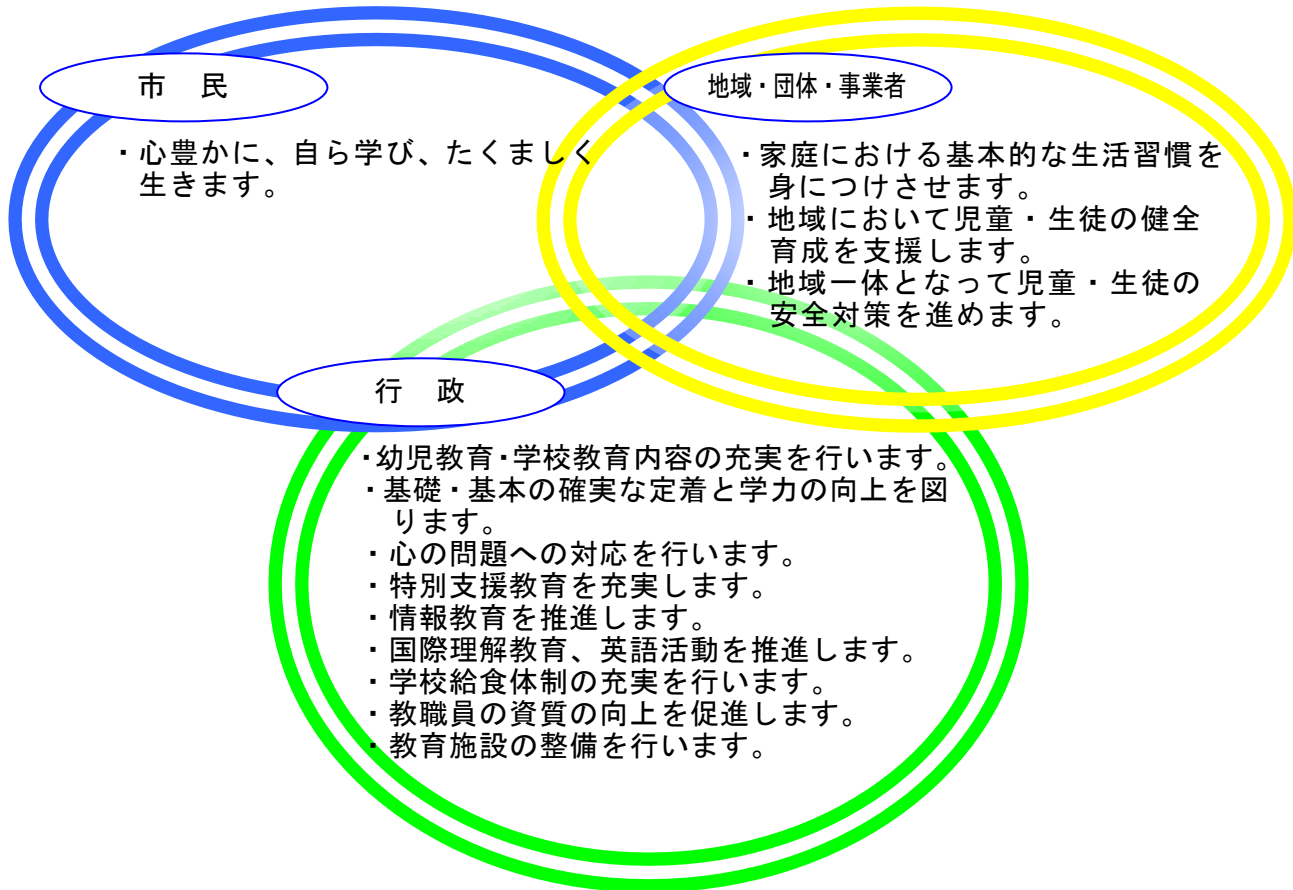
主な成果の目標

指 標	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
基礎的な生活習慣（早寝・早起き）を実践している幼児の割合	%	63.6	70.0
基礎的な生活習慣（朝ごはん）を実践している幼児の割合	%	98.1	98.5
学習状況調査通過率（学力）	%	62.9	65.0
全国体力調査体力合計点（体力）	点	43.3	44.5

主な事業（例示）

就学前教育プログラム導入
小中一貫教育システム導入
学力向上対策事業
学校評価システム
教育相談事業（子ども相談室、適応指導教室）
特別支援教育マニュアル作成事業
児童・生徒の安全確保推進事業
食育推進事業
教職員評価・育成システム
危険校舎改築事業
大規模改造事業

期待される協働のイメージ



政策4-3 生涯学習の充実

施策の目的

市民一人ひとりが自発的な課題意識による主体的な学習を通して、自己実現を図るとともに、地域社会への誇りをもちながら、積極的に地域社会づくりに参画することができる生涯学習のまちづくりを進めます。

現況と課題

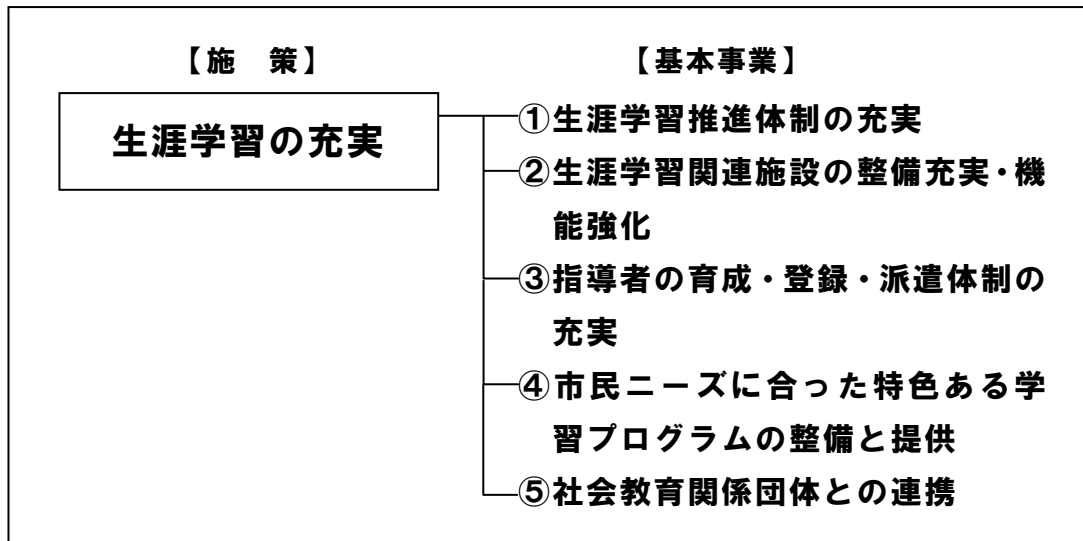
生涯にわたって学び続け、自己実現を図りながら充実した人生を送ることができる生涯学習社会の確立と、学ぶことを通じて人や社会のつながりを深め、さらに学んだことを活かすことで地域社会全体の活性化やまちづくりに繋げる視点も求められています。

本市では、各町単位に設置されている公民館や図書館など生涯学習施設などにおいて、地域住民のニーズを的確に把握しながら、主体的にまた市民協働の視点を取り入れながら、世代に応じた各種事業を展開しているところです。

しかし、社会・経済情勢が急速に変化する中で、市民の学習ニーズはますます多様化、高度化してきており、これらへの対応が課題となっているほか、一方では、市民一人ひとりが自発的意志に基づいて学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる、まちづくりの一環としての学習環境づくりが求められています。

このため、生涯学習推進体制の整備をはじめ、関連施設の整備充実、公民館等の運営方法の確立とともに、市民の学習ニーズを常に把握しながら、体系的な生涯学習プログラムの整備と提供を図り、総合的な生涯学習環境づくりを進めていく必要があります。また、地域社会を活性化するために社会教育関係団体の充実を図る必要があります、団体との連携により、広く市民に協働を推進し、よりよいまちづくりを目指していくことが必要です。

施策の体系



基本事業

①生涯学習推進体制の充実

生涯学習を体系的また計画的に推進していくために、生涯学習振興計画を策定します。

いつでも、どこでも、だれでも、生涯学習に取り組めるよう、生涯学習専門員を配置し、生涯学習を支援する体制を構築します。

②生涯学習関連施設の整備充実・機能強化

生涯学習の拠点である公民館や支館の運営方針を確立し、施設の特性を活かした施設・設備の充実を図り、安全で快適な学習環境の提供と利便性を図ります。

また、市民の教育と文化の発展のため、図書館の機能と運営体制を充実するとともに、学校図書館との連携を推進します。

③指導者の育成・登録・派遣体制の充実

学習の成果を地域へ還元していく循環型社会の構築や、様々な分野における指導者やボランティアの発掘・育成を図るとともに、登録・派遣体制を構築し、その有効活用を積極的に推進します。

④市民ニーズに合った特色ある学習プログラムの整備と提供

地域特性を活かした独自の自然体験学習プログラムや、各世代の時代に即した市民ニーズに応えるプログラムを整備し提供します。

また、生涯学習に関わる情報の提供を充実します。

⑤社会教育関係団体との連携

地域の活性化を図るため、地域社会を担う社会教育関係団体との緊密な連携体制を構築します。

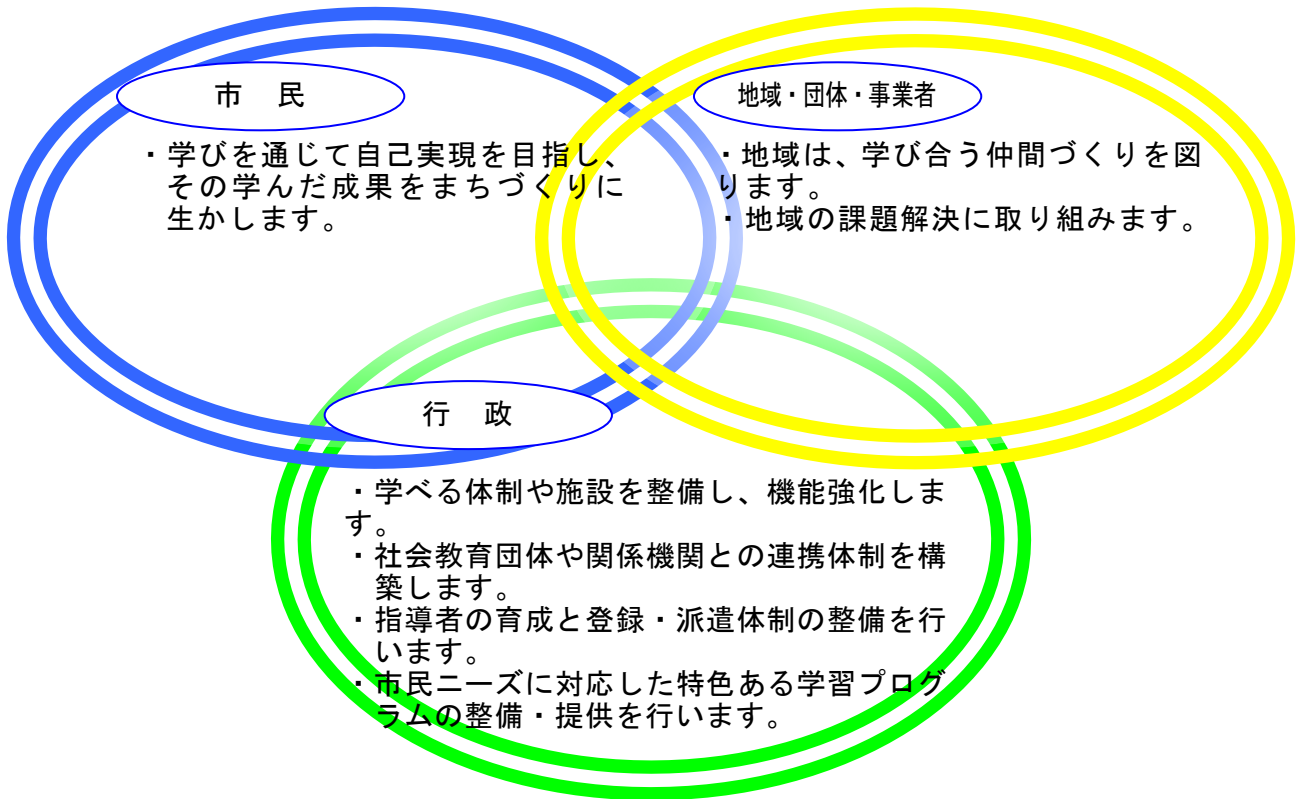
主な成果の目標

指 標	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
目的を持って継続して自発的・主体的な学習に取り組んでいる市民の割合	%	36.6	40.0
各種生涯学習団体への登録者数	人	1,712	2,000
各種生涯学習団体登録団体数	団体	161	167
生涯学習施設の利用者数 (のべ人数)	人	331,145	360,000

主な事業(例示)

生涯学習振興計画策定
 自然体験学習
 生涯学習施設の整備
 図書館事業

期待される協働のイメージ



政策4-4 青少年の健全育成

施策の目的

次代を担う青少年が健全に育成されるよう、市民一体となった健全育成活動を展開します。

現況と課題

次代を担う青少年が、社会における自らの役割と責任を自覚し、豊かな個性と能力を培い、心身ともに健やかにたくましく成長することは、市民すべての願いであります。

少子高齢化、情報化の急速な進展など社会環境が大きく変化する中で、非行の低年齢化や、青少年を取り巻く事件が増加しているなど、青少年をめぐる問題が複雑化しています。

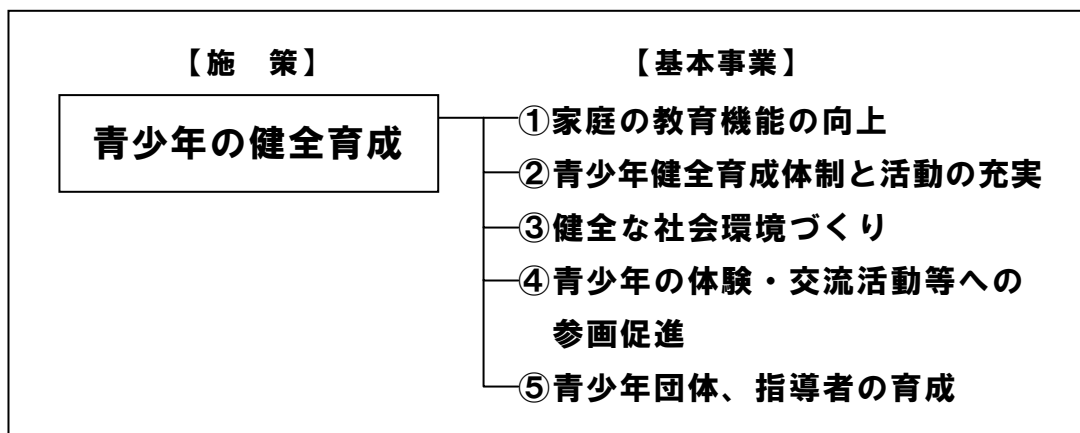
青少年を、健全に育む社会環境を醸成していくには、家庭・学校・地域が連携協力して地域ぐるみで進めていく必要があります。

さらに、青少年育成に取り組む関係者や関係団体等が連携し、環境浄化活動や子どもを見守る活動などが求められています。

今日の青少年は、自然体験、社会体験の不足が指摘されていますが、生涯学習の拠点である各公民館では、地域の特性を生かした事業や体験事業を実施するなど家庭・学校・地域と連携し、地域全体で青少年を育てる仕組みづくりが必要です。

少子化が進む中、小学生や中学生で行う、異年齢での子どもクラブ活動の重要性が増しています。また、青少年が豊かな心を育むため、地域の伝統行事や、文化活動、スポーツ活動に積極的に参加するように働き掛けるとともに、土曜教室や通学合宿なども充実させることにより子どもの体験活動を支える必要があります。

施策の体系



基本事業

①家庭の教育機能の向上

青少年の健全育成のための家庭教育に関する講座や教室の開催をはじめ、広報・啓発活動や情報提供等を通じ、家庭における教育機能の向上を促進します。

②青少年健全育成体制と活動の充実

青少年育成市民会議の一層の充実・活用を図るとともに、これを中心に各校区の青少年育成会など関係機関・団体が一体となった青少年健全育成のネットワークを形成し、活動を強化します。

③健全な社会環境づくり

有害環境の浄化や非行の防止等を図るため、関係機関・団体を中心とした活動を促進します。

④青少年の体験・交流活動等への参画促進

青少年の体験・交流活動やボランティア活動、地域活動、文化・スポーツ活動への参画機会の充実を図るとともに、青少年の居場所づくりを地域と一体となって進めます。

⑤青少年団体、指導者の育成

各種青少年団体及び育成団体の活動をより一層支援していくとともに、指導者養成講座の開催等を通じて青少年健全育成のリーダーを育成します。

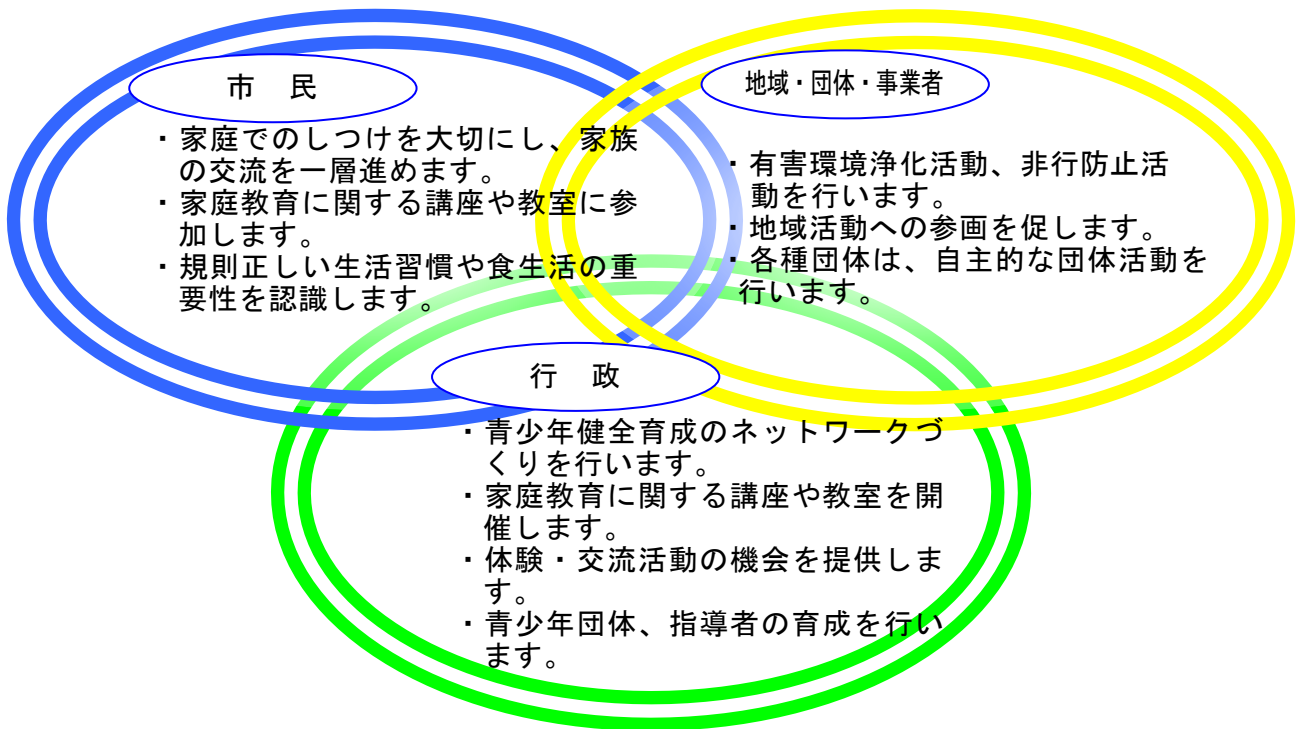
主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
体験活動の開催日数	回	58	70
少年スポーツクラブ団体数	団体	49	49
補導件数	件	81 (H21)	80
青少年の刑法犯認知件数	件	60 (H21)	50

主な事業（例示）

「早寝、早起き、朝ごはん」運動の推進
 青少年育成市民会議支援・連携
 家庭教育支援事業
 有害環境浄化活動、非行防止活動強化
 青少年の居場所づくり支援事業
 子ども110番の家、青色防犯パトロールなど地域見守り活動

期待される協働のイメージ



政策4-5 芸術・文化の振興と文化財の保存・活用

施策の目的

文化活動が活発な地域性を生かし、市民主体の芸術・文化活動の一層の活発化を促進するとともに、貴重な文化財の保存とまちづくりへの活用を進めます。

現況と課題

近年、日々変化していくライフスタイルや社会・経済情勢の中で、物の豊かさに加え心の豊かさが求められる傾向にあります。このような中で市民が芸術・文化にふれ、活動することができる環境整備が求められています。

本市には、文化連盟を中心とする芸術・文化団体が数多くあり、幅広い分野にわたる芸術・文化活動が、小城文化センター、牛津会館、牛津赤れんが館や市内8ヶ所の公民館・支館などで活発に行われています。

こうした芸術・文化活動は、個性と魅力あるまちづくりや、市民の一体感の醸成に欠かせない重要な要素であることから、今後とも、芸術・文化団体や指導者の育成をはじめ、市民主体の芸術・文化活動の活性化を促す環境づくりを積極的に進めていく必要があります。

本市は、北は天山から南は有明海まで、各地の地域色が豊かで、原始・古代から近代の歴史・文化・産業・生活を物語る数多くの遺跡や史跡、建造物など多くの文化財を有しています。その中には小城の基礎を作った千葉氏や城下町として栄えた鍋島氏の文化遺産も多く残されており、郷土色豊かな浮立やにわかなどの伝統芸能も各地区で守り伝えられています。歴史資料館では、そうした文化遺産などを展示するとともに、佐賀大学所蔵の小城鍋島文庫を共同で調査・研究するとともに、その特別展などを通じて、小城の歴史を紹介しています。

また、市内からは書聖中林梧竹をはじめ、洋画家の北島浅一・村岡平蔵などの芸術家や石工の平川与四右衛門、高田保馬などの文化人、松田

正久・富岡敬明などの政治家を輩出しています。中林梧竹については中林梧竹記念館を開設し、梧竹の作品や遺品を収集・展示し、その業績を紹介しています。

しかし、文化財の中には修理・整備がなされていないものもあることから、修復が必要な文化財の把握や未指定文化財の計画的調査が必要です。また、あわせて有効な活用法を講じることも今後の課題となっています。

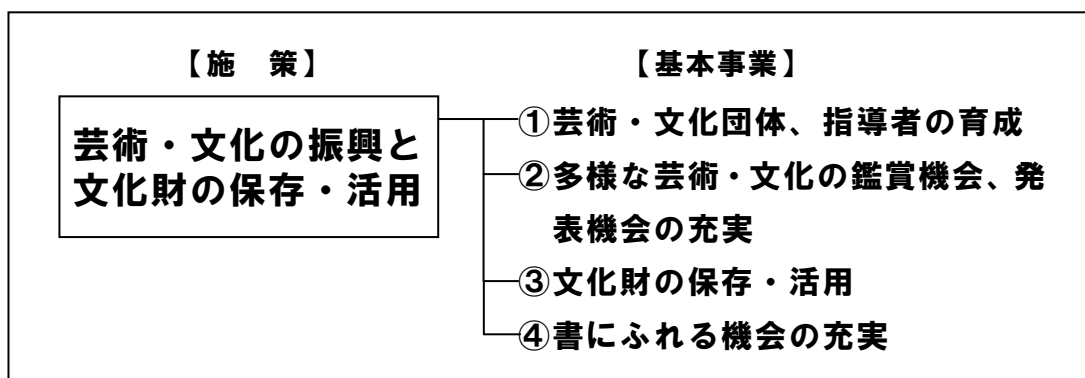
市民に対しては文化財の内容や所在などをお知らせすることが必要であり、保存・活用についても市民団体との連携が重要になっています。

さらに、合併に伴う対象範囲の拡大や収蔵資料の増加により、現在の歴史資料館や梧竹記念館では展示室・収蔵庫が不足しています。また、発掘調査による出土遺物の保管場所も不足しているため、その保管場所を確保する必要があります。

本市ならではの文化遺産や伝統行事は、郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本市の歴史や伝統文化を内外に発信するうえで大きな役割を担っていることから、今後とも、適切な調査や保存、まちづくりへの活用を積極的に進め、より多くの人々が本市の歴史や伝統文化などにふれあえる機会を増やしていく必要があります。

また、書聖中林梧竹翁を生んだ小城市として、書に対する市民の関心と書に親しむ機会を増やす必要があります。

施策の体系



基本事業**①芸術・文化団体、指導者の育成**

文化連盟をはじめ各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、指導者やボランティアの育成・確保、各地区間の文化交流の促進に努め、市民の自主的な芸術・文化活動の一層の活性化を促進します。

②多様な芸術・文化の鑑賞機会、発表機会の充実

文化祭をはじめ、魅力ある文化行事の企画・開催を市民との協働のもとに進め、小城に縁のある芸術家に親しむなど、多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会を充実します。

③文化財の保存・活用

指定文化財の適切な保護・保存、未指定文化財の調査を行い、指定、整備を進めるとともに、観光との連携という視点に立ち、「屋根のない博物館構想」に基づき、説明板の整備など文化財の一体的な整備・活用を推進します。

浮立やにわかなどの無形文化財や伝統芸能についても、講座の開催や保存団体の情報交換等を通じて積極的にその保存・伝承に努めます。

また、歴史資料館及び中林梧竹記念館の充実・機能強化を図り、市内外の多くの人々が本市の歴史・文化にふれあえる環境づくりに努めます。

④書にふれる機会の充実

明治の三筆といわれる書家、中林梧竹を輩出した小城市として、梧竹翁の顕彰と同時に市民の書にふれる機会を充実します。

このため、梧竹記念館における展示・特別展などを開催し、梧竹翁顕彰会の協力を得ながら梧竹翁顕彰席書会などを開催します。

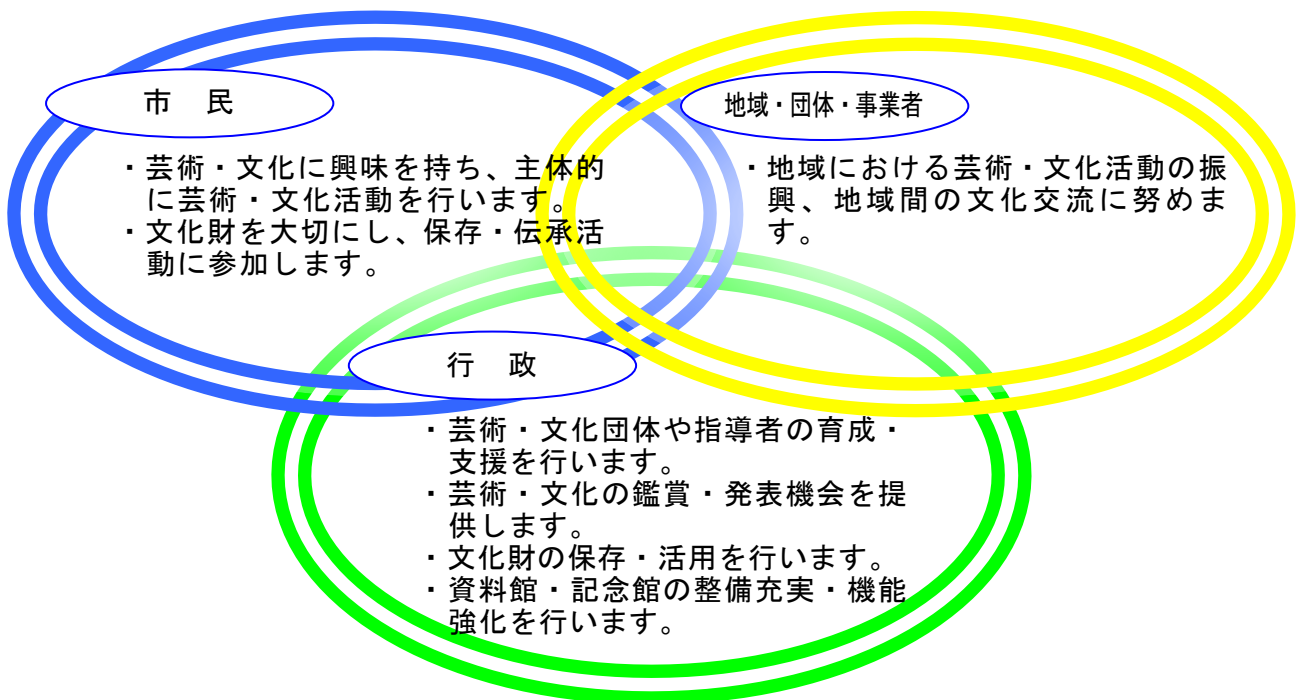
主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
桜城館（歴史資料館・梧竹記念館）入館者数	人	12,093	14,500
芸術・文化活動に取り組んでいる市民の割合	%	22.9	23.5
指定文化財の数	点	69	77

主な事業（例示）

- 屋根のない博物館事業の展開
- 文化財の調査研究・保護・活用
- 古文書講座・歴史講座の開催
- 佐賀大学との交流事業（展示会・講演会）の開催
- 中林梧竹作品展（没後100年記念事業）の開催
- 梧竹作品・歴史資料等の収集
- 郷土芸能、芸術、文化活動の振興

期待される協働のイメージ



政策4-6 国際化・交流活動の推進

施策の目的

国際化時代、交流時代に対応し、国際化及び国際交流活動、地域間交流活動を展開します。

現況と課題

国際化、ボーダレス²⁸化の進展に伴い、市民の国際交流活動も広がりを見せています。こうした活動を一層促進し、文化や国籍の違いを越えて互いを理解し合い、助け合う国際性に富んだ地域社会を形成していくことが求められています。あわせて、在住外国人への情報提供の充実を図るなど、外国人に暮らしやすいまちづくりを進めることが必要です。

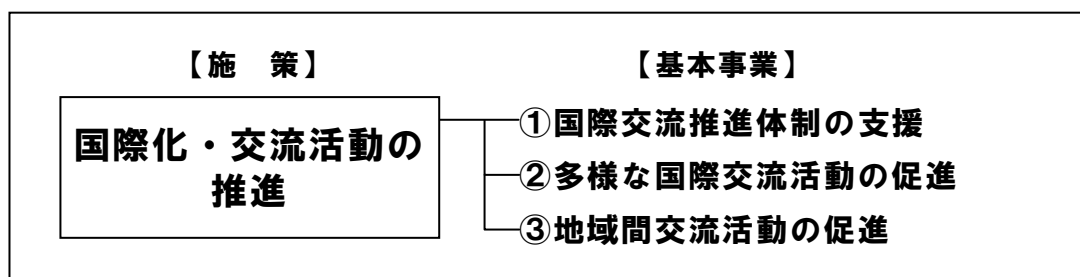
本市は、地域間交流を進めるため鹿児島県南九州市と友好姉妹都市の提携を結び、教育・文化・産業・スポーツの各分野で様々な交流を行っております。

市民・行政双方の様々な分野での交流がさらに活発に行われるよう、姉妹都市交流を積極的に進めていくことが必要です。また、市民が主体的に姉妹都市交流を進めていくことができるよう、姉妹都市に関する情報の提供や環境の整備に努めることが必要です。

市外との交流は本市の魅力と課題を再発見する機会にもなります。市民団体や事業者等の協力を得て、幅広い地域間交流活動を促進していくことが求められています。

²⁸ 境界がないこと。国境がないこと。

施策の体系



基本事業

① 国際交流推進体制の支援

交流活動の中心となる国際交流団体の育成、県内関連団体との連携強化など、市民主導の国際交流活動の展開に向けた体制整備の支援を行います。

② 多様な国際交流活動の促進

子どもの国際交流活動の推進や在住外国人への情報提供や多文化理解を深め市民主体の多様な国際交流活動を促進するとともに、様々な分野で外国人にやさしい開かれたまちづくりを推進します。

③ 地域間交流活動の促進

情報を発信し、様々な分野において地域間交流活動を促進するとともに、姉妹都市交流について、市民が主体となって交流が取組めるよう支援します。

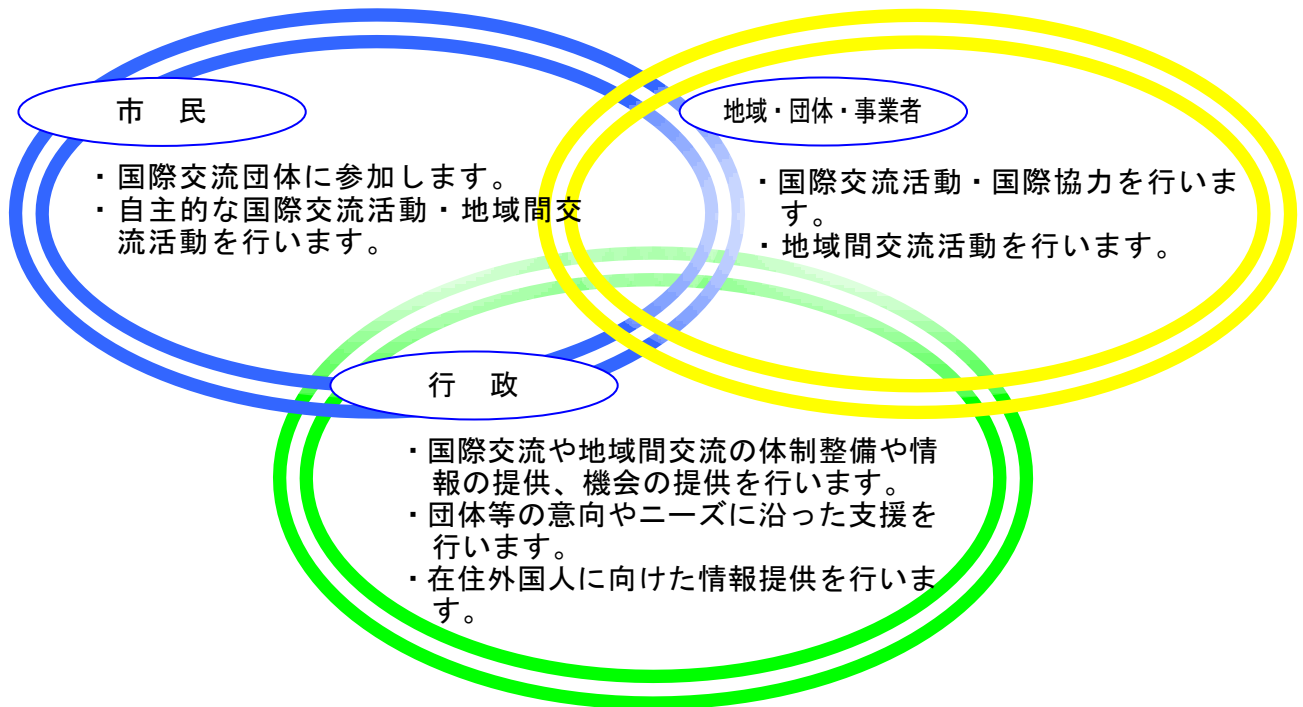
主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
国際交流活動に参加した人数	人	750	950
友好姉妹都市交流に参加した人数	人	50	170
日本語教室参加者数	人	10	20

主な事業（例示）

国際交流協会との連携
 地域活動への外国人の参加促進
 友好姉妹都市交流の充実
 日本語教室

期待される協働のイメージ



政策5 交流と連携による質の高い元気産業のまち

政策5-1 農林業の振興

施策の目的

新たな時代の魅力ある農業・農村の実現と農林業の持つ多面的な機能の保全・活用に向け、生産者、関係機関・団体、行政が一体となって、情勢の変化を的確に踏まえた農林業の振興施策を推進します。

現況と課題

○農業

本市の農業は、佐賀平野に広がる肥沃な農地を活用して、豊かな生産を育み、基幹的産業としてこれまで発展してきました。

経営耕地面積²⁹は 3,268ha（2010 年農林業センサス）となっており、その内訳は田 3,013ha、畑 35ha、果樹園 220ha で、1 経営体当たりの平均耕作面積は、4.37ha（集落営農含む）となっています。

近年は、農産物の輸入自由化など国の施策の変化により、農業者は将来性に不安を抱えており、農産物需給の不均衡や価格低迷、さらには農業従事者の高齢化が進み、一部では新規就農者も見られますが、担い手・後継者の不足や労働力の低下が進んでいます。

また、スプロール³⁰的に広がる住宅建設は、周囲の営農環境を悪化させ、営農意欲を減退させています。さらに、中山間地では、耕作放棄地・荒廃園の増加も懸念されています。

これらの現状から、農用地利用集積事業³¹による担い手への農地の集積を通じた経営規模の拡大や集落営農組織³²の育成、また、新規就農者

²⁹ 農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に、借りている耕地（借入耕地）を加えたもの。

³⁰ 都市が不規則に郊外へ拡大していくこと。

³¹ 農地を面的にまとめて使いやすくなるよう、農地の賃貸を仲介する組織（農地利用集積円滑化団体）が行う調整活動を支援する事業。

³² 集落など地縁的にまとまりのある一定の地域の農家が農業生産を共同で行う営農組織。農地の合理的利用、機械・施設の共同利用や共同作業により、生産コストの低減が期待できる。

に対し技術指導や資金援助を行い、高収益作物の導入による農家の所得確保・向上を図る必要があります。

また、優良農地の確保・保全、耕作放棄地の解消、さらには環境保全型農業に取り組みながら売れる物づくりの推進や安全・安心な生産物を提供することにより地元での消費拡大を図り、都市住民と農村との交流の促進等に努め、活力ある農業と農村の活性化を展開していく必要があります。

○林業

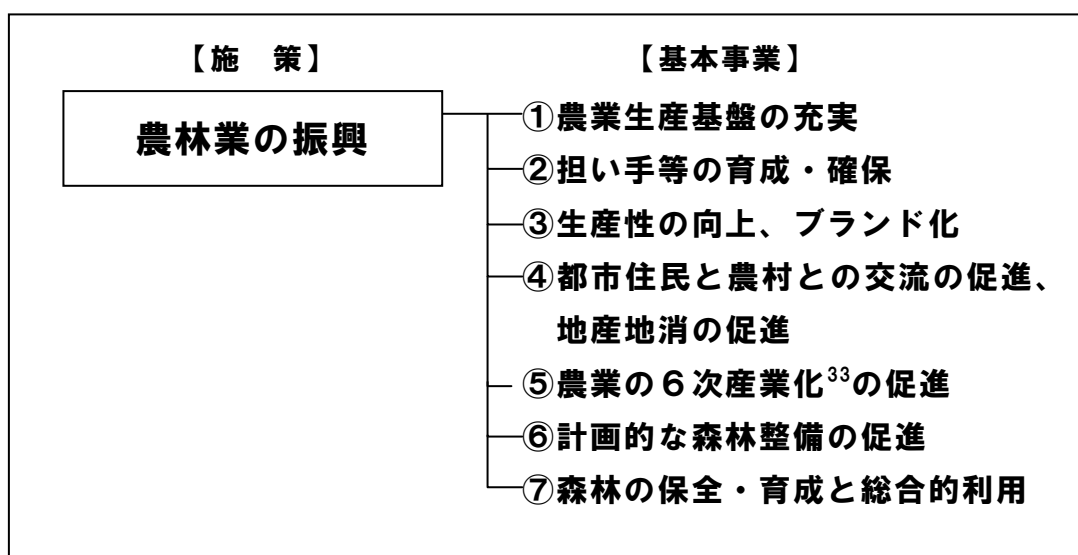
本市における森林面積は 2,172ha で総面積の 23%を占めており、その内訳は民有林が 1,656ha、国有林が 516ha で民有林は森林面積の 76%を占めています。しかしながら、森林所有者のほとんどが農業者で、稲作や果樹との小規模複合経営を営み零細な規模となっています。

近年の木材需用の停滞や、輸入木材の増加などによる価格の低迷によって林業を取り巻く環境は厳しく、兼業化、高齢化が進行する中で、就業者は年々減少しています。

こうした厳しい環境のもとで林業の振興を図るため、造林事業の推進と適切な保育管理により森林資源の造成を図り、林道及び作業道の整備を図る必要があります。

また、森林組合及び地元等による事業実施体制の整備や協働体制を構築しながら関連諸施策の活用を図り、保全管理に努める必要があります。

施策の体系



基本事業

① 農業生産基盤の充実

農産物の生産性や農作業の効率を上げるため、優良農地の確保・保全に努め、農地パトロール等により耕作放棄地等の発生を防止します。また、関係機関と連携のもと、農業施設の整備等を進め、農地・水・環境の保全に向けた地域協働活動等を促進し、農業生産基盤を充実させるとともに、エコファーマー³⁴の育成等を図り、安全・安心な農産物の生産のために、有機栽培、特別栽培、エコ農業³⁵の認定に向けた環境保全型農業を推進します。

② 担い手等の育成・確保

農業の持続的な発展と農地の保全のため、農地の利用集積や農作業受委託の促進、経営指導の強化等を通じ、認定農業者・集落営農組織及び多様な担い手を育成し、確保するとともに、相談業務の充実など後継者や新規就農者への支援、技術指導を行います。

³³ 農業者が農産物の生産(1次)だけでなく、加工(2次)、販売(3次)まで一体的に取り組むことにより、新たな付加価値や需用(市場)を創出させる経営形態。

³⁴ 「持続性の高い農業生産方式の導入促進に関する法律」に基づき、県知事から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称。

³⁵ たい肥等を使用した土づくりを行い、化学肥料や農薬等の使用を抑えるなど、環境への負荷を減らした持続的な農業。

③生産性の向上、ブランド化

関係機関との連携のもと、合理的な作付体系や効率的な生産技術の導入、機械施設の導入、加工施設等関連施設の整備・活用等を促進し、米麦をはじめ野菜、果樹、花き、畜産等各作目の生産性の向上や高品質化を推進し、消費者のニーズに合った新たなブランド品の開発を促進します。

④都市住民と農村との交流の促進、地産地消の促進

活力に溢れた農山村を形成するため、生産者と消費者や生産地と消費地との交流、観光との連携といった視点に立ち、グリーンツーリズム³⁶の展開やオーナー制農業の充実を進め、都市住民との交流を促進します。

また、学校給食や市の施設での消費の拡大、食育の展開、安全・安心な農産物のPR活動の強化を図り、地産地消を促進します。

⑤農業の6次産業化の促進

農業者の経営安定のため、農畜産物の付加価値を高めながら特色ある特産品開発を支援し、6次産業化を推進するとともに、農畜産物を活用した加工品の製造・販売のため農業者と商工業者との連携を支援します。

⑥計画的な森林整備の促進

森林施業の効率化、森林の持つ多面的機能の高度発揮に向け、森林組合を中心とした体制整備を進め、森林所有者との協働体制を構築しながら森林整備を促進します。

⑦森林の保全・育成と総合的利用

森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、市民及び関係者の意識の高揚を図りながら、森林の保全・育成を図るとともに、緑に親しむ場やレクリエーションの場として活用し、森林空間の総合的利用に努めます。

³⁶農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
認定農業者数	人	278	278
エコファーマー取得戸数	戸	299	350
間伐を実施した面積	h a	28.72	40.00

主な事業（例示）

担い手・新規就農者等の育成事業
 耕作放棄地対策事業（有害鳥獣等駆除対策事業）
 ブランド品の開発
 戸別所得補償制度
 農業の6次産業化
 エコファーマーの育成
 グリーンツーリズム・オーナー制農業の展開
 チャレンジ農業支援事業
 環境整備事業
 農業用施設機能管理事業
 農地・水保全管理支払交付金事業
 土地改良施設維持管理適正化事業
 地域農業水利施設ストックマネジメント事業
 森林の保全・育成事業
 森林整備地域活動支援事業

期待される協働のイメージ

市民

- ・ 農業者は、質が高く安全な農産物を生産します。
- ・ 農業者は、規模の拡大を図り、安定経営を目指します。
- ・ 農業者は、環境保全型農業を進めます。
- ・ 消費者は、地元の農産物の消費に努めます。
- ・ 農業者は、農業・農村体験やオーナー制農業を展開します。
- ・ 生産者は、森林の適正管理を行います。
- ・ 森林の保全・育成に努めます。

地域・団体・事業者

- ・ 農業協同組合は、農業振興に関する多面的な活動を行います。
- ・ 森林組合は森林管理の代行等を行います。

行政

- ・ 農業生産基盤の充実を図ります。
- ・ 担い手の育成と後継者・新規就農者への支援を行います。
- ・ 生産性向上、高品質化、特産品開発に向けた指導・支援を行います。
- ・ 地産地消推進します。
- ・ 森林の計画的な整備を推進します。
- ・ 森林の保全・育成と総合利用を推進します。

政策5-2 水産業の振興

施策の目的

活力と持続性のある水産業の実現に向け、漁業者、関係機関・団体、行政が一体となって周年操業体制の確立を基本にした水産業振興施策を推進します。

現況と課題

本市の海域は、六角川・牛津川からの流入により好漁場を形成しており、その中で海苔の養殖業や採貝等の漁船漁業を中心に営まれています。

しかし、地域の過疎化の進行により漁業就業者の減少や高齢化、後継者不足、さらには様々な要因による有明海沿岸漁場環境の悪化等の問題もあります。

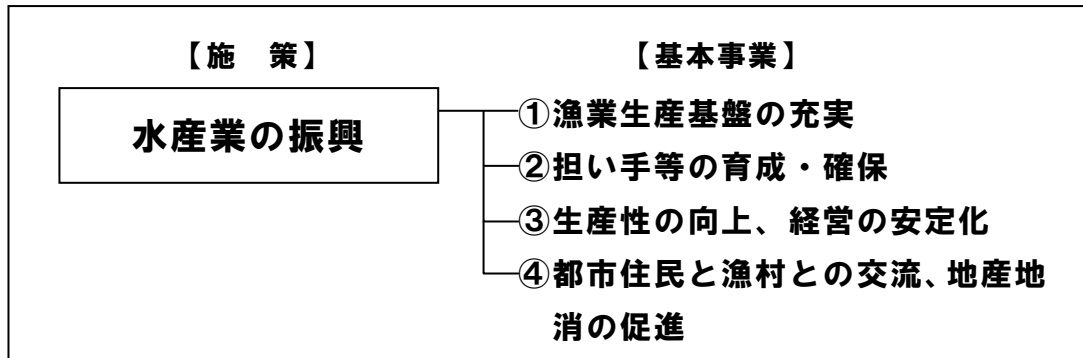
主幹漁業である海苔養殖が、全国的な需要構造の変化や病害等による品質低下、設備投資による経営負担の増大などの課題も抱えていることから、新技術の導入や漁業関連施設の整備促進等により良質の海苔生産に努めるとともに、協業化の推進により収益性の改善や労働負担の軽減を図っていく必要があります。

また、漁業は自然環境に大きく依存する産業であり、有明海の漁業環境保全意識の啓発と地域活動に取り組む必要があります。

さらに、周年を通じて安定した経営活動が求められており、周年操業の確立のための対策強化を図る必要があります。

加えて、近年の海洋性レクリエーションなどの余暇活動への意識の高まりを踏まえ、有明海の豊かな自然、個性ある文化などの資源を生かし、都市住民との交流の場の創出を推進するとともに、担い手の育成・確保による漁村地域の活性化を図る必要があります。

施策の体系



基本事業

① 漁業生産基盤の充実

水産物の生産性や作業の効率を向上させるため、漁業生産の基盤となる漁港や漁業関連施設の整備充実を進めるとともに、市民の漁業環境保全意識の高揚を図りながら、海岸・海域の環境保全活動への取り組みを推進します。

② 担い手等の育成・確保

漁業の持続的な発展のため、経営指導の強化等を通じ、企業的感觉を持つ担い手の育成を図るとともに、相談業務の充実など後継者や新規就業者への支援を推進します。

③ 生産性の向上、経営の安定化

関係機関・団体との連携のもと、指導・支援体制の整備を図り、海苔養殖業と漁船漁業を組み合わせた周年漁業体制の確立を基本に、質の高い安全な水産物の生産を目指し、海苔養殖業においては、新技術の導入による良質の海苔生産、収益性の改善や労働負担の軽減に向けた協業化を促進します。また、採貝等の漁船漁業については、種苗生産技術の開発等による資源の拡大を促進し、生産性の向上、経営の安定化を促します。

④ 都市住民と漁村との交流、地産地消の促進

活力に溢れた漁村を形成するため、生産者と消費者との交流、観光との連携といった視点に立ち、漁業・漁村体験や観光遊漁船を利用したりバー&シーツリズム³⁷を推進します。また、学校給食や市の施設での

³⁷ 「グリーンツーリズム」に対し、川や海という特性を生かして楽しむ滞在型の余暇活動。

消費の拡大、食育の展開、安全・安心な水産物のPR活動の強化を図り、地産地消を促進します。

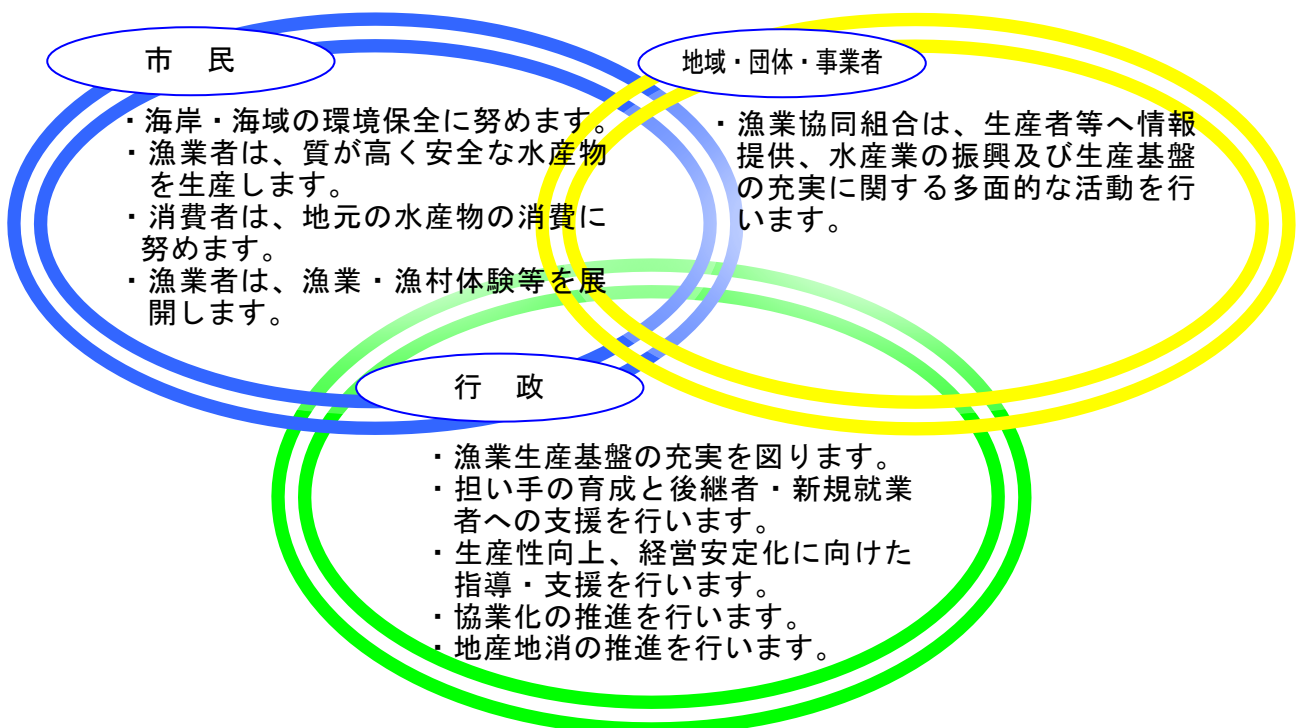
主な成果の目標

指 標	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
漁業出荷量	t	7, 4 2 8	8, 0 0 0
漁業出荷額	千円	1, 7 3 1, 6 8 1	1, 8 5 0, 0 0 0

主な事業（例示）

海苔協業化事業の推進、漁業関連施設の整備充実
 市民参加による環境保全活動
 新規就業者及び新規後継者の確保
 採貝等の種苗生産技術の開発
 地域水産物の消費拡大、ブランド化の推進、保全意識の高揚の啓発

期待される協働のイメージ



政策5-3 商工業の振興と新産業の育成

施策の目的

人々が集う賑わいの場の再生と創造に向け、商店街の整備及び経営の近代化を進めるとともに、地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、企業誘致や経営体質の強化、起業化及び新産業創出を進めます。

現況と課題

○商業

本市の商業は、平成19年の商業統計調査によると、商店数561店、従業者数3,131人、年間販売額645億3千9百万円となっており、ここ数年はいずれも減少傾向で推移しています。

近年の車社会の進展のため、生活必需品などは佐賀市郊外などの無料駐車場を備えた大型ショッピングセンターや家電量販店などへの購買力の流出が目立っています。また、一部の商店街では、歩道の未整備、駐車場の不足や高齢化が進み、商店の後継者も少なく街の衰退・空洞化が深刻化している状況です。

このため、商工会議所や商工会等と連携しながら、経営意欲の高揚や経営体質の強化、後継者の育成、地域に密着したサービスの向上等を促進していくとともに、市民及び事業者との協働のもとに魅力ある商店街の再生整備について検討を進めていく必要があります。

○工業

平成21年の工業統計調査によると、市内の製造業(従業員4人以上)は56社となっており、平成17年度から19社減少しています。

本市の工業は、立地の優位性や、労働力を利用した薬品業、機械業等を中心に地場産業として発展してきました。

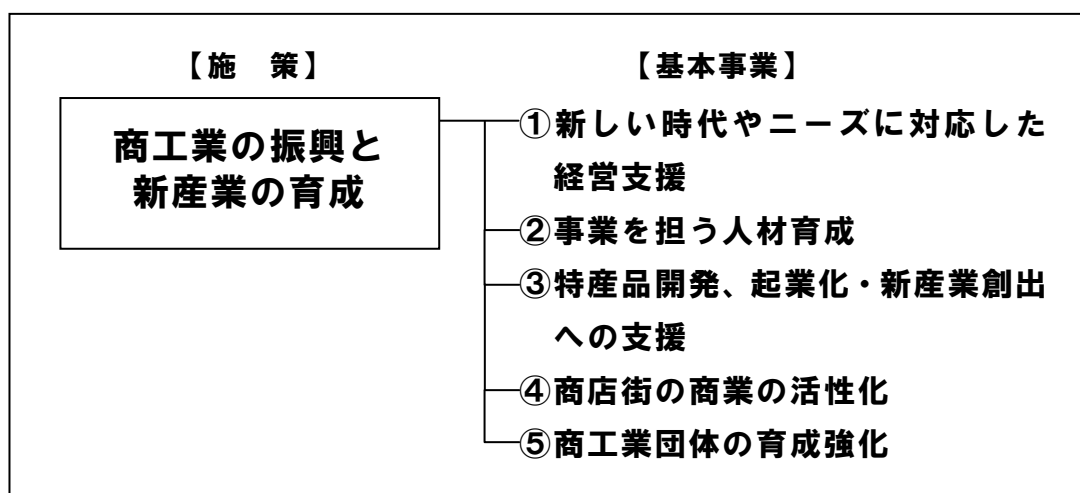
また、企業誘致条例に基づく奨励金制度により、企業立地の促進を図ってきましたが、景気の長期低迷が影響し企業誘致は進んでいないのが現状です。

このため、商工会議所や商工会等との連携のもと、今後とも既存企業の体質強化や経営の安定化に向けた支援を進めていくとともに、企業誘

致活動を積極的に進めていく必要があります。

また、大学等の関係機関との連携のもと、知的財産なども活用した産業支援・研究開発体制の確立を図り、起業家や新産業の育成、コミュニティビジネス³⁸の育成などを支援し、雇用の確保と市民所得の安定に努める必要があります。

施策の体系



基本事業

①新しい時代やニーズに対応した経営支援

地元商店街ならではの地域に密着したサービス（配達などのサービス等）や ICT を活用したサービスの展開、イベント戦略の展開、新商品の開発や設備投資など近代的かつ魅力的な事業活動を商工会議所等関係団体との連携により支援します。

②事業を担う人材育成

経営者の意識改革や後継者の育成などの人材育成、事業の拡大・安定化を商工会議所等関係団体との連携により支援します。

③特産品開発、起業化・新産業創出への支援

特産品の開発を支援すると共に PR に努め事業者を支援します。また、農林水産業や観光と連携した特産品の販売などを促進し、新産業として6次産業（1次＋2次＋3次産業の組み合わせ）の立ち上げを支援しま

³⁸ 地域の人々が、地域の資源を活用し、地域に密着して行う比較的小さなビジネスのこと。

す。地元で付加価値のあるものを生産するなど本市にとってプラスとなる優良企業の立地を促進します。

④ 商店街の商業の活性化

国の中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定を受けた地区をはじめ商店街において、市民及び事業者との協働による市街地整備や景観形成と連動したの整備を進め、人々が集う賑わいの場の創出に向けた事業を地域住民と共に推進します。

⑤ 商工業団体の育成強化

商工業振興の核となる商工会議所と商工会等関係団体の育成強化に努め、各種活動の一層の活発化を促進します。

主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
年間商品販売額	千円	64,539,350 (平成 19 年)	65,000,000
製造品出荷額等	千円	27,547,890 (平成 21 年)	27,500,000
新規に起業した 事業所数	事業所	13	15

主な事業（例示）

- 地域商業活性化支援事業
- 市内企業経営懇談会開催事業
- 企業誘致優遇制度の充実
- 特産品開発プロジェクト
- 産学官連携による産業育成支援事業

期待される協働のイメージ



政策5-4 観光の振興

施策の目的

観光都市小城の形成に向け、本市ならではの魅力ある地域資源を活用した観光ルートの開発をはじめ、近年の観光ニーズに対応した多面的な取り組みを積極的に推進します。

現況と課題

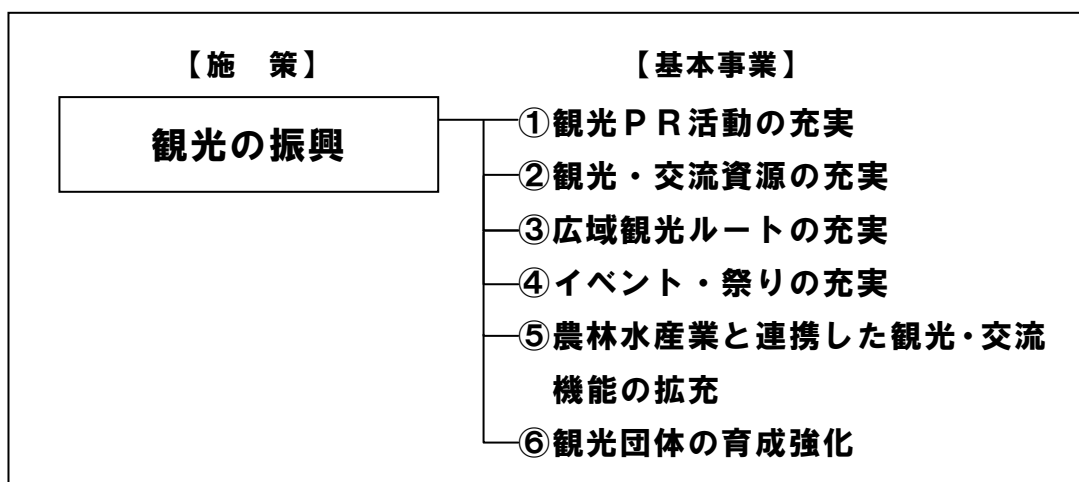
本市の観光資源としては、干満の差日本一の有明海、天山、清水の滝、小城公園、牛尾梅林、祇園川のホタル及び江里山の棚田等の自然景観や、土生遺跡、星巖寺五百羅漢、千葉城址、三十三体石仏、石工の里及び赤れんが館等の歴史的な文化遺産、また「小京都」言われている街並み、歴史・風土、さらには、津の里温泉など多彩に有しています。

過去の調査によると、観光客の7割程度が県内であり、県外、特に福岡市を中心とした都市圏からの観光客誘致が今後の課題となっています。

しかし、数多くの観光・交流資源も、年間を通じて多くの観光客を呼び込める魅力ある観光・レクリエーション素材としての活用状況は必ずしも十分とはいえません。

今後は、観光拠点の形成や観光資源の掘り起こし、さらには観光資源のネットワーク化や観光イベントの充実、農林業、水産業、商工業との連携、小城市観光協会の組織強化、PR活動の強化など活発な情報発信をはじめ多面的な取り組みを進め、観光都市小城の形成を進めていく必要があります。

施策の体系



基本事業

①観光PR活動の充実

観光マップの作成やホームページの充実、マスコミの活用等を通じ、自然、文化遺産、伝統芸能等、文化面を含めて年間を通じた観光PR活動、情報発信に努めると共に、案内板を整備します。

②観光・交流資源の充実

本市の多様な観光・文化・交流資源について、総合的な評価を行い、それぞれの特性を磨きあげ、小城市独特の魅力を高めるための施設・設備、周辺環境の整備等を進めます。

③広域観光ルートの充実

県内外の動向を踏まえながら、広域的連携のもと、広域観光ルートづくりや広域的な集客活動の推進、民間企業と連携したツアーなど、地域一体となった観光振興施策を推進します。

④イベント・祭りの充実

タイムリー性のある小城ならではの特色ある観光・交流イベントや祭りを市民や事業者が協働・連携して企画・開催を行い、地域内外との交流人口の増加に努めます。

⑤農林水産業と連携した観光・交流機能の拡充

多様で豊富な農林水産物を生かした特産品や郷土料理の開発・販売や農漁業体験の展開を促進するなど、農林水産業と連携した観光・交流機能の拡充に努めます。

⑥観光団体の育成強化

観光振興の核となる小城市観光協会等関係団体の育成強化に努め、各種活動の一層の活発化を促進します。

主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
観光入込客数	万人	50	55

主な事業（例示）

観光施設整備事業
 観光振興事業
 福岡都市圏PR活動
 グリーンツーリズム推進事業
 観光イベント事業
 観光ボランティア育成事業
 小城市観光協会の活動強化

期待される協働のイメージ

市 民

- ・おもてなしの心の醸成に努めます。
- ・観光ボランティアに参加します。
- ・掃除や花を植えて、まちをきれいにすることに努めます。

地域・団体・事業者

- ・小城市観光協会は、観光振興に関する多面的な活動を行います。
- ・おもてなしの心の醸成に努めます。

行 政

- ・既存観光資源の充実に努めるとともに、観光ルートを開発を行います。
- ・PR活動の強化と案内板の整備を行います。
- ・広域観光体制の充実を進めます。
- ・他産業との連携を促進します。

政策 5-5 雇用促進と勤労者福祉の充実

施策の目的

活力あるまちづくりと快適に働ける環境づくりに向け、雇用の場の確保と雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。

現況と課題

本市の雇用状況は、平成18年の事業所・企業統計調査で見ると、事業所数が1,734事業所、従業者数は14,244人で平成16年と比べると1,195人の増となっています。しかしながら、景気の低迷による影響で今後の雇用状況は大変厳しい状況にあります。

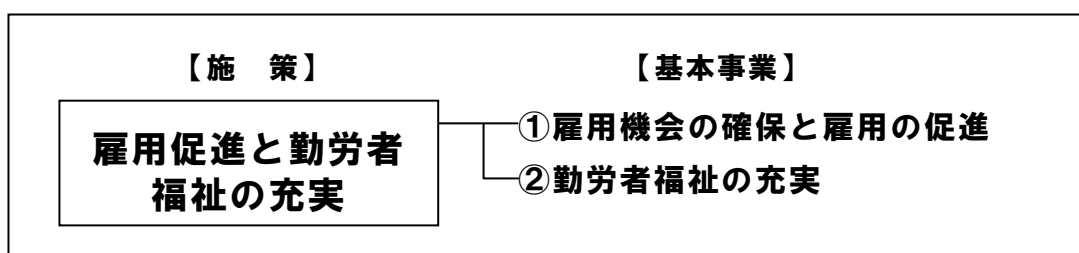
また、労働人口の急速な高齢化やパートタイム労働、女性の職場進出の増加等労働環境の変革が進んでおり、これに対応した勤労者対策が望まれています。

また、労働時間の短縮等の労働環境の充実が、少子化への対応にも強く望まれていることから、若者の定住を図るためには、ワークライフバランスのとれた、魅力ある雇用の場の確保が急がれます。

さらには、高齢者、障害者など様々な人々の就業意欲に応えるためには、職業情報の提供等の拡充に努める必要があります。

今後も、企業誘致や、市内外の企業に対する雇用の働きかけ、また、それらの企業からの求人情報等を市民に提供するなどあらゆる機会をとらえて雇用の確保を図っていくことが求められています。

施策の体系



基本事業**①雇用機会の確保と雇用の促進**

企業誘致の積極的な推進を図ると共に、市役所業務の民間委託による雇用機会の確保やハローワーク等関係機関と連携して求人情報の提供や研修機会の情報提供を行います。

②勤労者福祉の充実

余暇の充実した豊かな勤労生活が送れるよう、文化・スポーツ・レクリエーションの場の充実や余暇情報の提供等に努めるとともに、事業所への啓発等により労働条件の向上やワークライフバランスのとれた環境づくりを促進します。

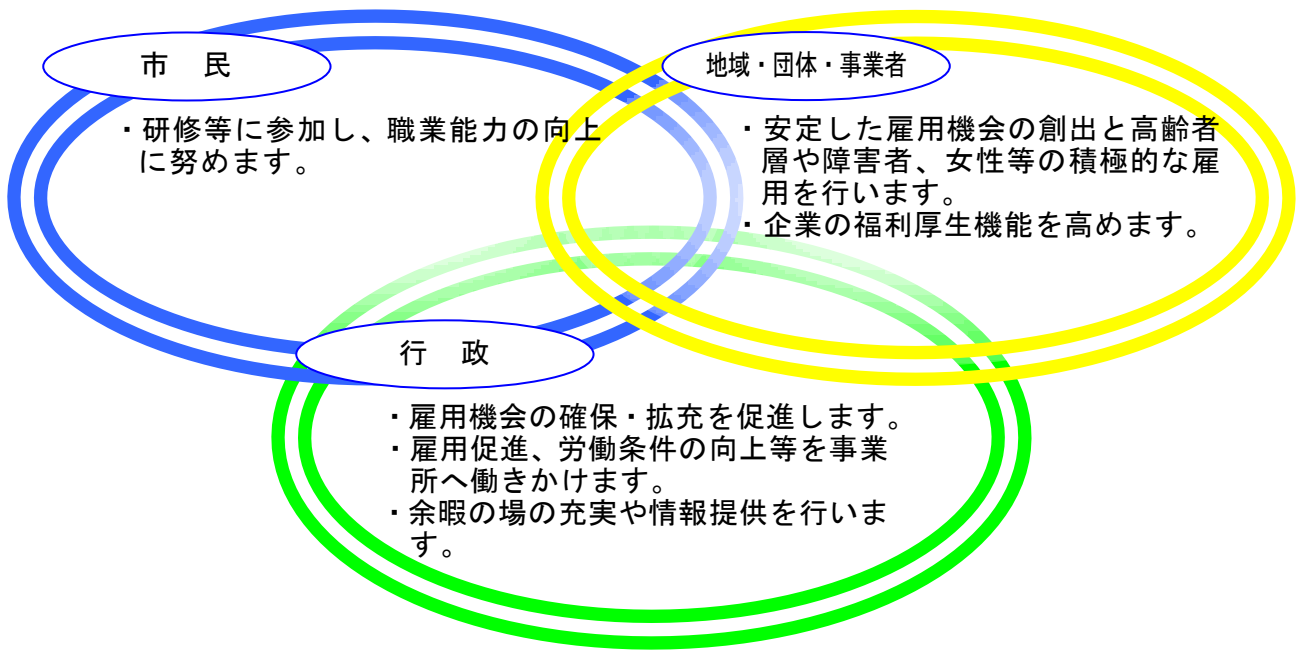
主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
企業誘致・支援による新規雇用者数	人	23	80 (23~28年度)
中小企業勤労者福祉サービスセンターへの小城市の加入事業者数	事業所	17	22

主な事業（例示）

県事業との連携（ネクストステージを佐賀県で）
 企業情報の提供強化
 企業誘致事業

期待される協働のイメージ



政策6 共につくる新しいまち

政策6-1 人権尊重社会の確立

施策の目的

すべての人がお互いの人権を尊重し共に生きる社会を築いていくため、人権教育・啓発活動を推進します。

現況と課題

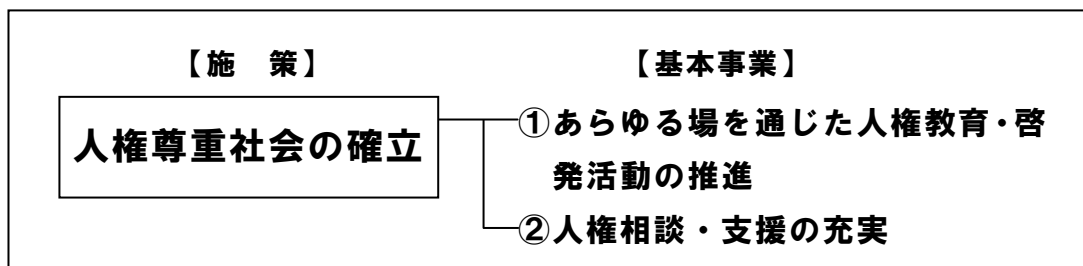
人権や同和問題に対する意識は高まりつつありますが、差別やいじめはなくなっていない状況にあります。インターネットを利用した人権侵害、差別行為も問題になっており、同和問題をはじめとする人権問題については、その解決に向け、人権意識を高める教育・啓発活動への取り組みが求められています。

家庭や学校、地域社会、職場、行政等関係機関が連携し、あらゆる場を通じて人権教育・啓発の推進を図り、市民すべてが自分自身の課題として理解を深めるよう積極的に取り組む必要があります。

また、人権侵害を受けた人や受ける恐れのある人への救済や相談、支援も重要な課題です。現在、人権侵害を受けてなくても、何時どのような形で人権侵害を受けるかもわかりません。そのためにも、日頃から人権感覚を身につけておくことが求められます。

人権尊重のまちづくりを推進するために、関係機関、関係団体との協働により、人権擁護体制の整備を進める必要があります。

施策の体系



基本事業**①あらゆる場を通じた人権教育・啓発活動の推進**

人権尊重社会の確立のもととなる、「小城市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、すべての人が共に生きる人権尊重社会を築いていくため、学校、地域、家庭、職域その他のあらゆる場を通じた人権教育・啓発活動を継続的かつ効果的に推進します。

②人権相談・支援の充実

関係機関との連携のもと、人権問題に関する相談・救済・支援体制を充実します。

主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (現状)	平成 28 年度 (目標)
人権侵害を受けた市民の割合	%	21.3	15.0
啓発事業参加者数	人	2,003	2,200

主な事業（例示）

人権学習懇談会
 人権・同和問題講演会
 社会人権・同和教育推進協議会研修
 広報紙、ホームページ等による人権に係る情報発信

期待される協働のイメージ

市 民

- ・ 人権尊重の意識を高め、日常生活に生かします。
- ・ 各家庭において、人権に係ることについて話し合い、自他の人権を尊重するよう努めます。

地域・団体・事業者

- ・ 人権尊重に関する各種の団体活動を行います。
- ・ 事業所内での人権教育・啓発活動を行います。
- ・ 事業者は、雇用や待遇による差別を撤廃します。

行 政

- ・ 差別をなくし、心豊かな社会の実現のため必要な事業に取り組み、人権意識の高揚を図ります。
- ・ あらゆる場を通じた人権教育・啓発活動を推進します。
- ・ 相談・救済・支援体制を充実します。

政策 6-2 男女共同参画社会の形成

施策の目的

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、互いに責任を持つことができるよう、意識改革を進めながら、男女共同参画社会の形成を促進します。

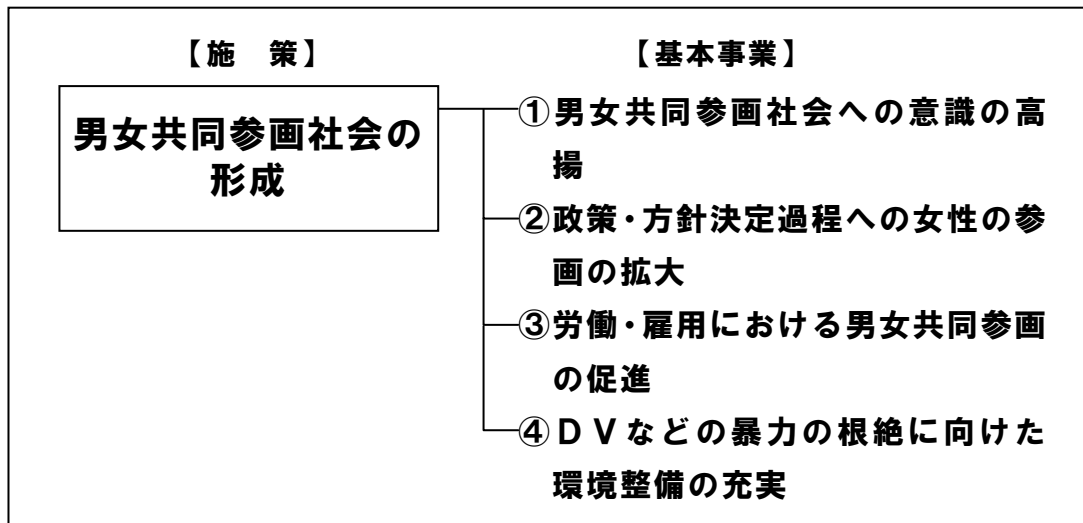
現況と課題

男女共同参画社会基本法では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題として、その解決が求められております。

本市においては、平成 18 年度に小城市男女共同参画プラン（さくらプラン）を策定し、男女参画社会の推進に努めておりますが、平成 22 年に実施した市民アンケート結果では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的役割分担意識に反対する割合は 45.7%と、男女共同参画の社会への認識は必ずしも高いとは言えず、固定的役割分担意識を解消し、男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させることが課題となっています。また、女性の審議会等委員会への参画率は、平成 17 年度末は 27.7%で、平成 22 年度末が 26.4%と減少しており、目標値の達成に向けた取組みがさらに必要となっています。

DV 相談について、年々相談件数が増加し、多様化する中で、相談に対応するため関係機関、庁内関係課との連携を図り、DV 被害者を支援する体制の強化が必要となっています。

施策の体系



基本事業

① 男女共同参画社会への意識の高揚

広報活動や学校教育、生涯学習など様々な場を通じ、これまでの社会制度・慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等意識の浸透に向けた啓発や教育、情報提供を積極的に推進します。

② 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

多様な分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向け、女性人材バンクの充実・活用等を進めながら、審議会や委員会への女性の積極的な登用や、企業、団体における女性の参画拡大を促進します。

また、男女共同参画ネットワーク等団体活動や学習活動を促進し、女性の能力向上やリーダーの育成に努め、女性の政策策定への参画を促進します。

③ 労働・雇用における男女共同参画の促進

女性が個性と能力を発揮できるよう労働・雇用に関する法律の普及・啓発を行い、男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するほか、仕事と家庭・地域生活の両立に向け、仕事と子育て、介護等制度との両立のための労働・雇用環境の改善を促進します。

④ DVなどの暴力の根絶に向けた環境整備の充実

ドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメントなどのあらゆる暴力の根絶に向け、啓発活動を推進するとともに、県・警察など関

係機関や庁内関係課との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

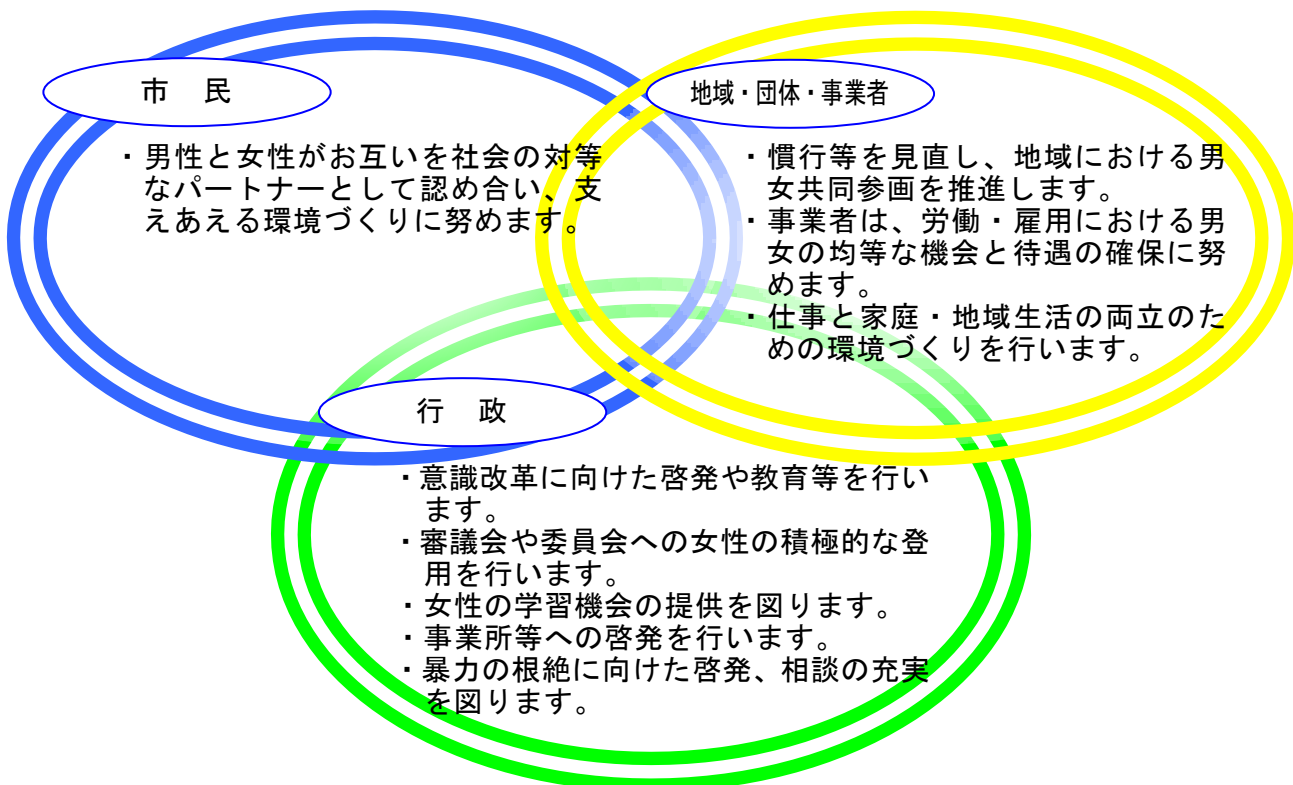
主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
固定的役割分担意識を持つ市民 の割合	%	42.3	35.0
審議会等への女性参画率	%	26.4	30.0
女性人材バンクの登録者数	人	12	25

主な事業（例示）

男女共同参画社会形成に向けた啓発・相談事業
DV等相談窓口

期待される協働のイメージ



政策6-3 コミュニティ活動の促進

施策の目的

住民自治に基づく個性豊かな地域づくりに向け、コミュニティ活動を活性化させ、地域力の強化を促進します。

現況と課題

少子高齢化や高度情報化の進展、人々の価値観や生活様式の多様化など社会情勢が大きく変化している中、地方分権化が進み、地域特性を生かした特色あるまちづくりが求められています。一方では、余暇時間の増大などに伴い、様々な活動を通して地域社会を取り巻く多くの課題に自主的に取り組んでいこうという意識も高まっており、こうした地域課題に自主的に取り組む場として、コミュニティ活動はますます重要なものになってきています。

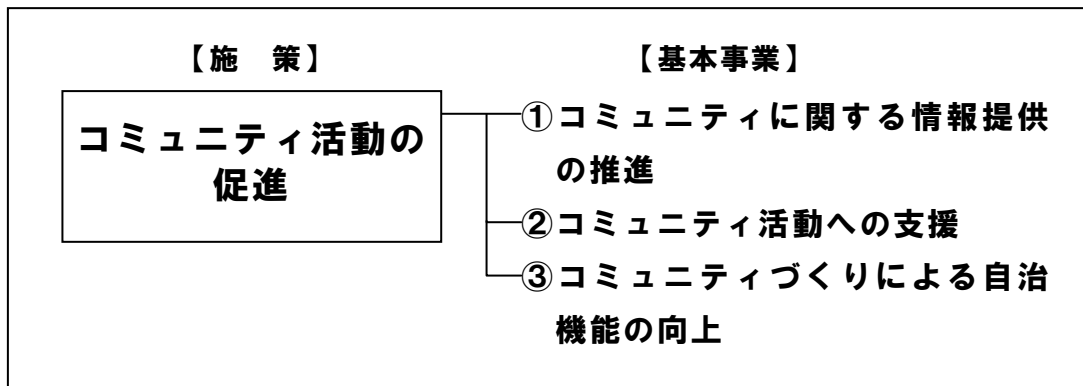
本市では、地区ごとに住民自治組織（町内会、自治会）が形成され地縁団体として法人格を取得している自治組織もあります。また自治組織には、婦人会、老人クラブ、青少年健全育成会など様々な活動団体があり、地区集会所等のコミュニティ施設を拠点として、伝統芸能の伝承活動や地域環境の美化、青少年の健全育成など広範なコミュニティ活動が展開されています。また、大震災の教訓を通じて新しい活動として、自主防災組織や要援護者への支援など「共助」の意識が高まっています。

しかし、一方では少子高齢化や価値観の多様化等に伴う参加者の減少や組織・人材・規模・活動内容に違いが見られることから今後、さらに地域活動や市民活動の基盤を強化し、主体的な市民活動と市民相互の連帯意識を高めていくことが重要な課題となっています。

また、活動の場についても、団体活動の活性化や広域化、日常生活圏の拡大などに伴い、活動に対応できる場の充実が求められています。

このため、活動拠点となる施設整備の充実をはじめ、コミュニティ活動の活性化のための支援やコミュニティ活動の核となる人材の発掘・育成に努めるなど、地域が一体となったまちづくり活動を支援し自治機能の向上を図っていく必要があります。

施策の体系



基本事業

① コミュニティに関する情報提供の推進

広報等を通じ、コミュニティや住民自治に関する情報を広く市民や団体に提供し、地域での連帯意識を深め、自主的に地域活動へ参加できるよう市民のコミュニティ意識の高揚に努めます。

② コミュニティ活動への支援

活動拠点となるコミュニティ活動拠点施設の整備を支援するとともに地域課題を自ら解決する自治会活動の活性化を支援します。

③ コミュニティづくりによる自治機能の向上

地域に根ざした独自性のある活動や地域住民自らの手による地域計画づくり、法人化等に対する支援の充実など、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を検討・推進し、コミュニティづくりを進めます。

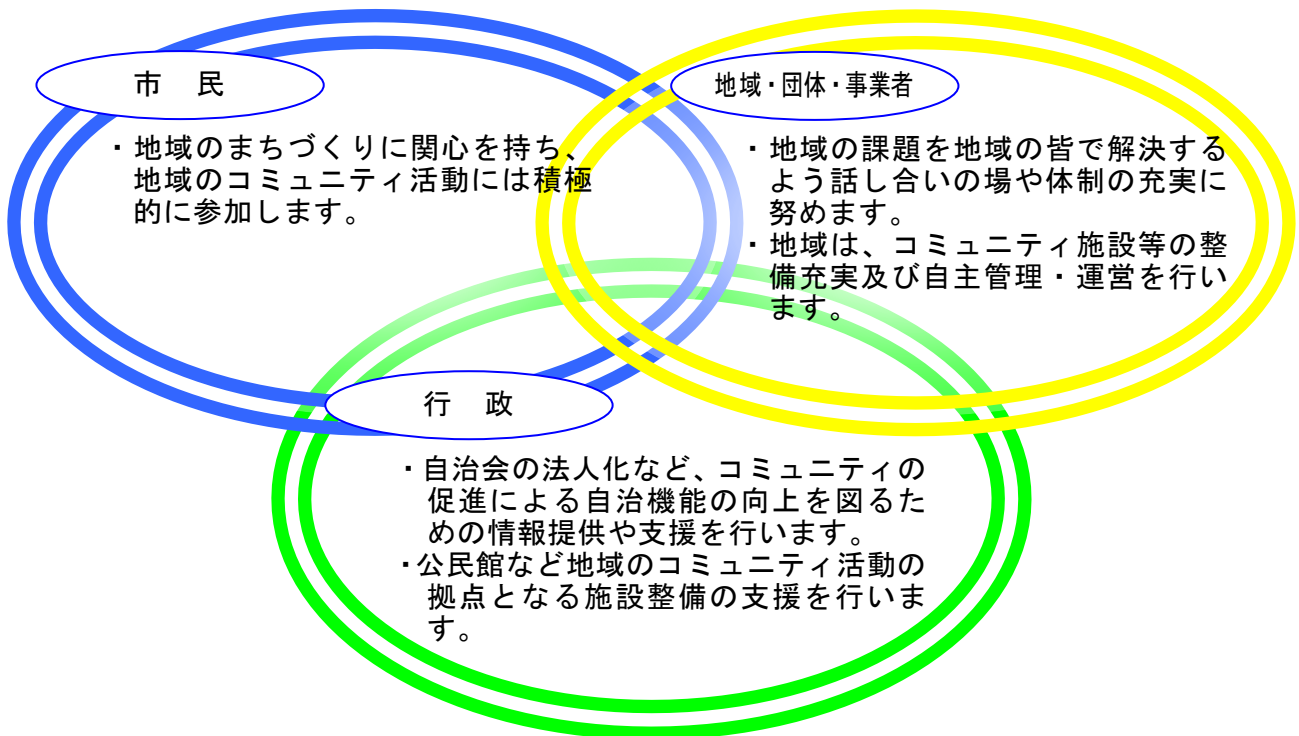
主な成果の目標

指 標	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
市民の地域活動への参画率	%	12.4	25.0
自治会の法人化率	%	24.9	33.1

主な事業（例示）

自治公民館建設補助事業
 コミュニティ活動啓発事業

期待される協働のイメージ



政策6-4 市民と行政との協働体制の確立

施策の目的

様々な市民ニーズへ対応し、多様な主体による住みよいまちづくりを進めていくため、市民と行政との共通認識のもと双方の新しい関係の構築を進めながら、協働体制を確立します。

現況と課題

本市では、各種の審議会や委員会などを通じて、市民参画による行政計画の策定・推進に努めているほか、各種市民団体の多様な分野における自主的な活動の育成・支援にも努めています。しかし、市民ニーズや価値観の多様化によって福祉や環境、教育など様々な分野において課題が生じ、これら課題にきめ細やかに対応するには行政主体で行ってきた公共サービスを市民、市民団体が行政と対等な立場で協力、連携していく市民協働によるまちづくりが求められています。

そのためには、平成20年度に市民と共に策定した「市民協働を進めるための行動指針」を基に、市民と行政が共に抱えている課題解決に向けて、それぞれに持つ資源（情報、専門的知識、資金など）を持ち寄り、対等の立場で取り組むことが重要です。

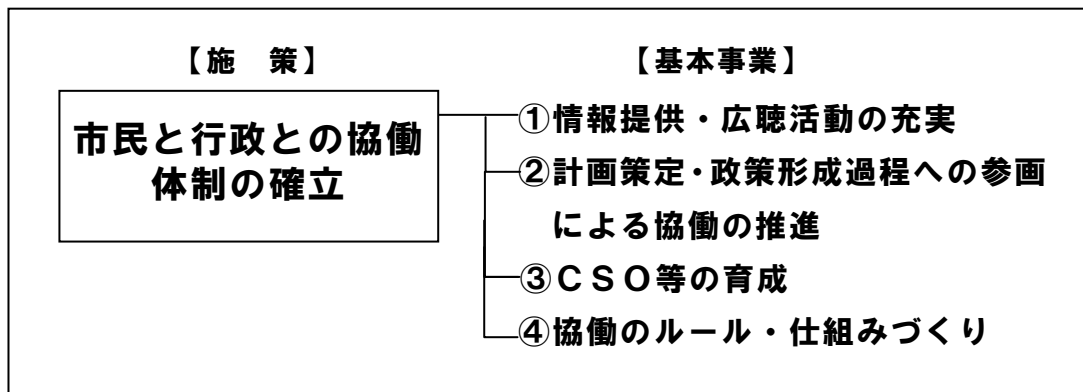
また、市民にとってわかりやすい情報提供を行えるよう市報やホームページの充実を行い市の課題や目標といった情報を市民と行政が共有し、協働による地域課題の解決を目指して担い手であるCSO³⁹等の育成を行い、協働で取り組めるものについては協働の視点で業務を見直し、全庁的な取り組みと多様な市民参画・協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。

今後、まちづくりのすべての分野において市民と行政とが一体となった協働のまちづくりがより活発に行われ、新しい公共空間⁴⁰が形成されるよう、多様な広報・広聴活動の展開、情報公開の推進、学習機会の拡充、さらには多様な市民団体、ボランティア、NPO等の育成や参画促進など、市民と行政との協働体制の確立を進めていく必要があります。

³⁹ 市民社会組織のことをいい、志縁団体（ボランティア団体・市民活動団体・まちづくり団体・NPO法人等）と地縁団体（自治会・婦人会・老人会・PTA等）の総称。

⁴⁰ 地域における公共サービスは自治体だけが担うのではなく、広く民間活動も公共サービスの担い手となること。

施策の体系



基本事業

① 情報提供・広聴活動の充実

公正で開かれた市政の推進及び市民との協働を図るため、個人情報の保護に留意しながら、広報誌などの充実や、ホームページ、CATVなど多様な情報伝達媒体を活用し積極的な情報の公開と提供を行います。

市民の意見が行政に反映される広聴の取り組みを推進します。

② 計画策定・政策形成過程への参画による協働の推進

審議会・委員会委員の公募制度の充実やパブリックコメントの実施を通じ、各種行政計画の策定や政策形成の過程への市民の参画・協働を積極的に推進します。

③ CSO等の育成

協働のまちづくりの担い手として、多様なCSO⁴¹（市民団体、ボランティア、NPO）の育成・支援に努めます。

④ 協働のルール・仕組みづくり

新時代の協働のまちづくりを総合的に進めるため、協働のルール・仕組みづくりに取り組みます。

広報誌などを利用し、協働に関する啓発に努め、地域・企業が協働の主体として社会貢献ができるよう、きっかけづくりを推進します。

⁴¹ 市民社会組織のことをいい、志縁団体（ボランティア団体・市民活動団体・まちづくり団体・NPO法人等）と地縁団体（自治会・婦人会・老人会・PTA等）の総称。

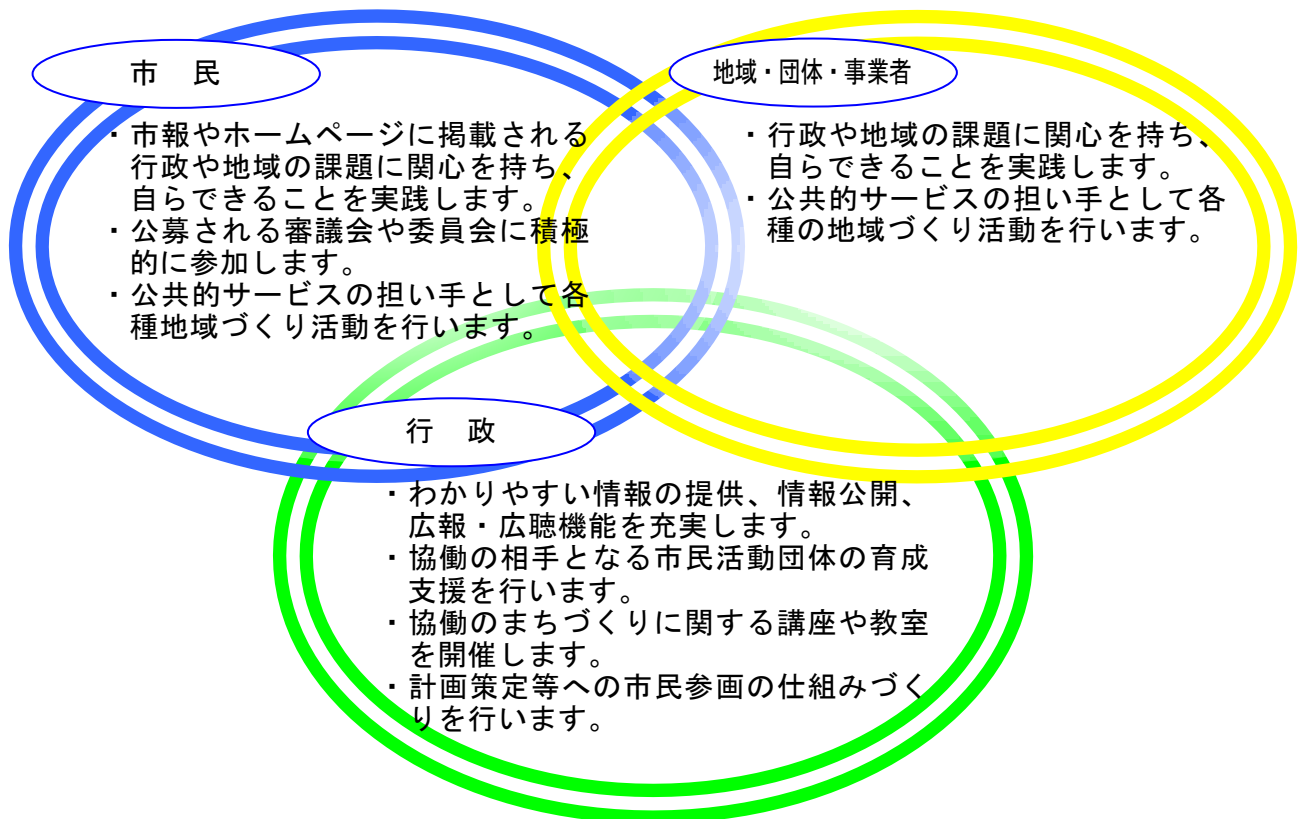
主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
行政情報の満足度	%	56.2	80.0
協働を理解している市民の割合	%	10.8	50.0

主な事業（例示）

市報の発行、小城市ホームページの運営
 市民団体、NPO等の育成支援事業
 CSO等中間支援組織支援、協働活動支援事業
 庁内市民協働推進員の設置

期待される協働のイメージ



政策6-5 自立した行政経営の確立

施策の目的

地域主権の時代にふさわしい自立と持続可能な行政経営の確立に向け、さらなる行財政改革を強力に推進します。

現況と課題

複雑・多様化する行政需要への確に対応するためには、政策・施策・事務事業までの総合的な調整機能の確立が必要であり、民間的経営理念に基づく行政経営（行政評価）システムの構築による効率的かつ効果的な事務事業の遂行を図る必要があります。

また、財政状況については、景気の低迷による税収への影響と少子高齢化に起因する財政需要の増嵩、合併に伴う財政支援措置が平成26年度を以って終了し、交付税については段階的に減額されることなどから、大変厳しい財政運営を余儀なくされております。

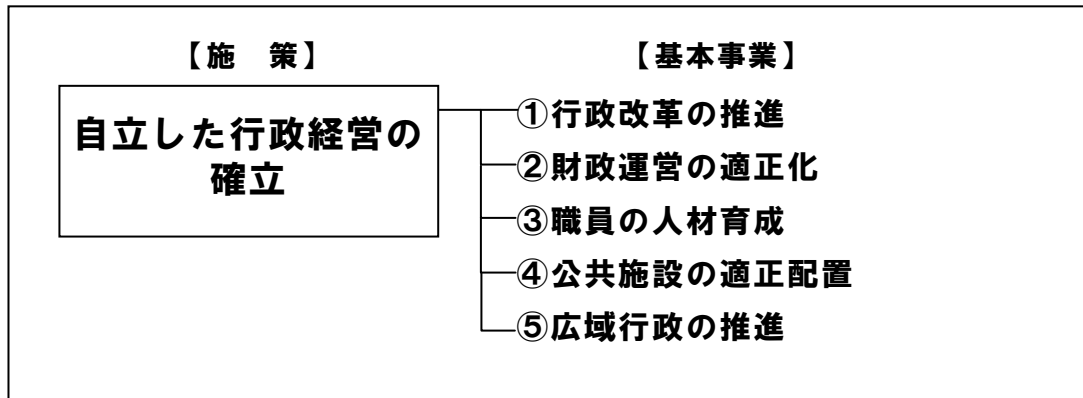
そのため、行政改革大綱、改革プランの着実な実行に基づく行政運営の改善・改革の徹底を図ることと、市民への説明責任を果たすとともに十分な理解をいただくことが大変重要です。このためには、さらなる行政事務の簡素・効率化、情報公開と行政の透明性、市民サービスの向上など総合的な市民満足度の向上を図りながら、経費の大幅な縮減を行う必要があります。

また、本庁舎方式移行に伴い、使われなくなる庁舎や市内には同種の施設が複数存在することから、これらの施設の在り方を早急に検討する必要があります。

さらに、新たな行政課題や多様化・高度化する市民ニーズなど市を取り巻く環境は複雑、煩雑化するばかりです。これらの課題を的確に把握し、迅速に対応できる職員が求められています。

なお、一般廃棄物処理や情報電算処理の広域行政処理の議論も積極的に進めることも必要です。

施策の体系



基本事業

①行政改革の推進

「地域活力を生む持続可能な自治体経営のまち」を基本目標とした第2次行政改革大綱や改革プランに基づき、行政組織・機構の改革をはじめ、行政評価を活用した総合計画の進行管理、行政改革を強力かつ着実に推進します。

計画に定める改革への取り組みを着実に実行し、持続可能な自治体経営を実践します。

②財政運営の適正化

財政改革と行政改革を一体的に推進し、事務事業や経費全般についての徹底的な見直しを行い、経常的経費の節減・合理化を行うとともに、収納率向上対策や受益者負担の原則に基づき使用料・手数料を見直し、自主財源率の向上を進めます。

また、財政状況を分析・公表しながら、事業効果や重要度等を総合的に勘案して財源の重点配分を図り、適正な財政運営を推進します。

③職員の人材育成

新しい行政課題に的確に対応するため、職員一人ひとりの意識改革を図るとともに、資質の向上、能力の開発を進め、積極的な意欲と行動力を持つ人材の育成に努めます。

④公共施設の適正配置

各種公共施設の設置目的や利用・運営状況を検討し、類似施設との役割分担や適正な配置に努め、運営経費に対し利用の少ない施設について

は、縮小や統廃合を検討します。また、市民サービスの維持・向上を図り、指定管理者制度等の民間活力の積極的な活用を図るなど運営面での効率化を進めます。

⑤広域行政の推進

市民の日常生活圏の拡大を踏まえ、周辺市町との行政区域の枠を越えた広域的な機能分担や相互補完等を拡充するとともに、既存の広域行政のさらなる効率化や新たな広域行政の可能性について検討します。

主な成果の目標

指 標	単 位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
第 2 次 (H22～H26) 改革プラン の取り組み・達成率	%	0	(H26 年度) 80.0
自立した行政経営の確立(財政状 況の健全化、行政改革、広域行政 の推進など)に満足する市民の割 合	%	9.8	20.0
経常収支比率 ⁴²	%	85.7	90.0

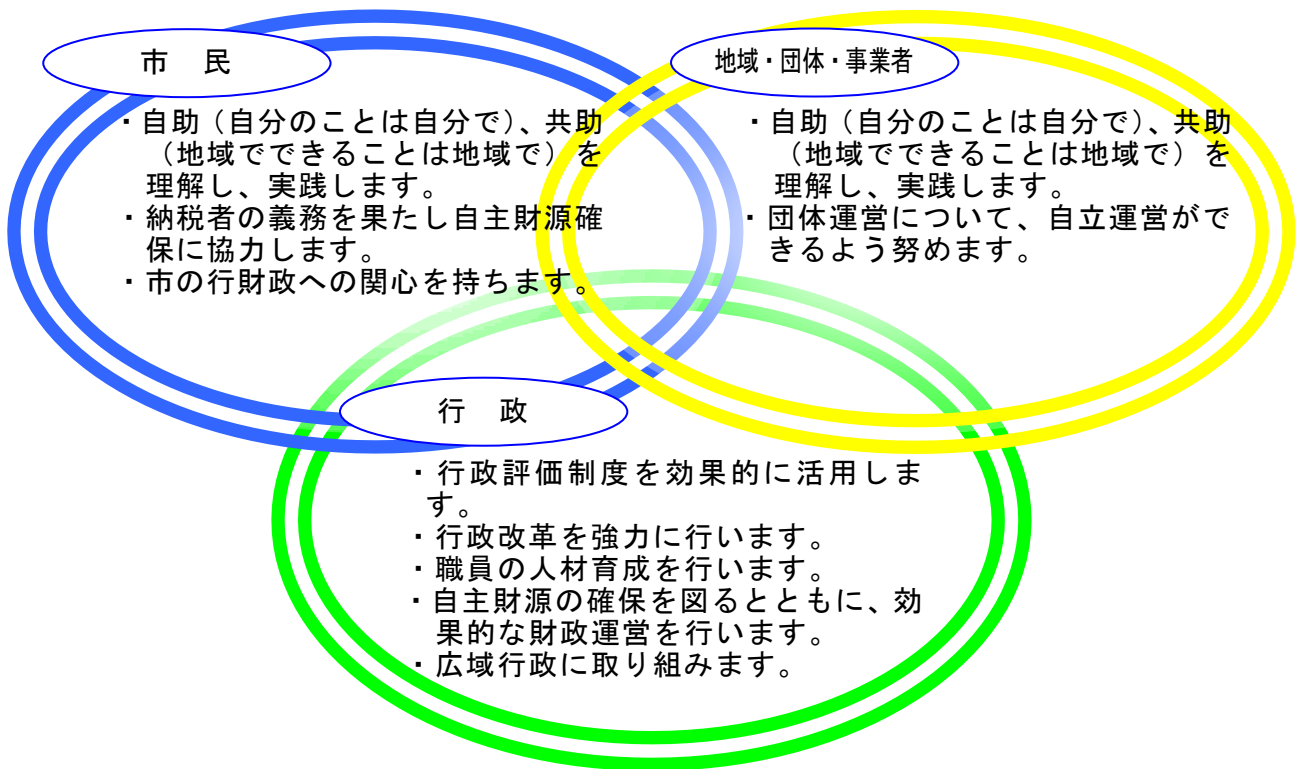
主な事業(例示)

行政改革推進事業
行政評価システム事業
人事評価システム事業

⁴²人件費、扶助費、公債費などの経常経費部分に充てられた地方税、地方交付税などの経常的一般財源の割合。財政の弾力性を表し、低いほど弾力性があります。

計算式：(経常経費充当一般財源等) ÷ (経常一般財源総額) × 100

期待される協働のイメージ



第3章

戦略プロジェクト

戦略プロジェクト

本市が目指す将来像や基本目標を実現するために、まず、基本構想に掲げる土地利用の基本方針に基づき、50年先、100年先を見据えた基盤整備に取り組むことが、小城市形成の根幹となるものです。

また、市民生活に直結した教育・福祉環境の充実をはじめ、快適・安全・安心なまちづくり、元気な産業づくり、共生・共創・共働のまちづくりまで、それぞれの分野において積極的に取り組むことが重要であることはいうまでもありません。

前期基本計画に引き続き、各施策を推進するために、関連する取り組み（基本事業）を横断的に抽出・体系化し、4つのプロジェクトを設定することとしました。

（カッコ内の数字は、基本計画の政策・施策・基本事業の中で表現されている箇所を表しています。）

戦略プロジェクト1

子どものびのび健やかプロジェクト

戦略プロジェクト2

水きらきら快適プロジェクト

戦略プロジェクト3

みんないきいき健康プロジェクト

戦略プロジェクト4

宝ぴかぴか輝きプロジェクト

戦略プロジェクト1

子どものびのび健やかプロジェクト

本市の年少人口は、減少傾向にあります。しかし、少子化は、社会保障をはじめ、労働力人口の減少や地域社会活力の低下などの問題が懸念されることであり、少子化及び人口減少への対応は急務です。

「子どものびのび健やかプロジェクト」は、子育て支援だけでなく、教育や母子保健及び世代を超えた地域ぐるみでの一体的な取り組みを推進し、本市の未来を担う人材の育成に向け、子どもが健やかに生まれ、育成されるまちづくりを積極的に進めます。

○地域ぐるみで子育てを支援します

- 多様なニーズに即した保育サービスの充実
幼児教育の充実（4-2-①）
- 放課後児童クラブの充実 ■地域における多様な子育て支援の充実
地域における子育て支援の充実（4-1-①）
- 未就学児の医療費軽減
子どもと母親の健康の確保・増進（4-1-②）
- 世代間の交流及び共生の促進
家庭や地域との連携強化、安全対策の推進（4-2-⑤）

○充実した幼児教育・学校教育を行います

- 幼・保・小・中の連携強化 ■各段階に応じた基礎・基本の徹底
小・中学校教育内容の充実（4-2-②）
- 食育やスポーツの推進による心と体の健康を育む教育の充実
学校給食施設の充実と食育の推進（4-2-⑥）
都市住民と農村との交流の促進、地産地消の促進（5-1-④）
都市住民と漁村との交流、地産地消の促進（5-2-④）
スポーツ施設の整備充実・有効活用（3-2-①）
- 教育施設の計画的整備
教育環境の整備（4-1-③）
学校施設の整備充実（4-2-⑨）

○社会に出るまで見守ります

- 子どもの居場所づくり
子どもの安全確保（4-1-⑥）

戦略プロジェクト2

水きらきら快適プロジェクト

本市は、天山から佐賀平野、有明海までの優れた自然環境や景観を誇ります。名水百選やホタル舞う清流、農業と人の暮らしを支えてきたクリーク、ムツゴロウが生息し豊かな海産物を育む有明海など、貴重な地域資源を保全する必要があります。

「水きらきら快適プロジェクト」は、個性ある水文化とともに暮らしてきた本市の「水」に代表される、優れた自然と共生する美しいまちの形成に向け、自然環境の保全など、快適な居住環境づくりを積極的に進めます。

○水でつながった自然環境を守ります

- 市民との協働による有明海、棚田の環境保全
自然環境・景観の保全（2-1-①）
- 森林の保全、利用
森林の保全・育成と総合的利用（5-1-⑦）

○きれいな水を有明海に注ぎます

- 市民、事業者による自主的な河川の水質浄化運動の推進
環境教育・啓発等の推進と実践活動の推進（2-1-②）
- 効率的、効果的な下水道の整備
地域条件に応じた下水道整備の推進（2-4-①）
- 4R運動の推進
4R運動の促進（2-5-②）

○子どもの時から自然とふれあい自然を大切にすることを学べる環境づくりを進めます

- 自然体験など、特色ある学習プログラムの提供
市民ニーズに合った特色ある学習プログラムの整備と提供（4-3-④）

○食の安全・安心につなげます

- 食の安全・安心と環境に配慮した環境保全型農業の促進
農業生産基盤の充実（5-1-①）

戦略プロジェクト3

みんないきいき健康プロジェクト

本市の老年人口は、増加傾向にあり、高齢化の進行に伴う医療費や介護を必要とする人の増加、さらには、生活習慣病の低年齢化などが懸念されるため、市民の生涯を通じた健康づくりを推進する必要があります。

「みんないきいき健康プロジェクト」は、健康日本一を目指し、すべての市民が生涯にわたって心身ともに健康で、幸せに暮らせるまちの形成に向け、医療機関や保健福祉センターなどの恵まれた資源を活用し、市民一人ひとりの健康増進と医療費負担の軽減をリードする取り組みを積極的に進めます。

○市民みんなが健康づくりに努めます

- 各保健福祉センターを活用した健康づくり事業の強化
保健事業推進体制の充実（3-1-③）
- 生涯スポーツによる健康づくりの推進
幅広いスポーツ活動普及促進（3-2-③）
- 生涯にわたる生活習慣病の予防 ■禁煙のまちづくりの推進
成人・老人保健の充実（3-1-②）

○高齢者が生きがいを持って暮らせる環境をつくります

- 高齢者の学習、文化、スポーツ活動の充実 ■高齢者による社会参加の促進
高齢者の生きがいづくり、社会参加等の支援（3-4-④）

○障がいのある人が健康で安心を持って暮らせる環境をつくります

- 相談支援事業の構築と関係機関との連携強化
障がい者福祉推進体制の充実（3-5-①）

戦略プロジェクト4

宝ぴかぴか輝きプロジェクト

本市は、歴史的街並みや有形・無形の貴重な文化財と天山から有明海までの優れた自然を有します。多彩で個性と魅力あふれるまちづくりを推進するには、これらの地域資源を活用することが必要です。

「宝ぴかぴか輝きプロジェクト」は、小城市特有の自然や歴史、文化などを本市の宝として磨きあげ活用することにより、市民が自信と誇りを持ち、文化的で質の高いまちづくりを積極的に目指します。また、ゆっくり・ゆったりとしたスローライフなまちづくりを進めるなど、優れた景観の選定・保存、地域資源を生かした地域再生事業にも取り組みます。

○景観を守ります

- 優れた景観・歴史的な街並みの選定
 - 美しい街並みの整備促進
- 美しい街並み景観づくり（2-1-④）

○小城市のよさを見つめなおします

- 市民による観光ボランティアの育成
- 観光団体の育成強化（5-4-⑥）
- スローライフなまちづくりの推進
- 既存観光・交流資源の充実（5-4-②）
- 文化財の保存・活用（4-5-③）

○地域資源・文化資源を生かします

- 屋根のない博物館事業の展開
- 文化財の保存・活用（4-5-③）
- 自然、歴史をテーマとした観光ルートの開発
- 既存観光・交流資源の充実（5-4-②）
- 豊富な農林水産物を生かした特産品や郷土料理の開発・販売の促進
- 農林水産業と連携した観光・交流機能の拡充（5-4-⑤）

○交流人口を増やします

■ ETC専用インターチェンジ設置の推進

高速交通体系整備の促進（1-4-①）

■ 観光のPRや都市住民と農漁村との交流の促進

都市住民と農村との交流の促進、地産地消の促進（5-1-④）

都市住民と漁村との交流、地産地消の促進（5-2-④）